

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第 1 号 9 月 5 日（月曜日）

-
- 議事日程 第 1 号 平成 17 年 9 月 5 日
- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 報第 9 号 損害賠償の額を定めることについての専決処分について
- 日程第 4 報第 10 号 損害賠償の額を定めることについての専決処分について
- 日程第 5 承第 3 号 平成 17 年度山県市一般会計補正予算（第 3 号）の専決処分について
- 日程第 6 議第 66 号 山県市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議第 67 号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約について
- 日程第 8 議第 68 号 岐阜地域広域市町村圏協議会を設ける市町数の減少等に関する協議について
- 日程第 9 議第 69 号 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について
- 日程第 10 議第 70 号 岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合理約の一部を改正する規約について
- 日程第 11 認第 1 号 平成 16 年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 12 認第 2 号 平成 16 年度山県市水道事業会計決算の認定について
- 日程第 13 議第 71 号 平成 17 年度山県市一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 14 議第 72 号 平成 17 年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 15 議第 73 号 平成 17 年度山県市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 16 議第 74 号 平成 17 年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 17 議第 75 号 平成 17 年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 18 議第 76 号 平成 17 年度山県市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 19 議第 77 号 高富中学校校舎改築事業 備品購入契約について
- 日程第 20 議第 78 号 市道路線の認定について
- 日程第 21 議第 79 号 市道路線の変更について
- 日程第 22 議第 80 号 市道路線の廃止について

○ 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 報第 9 号 損害賠償の額を定めることについての専決処分について
- 日程第 4 報第10号 損害賠償の額を定めることについての専決処分について
- 日程第 5 承第 3 号 平成17年度山県市一般会計補正予算（第 3 号）の専決処分について
- 日程第 6 議第66号 山県市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議第67号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約について
- 日程第 8 議第68号 岐阜地域広域市町村圏協議会を設ける市町数の減少等に関する協議について
- 日程第 9 議第69号 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について
- 日程第10 議第70号 岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合理約の一部を改正する規約について
- 日程第11 認第 1 号 平成16年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認第 2 号 平成16年度山県市水道事業会計決算の認定について
- 日程第13 議第71号 平成17年度山県市一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第14 議第72号 平成17年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第15 議第73号 平成17年度山県市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第16 議第74号 平成17年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第17 議第75号 平成17年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第18 議第76号 平成17年度山県市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第19 議第77号 高富中学校校舎改築事業 備品購入契約について
- 日程第20 議第78号 市道路線の認定について
- 日程第21 議第79号 市道路線の変更について
- 日程第22 議第80号 市道路線の廃止について

○ 出席議員（ 2 2 名 ）

1 番 吉 田 茂 広 君

2 番 尾 関 律 子 君

3 番	横 山 哲 夫 君	4 番	宮 田 軍 作 君
5 番	田 垣 隆 司 君	6 番	村 瀬 隆 彦 君
7 番	武 藤 孝 成 君	8 番	河 口 國 昭 君
9 番	影 山 春 男 君	1 0 番	後 藤 利 汎 君
1 1 番	谷 村 松 男 君	1 2 番	横 山 善 道 君
1 3 番	寺 町 知 正 君	1 4 番	渡 辺 政 勝 君
1 5 番	中 田 静 枝 君	1 6 番	藤 根 圓 六 君
1 7 番	村 橋 安 治 君	1 8 番	藤 垣 邦 成 君
1 9 番	小 森 英 明 君	2 0 番	村 瀬 伊 織 君
2 1 番	大 西 克 巳 君	2 2 番	久保田 均 君

○ 欠席議員（なし）

○ 説明のため出席した者の職氏名

市 長	平 野 元 君	助 役	嶋 井 勉 君
収入役職務代理者 会計課長	遠 山 治 彦 君	教 育 長	小 林 囀 之 君
総務部長	垣ヶ原 正 仁 君	企画部長	舩 戸 時 夫 君
市民部長	長 屋 義 明 君	保健福祉 部 長	土 井 誠 司 君
産業経済 部 長	松 影 康 司 君	基盤整備 部 長	長 野 昌 秋 君
水道部長	梅 田 修 一 君	消 防 長	高 橋 信 夫 君
教育次長	室 戸 弘 全 君	総務部次長兼 企画部次長	和 田 真 吾 君

○ 職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	林 宏 優	書 記	棚 橋 和 良
書 記	堀 達 也		

午前10時00分開会

- 議長（小森英明君） ただいまの出席議員は22名であります。定足数に達しておりますので、平成17年第3回山県市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

- 議長（小森英明君） 日程第1、会議録署名議員の指名については、会議規則第81条の規定により、議長において、11番 谷村松男君、15番 中田静枝君を指名いたします。
-

日程第2 会期の決定について

- 議長（小森英明君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会は、本日から9月26日までの22日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小森英明君） 異議がありますので、会期については、本日より9月26日までの22日間とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（小森英明君） ありがとうございます。お座りください。起立多数であります。よって、会期については、本日より9月26日までの22日間と決定しました。
-

日程第3 報第9号から日程第22 議第80まで

- 議長（小森英明君） 日程第3、報第9号 損害賠償の額を定めることについての専決処分について、日程第4、報第10号 損害賠償の額を定めることについての専決処分について、日程第5、承第3号 平成17年度山県市一般会計補正予算（第3号）の専決処分について、日程第6、議第66号 山県市火災予防条例の一部を改正する条例について、日程第7、議第67号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約について、日程第8、議第68号 岐阜地域広域市町村圏協議会を設ける市町数の減少等に関する協議について、日程第9、議第69号 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について、日程第10、議第70号 岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合理約の一部を改正する規約について、日程第11、認第1号 平成16年度山県市一般会計及び特別会計

歳入歳出決算の認定について、日程第12、認第2号 平成16年度山県市水道事業会計決算の認定について、日程第13、議第71号 平成17年度山県市一般会計補正予算(第4号)、日程第14、議第72号 平成17年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)、日程第15、議第73号 平成17年度山県市介護保険特別会計補正予算(第1号)、日程第16、議第74号 平成17年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)、日程第17、議第75号 平成17年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)、日程第18、議第76号 平成17年度山県市水道事業会計補正予算(第1号)、日程第19、議第77号 高富中学校校舎改築事業 備品購入契約について、日程第20、議第78号 市道路線の認定について、日程第21、議第79号 市道路線の変更について、日程第22、議第80号 市道路線の廃止について、以上20件を一括議題といたします。

平野市長に提案理由の説明を求めます。

平野市長。

○市長(平野 元君) 皆さん、おはようございます。

本日は、平成17年山県市議会第3回定例会を招集しましたところ、議員の皆様には大変御多忙の中、また早朝より御参集を賜りまして、まことにありがとうございました。

さて、このたび、衆議院が解散となりました。8月30日に総選挙が公示され、9月11日の投票日に向けて、現在激しい選挙戦の真っただ中でございます。

また、一方、8月28日の日曜日には、東海地震想定の中県市総合防災訓練を美山中学校グラウンドにおいて、メイン会場といたしまして、実施しましたところ、議員各位を初め、防災関係機関、自主防災会、自治会、市の消防団等から約1,000人の皆様の参加をいただくとともに、今回初めて陸上自衛隊の御協力を得て、応急給食訓練も実施したところでございます。御参加いただきました市民の皆様には、防災技術の見聞や習得、あるいは防災意識の高揚に努めていただき、訓練の目的を達成することができたと思っています。

また、先月16日には、宮城県南部で震度6弱を観測した地震が発生し、多くの方が負傷され、東北新幹線などの交通機関に大きな影響が出たばかりでございます。平成7年に発生した阪神・淡路大震災、そして平成16年10月の新潟県中越地震のような広域的災害発生時には、行政のみで対応できることはおのずと限界があることが現実でございます。そんなときこそ、隣近所、地域の皆さん方の協力こそが被災者を一刻も早く救助し、あるいは被害を最小限に抑えることができるものと確信いたしております。

このような事態を踏まえ、自治会長さんに地域における自主防災組織の立ち上げをお願いしましたところ、現在では151の自治会で結成され、その組織率は97%に達しており

ます。今後は、全自治会に自主防災会が組織されますよう、自治会等の一層の御理解と御協力をいただくとともに、結成された自主防災組織の活動を支援することにより、本市の防災体制をより盤石なものとしたし、安全で安心なまちづくりを構築してまいりたいと考えております。今後とも議員各位の一層の御理解と御協力を切にお願い申し上げます。

また、次に、山県市国際交流海外派遣事業につきましては、先般、小森英明市議会議長を団長とし、総勢13名が、去る8月18日から24日まで米国オレゴン州フローレンス市を訪問されたところでございます。本年度は前年度からの案件でもございましたフローレンス市との友好関係都市協定締結も目的の一つでありましたが、無事、8月22日付をもち、山県市・フローレンス市友好関係都市協定書を取り交わすことができましたので、ここに御報告させていただきます。

また、大変まことに残念なことでございますが、河口収入役が健康上の理由から8月31日をもって辞職されました。すぐれた知識と豊富な経験をお持ちで人間的にも100%の信頼が置ける方であったと認識しておりますが、せめて任期いっぱい頑張っていたきたいと慰留に努めたところではございますが、本人の意志もかたく、健康上の理由でもありますことから、やむを得ないこととなりました。また近い日に元気を取り戻されて御活躍されることを期待しているところでございます。

なお、当分の間、収入役につきましては、収入役職務代理をもって対応してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、本定例会の提出案件につきまして、その概要を御説明申し上げます。

本日御提案いたしております案件は、報告等の案件3件、条例等の案件5件、決算案件2件、補正予算案件6件、その他の案件4件の計20案件でございます。これより、これらの概要につきまして、順次御説明申し上げます。

資料ナンバー1、報第9号 損害賠償の額を定めることについての専決処分につきましては本年8月12日に、資料ナンバー2、報第10号 損害賠償の額を定めることについての専決処分につきましては本年8月19日に、地方自治法第180条に基づき専決処分しましたので、同条の規定により報告するものでございます。詳細につきましては、お手元の資料に記載してありますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、資料ナンバー3、承第3号 平成17年度山県市一般会計補正予算（第3号）の専決処分につきましては、衆議院の解散に伴う総選挙に係る予算等の補正を本年8月10日に専決処分いたしましたので、地方自治法第179条の規定に基づき、その承認を求めるものでございます。

内容につきましては、既定の歳入歳出の予算の総額に1,828万2,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を139億5,189万7,000円とするもので、歳出の内訳は、衆議院議員選挙経費が1,786万2,000円、また、アスベスト分析調査委託料が42万円で、歳入の選挙費に係る県支出金が1,786万2,000円、地方交付税が42万円でございます。

続きまして、資料ナンバー 4、議第66号 山県市火災予防条例の一部を改正する条例につきましては、準則の改正に伴い、火災に関する警報の発令中に、山林、原野等の場所で、市長が指定した区域内において禁煙を禁止することなどの条例改正でございます。

続きまして、資料ナンバー 5、議第67号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約につきましては、平成17年 5 月 1 日、廃置分合により兼山町が可児市に編入されたことに伴う規約改正でございます。

続きまして、資料ナンバー 6、議第68号 岐阜地域広域市町村圏協議会を設ける市町数の減少等に関する協議、資料ナンバー 7、議第69号 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議、資料ナンバー 8、議第70号 岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合理約の一部を改正する規約の 3 議案につきましては、平成18年 1 月 1 日に廃置分合により羽島郡柳津町が岐阜市に編入し、柳津町が廃止されることに伴うものでございます。

続きまして、資料ナンバー 9、認第 1 号 平成16年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、資料ナンバー10、認第 2 号 平成16年度山県市水道事業会計決算の認定について、その決算の特徴的な点について、御説明を申し上げます。

当該決算は合併 2 年目を迎え通常の決算となり、一般会計及び特別会計では、簡易水道事業特別会計、高富財産区特別会計を除き、合併による打ち切り決算による未収、未払いとなった債権債務を除く通常分の決算額比較で前年度を上回る結果となりました。また、実質収支はいずれの会計も黒字となっております。

中でも、一般会計につきましては、厳しい財政状況の中で、財政調整基金等の基金取り崩しを行うこともなく、定められた予算内容の目的を達成することができました。このことは、職員一丸となりまして、各所管の事業の実施に当たり、より効率的な予算執行方法等を模索しつつ、経費の削減に努めた結果によるものと受けとめておる次第でございます。

一般会計及び特別会計決算の内容等詳細につきましては、主要な施策の成果説明、決算分析等を別冊にまとめて提出させていただいております。また、本市の監査委員による慎重な決算審査を行っていただき、その結果を別冊の決算審査意見書として提出させていただいております。今後につきましては、監査委員から御指摘をいただいております事項を十分検討いたしますとともに、さらなる適正かつ効率的な行財政の運営に、引

き続き最善の努力をしてまいり所存でございます。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

続きまして、資料ナンバー11、議第71号 平成17年度山県市一般会計補正予算（第4号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に2,293万円を追加し、歳入歳出の予算の総額を139億7,482万7,000円とするものでございます。

それでは、歳出の款ごとに、順次その概要を御説明申し上げます。

まず、総務費につきましては、旧岐阜地方法務局高富出張所を文書保管庫等として利用する経費を65万9,000円計上しているほか、本市の公共施設96カ所を対象に目視と設計図書によるアスベスト使用状況の調査を行う経費として304万5,000円を計上いたしております。

次に、民生費につきましては、福祉有償運送の推進のため、福祉有償運送運営協議会設置経費といたしまして18万1,000円を計上いたしております。そのほか、美里会館改築工事の補助事業採択申請に必要な設計書の作成委託経費に22万1,000円、前年度分国庫補助金の精算に伴う在宅心身障害児福祉対策事業補助金返還金29万6,000円、母子家庭自立支援給付金事業補助金返還金15万円、高富老人福祉センター冷暖房故障による空調設備移設経費として472万9,000円をそれぞれ計上いたしております。

衛生費につきましては、岐阜市掛洞ごみ処理負担金として、923万5,000円を計上いたしております。

農林水産業費につきましては、岐阜中央森林組合が事業主体となっていく緊急間伐推進団地設置事業に係る補助金として11万3,000円を計上いたしております。これに伴う財源は、国2分の1、県4分の1、事業主体の岐阜中央森林組合4分の1で、市の負担はございません。

教育費につきましては、富岡小学校の北校舎の暖房用ボイラーが故障し修理不能となったことから取りかえ工事の経費として376万9,000円を計上いたしておりますほか、美山中央公民館の屋根の雨漏りが危惧されるため、修繕工事を行う経費として53万2,000円を計上いたしております。

歳入につきましては、高富中学校建築工事で県産材を使用することにより県産材需要拡大施設等整備事業補助金を受けることができることになり、このため県補助金3,000万円を計上したほか、介護保険特別会計の前年度精算繰入金3,783万7,000円を計上いたしております。財源余剰金につきましては、当初見込んでおりました財政調整基金のうち4,502万円を取りやめることといたしております。

資料ナンバー12、議第72号 平成17年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1

号)につきましては、既定の歳入歳出の予算の総額に2,428万8,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を30億2,915万8,000円とするものでございます。

内容は前年度の療養給付費交付金が確定したことによる返還のための補正を行うものでございまして、これの財源は繰越金を計上いたしております。

資料ナンバー13、議第73号 平成17年度山県市介護保険特別会計補正予算(第1号)につきましては、既定の歳入歳出の予算の総額に3,827万6,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を17億5,344万4,000円とするものでございます。

歳出では、平成16年度の事業費等が確定したことに伴い、支払い基金への返還金43万9,000円のほか、給付費、事務費の返還金としての一般会計繰り出し金3,783万7,000円を計上いたしております。歳入では、国・県からの追加負担金613万9,000円と、繰越金3,213万7,000円を計上いたしております。

資料ナンバー14、議第74号 平成17年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に1,049万6,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を4億248万8,000円とするものでございます。

歳出では、谷合地区の量水器136戸分の取りかえに31万1,000円を計上したほか、県が施行する武儀川河川工事に伴い、中洞簡易水道の水供給に支障が出るため、連絡管の布設工事に1,018万5,000円を計上し、歳入は県の補償金1,018万5,000円と残りの財源は繰越金を計上いたしております。

資料ナンバー15、議第75号 平成17年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)につきましては、既定の歳入歳出の予算の総額に322万円を追加し、歳入歳出の予算の総額を13億5,451万7,000円とするものでございます。

主な内容は、管渠工事によって上水道給水管の布設がえを要する部分について、管の口径を増径する経費を補正するもので、工事請負費に322万円を計上いたしております。財源は上水道会計からの負担金となっております。

次に、資料ナンバー16、議第76号 平成17年度山県市水道事業会計補正予算(第1号)につきましては、資本的収入として1億7,374万2,000円を追加し、資本的支出として2億718万5,000円を追加するものでございます。

資本的支出、建設改良費の拡張工事費につきましては、美山地域統合簡易水道事業と都市計画道路南八京線の橋梁への配水管添架工事の増額補正を行うもので、美山地域統合簡水事業に1億9,225万5,000円、南八京線配水管橋梁添架工事に400万円を計上いたしております。この財源につきましては、国庫補助金3,499万4,000円、県補助金874万8,000円、企業債1億3,000万円の計上をいたしております。

設備改良費につきましては、鳥羽川永久橋配水管添架工事費等で1,093万円の増額補正を行うもので、財源は過年度分損益勘定留保資金を補てんするものでございます。

続きまして、資料ナンバー17、議第77号 高富中学校校舎改築事業 備品購入契約につきましては、高富中学校の新校舎に必要な生徒用、教師用の机やいすを初め、図書室や保健室、パソコン教室等の特別教室の備品を購入するものでございます。

8月29日に8社により指名競争入札を実施しました。再度入札を含め3回行いましたが予定価格に達せず、不調となりました。このため、最低価格を応札した株式会社中部と随意契約により5,796万円で契約締結をしようとするものでございまして、地方自治法第96条第1項第5項及び山県市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求めるものでございます。

続きまして、資料ナンバー18、議第78号 市道路線の認定につきましては、主要地方道岐阜美山線及び国道418号バイパス建設に伴い、岐阜県旧道処理要領第6条の規定に基づく認定と、民間宅地開発内道路の寄附採納手続完了に伴うものでございまして、それぞれ路線名をつけ、認定するものでございます。

続きまして、資料ナンバー19、議第79号 市道路線の変更につきましては、公共下水道終末処理場の建設用地の確保をするため、現市道の路線延長を減少するものでございます。

次に、資料ナンバー20、議第80号 市道路線の廃止につきましては、これも公共下水道終末処理場の建設用地を確保するため、市道路線の廃止を行うものでございます。

以上で、概要の御説明を申し上げましたが、十分に御審議を賜りまして、適切な御決定を賜りますようお願いいたしまして、提案説明とさせていただきます。ありがとうございました。

恐れ入ります。ちょっと訂正させていただきます。先ほど、火災予防条例のところ、禁煙を禁止すると申しましたが、喫煙を禁止するということでございました。よろしくをお願いします。済みません。以上でございます。

○議長（小森英明君） 市長の提案説明が終わりました。御苦労さまでした。

○議長（小森英明君） 以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

あす6日より11日までは、議案精読のため休会とします。

なお、12日は午前10時より会議を再開いたします。

本日は、これにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでした。

午前10時31分散会

平成 17 年第 3 回

山 県 市 議 会 定 例 会 議 録

第 2 号 9 月 12 日（月曜日）

○ 議事日程 第 2 号 平成 17 年 9 月 12 日

日程第 1 質 疑

- | | |
|--------|------------------------------------|
| 報第 9 号 | 損害賠償の額を定めることについての専決処分について |
| 報第10号 | 損害賠償の額を定めることについての専決処分について |
| 承第 3 号 | 平成17年度山県市一般会計補正予算（第 3 号）の専決処分について |
| 議第66号 | 山県市火災予防条例の一部を改正する条例について |
| 議第67号 | 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約について |
| 議第68号 | 岐阜地域広域市町村圏協議会を設ける市町数の減少等に関する協議について |
| 議第69号 | 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について |
| 議第70号 | 岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合理約の一部を改正する規約について |
| 認第 1 号 | 平成16年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 認第 2 号 | 平成16年度山県市水道事業会計決算の認定について |
| 議第71号 | 平成17年度山県市一般会計補正予算（第 4 号） |
| 議第72号 | 平成17年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号） |
| 議第73号 | 平成17年度山県市介護保険特別会計補正予算（第 1 号） |
| 議第74号 | 平成17年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号） |
| 議第75号 | 平成17年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号） |
| 議第76号 | 平成17年度山県市水道事業会計補正予算（第 1 号） |
| 議第77号 | 高富中学校校舎改築事業 備品購入契約について |
| 議第78号 | 市道路線の認定について |
| 議第79号 | 市道路線の変更について |
| 議第80号 | 市道路線の廃止について |

日程第 2 討 論

議第77号 高富中学校校舎改築事業 備品購入契約について

日程第 3 採 決

議第77号 高富中学校校舎改築事業 備品購入契約について

日程第 4 委員会付託

承第 3 号 平成17年度山県市一般会計補正予算（第 3 号）の専決処分について

議第66号 山県市火災予防条例の一部を改正する条例について

議第67号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約について

議第68号 岐阜地域広域市町村圏協議会を設ける市町数の減少等に関する協議について

議第69号 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について

議第70号 岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合理約の一部を改正する規約について

認第 1 号 平成16年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

認第 2 号 平成16年度山県市水道事業会計決算の認定について

議第71号 平成17年度山県市一般会計補正予算（第 4 号）

議第72号 平成17年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

議第73号 平成17年度山県市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

議第74号 平成17年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

議第75号 平成17年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

議第76号 平成17年度山県市水道事業会計補正予算（第 1 号）

議第78号 市道路線の認定について

議第79号 市道路線の変更について

議第80号 市道路線の廃止について

○ 本日の会議に付した事件

日程第 1 質 疑

報第 9 号 損害賠償の額を定めることについての専決処分について

報第10号 損害賠償の額を定めることについての専決処分について

承第3号	平成17年度山県市一般会計補正予算（第3号）の専決処分について
議第66号	山県市火災予防条例の一部を改正する条例について
議第67号	岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約について
議第68号	岐阜地域広域市町村圏協議会を設ける市町数の減少等に関する協議について
議第69号	証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について
議第70号	岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合理約の一部を改正する規約について
認第1号	平成16年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
認第2号	平成16年度山県市水道事業会計決算の認定について
議第71号	平成17年度山県市一般会計補正予算（第4号）
議第72号	平成17年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議第73号	平成17年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）
議第74号	平成17年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
議第75号	平成17年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
議第76号	平成17年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）
議第77号	高富中学校校舎改築事業 備品購入契約について
議第78号	市道路線の認定について
議第79号	市道路線の変更について
議第80号	市道路線の廃止について
日程第2	討 論
	議第77号 高富中学校校舎改築事業 備品購入契約について
日程第3	採 決
	議第77号 高富中学校校舎改築事業 備品購入契約について
日程第4	委員会付託
承第3号	平成17年度山県市一般会計補正予算（第3号）の専決処分について
議第66号	山県市火災予防条例の一部を改正する条例について

議第67号	岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約について
議第68号	岐阜地域広域市町村圏協議会を設ける市町数の減少等に関する協議について
議第69号	証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について
議第70号	岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合理約の一部を改正する規約について
認第1号	平成16年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
認第2号	平成16年度山県市水道事業会計決算の認定について
議第71号	平成17年度山県市一般会計補正予算（第4号）
議第72号	平成17年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議第73号	平成17年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）
議第74号	平成17年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
議第75号	平成17年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
議第76号	平成17年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）
議第78号	市道路線の認定について
議第79号	市道路線の変更について
議第80号	市道路線の廃止について

○出席議員（22名）

1番	吉田茂広君	2番	尾関律子君
3番	横山哲夫君	4番	宮田軍作君
5番	田垣隆司君	6番	村瀬隆彦君
7番	武藤孝成君	8番	河口國昭君
9番	影山春男君	10番	後藤利弘君
11番	谷村松男君	12番	横山善道君
13番	寺町知正君	14番	渡辺政勝君
15番	中田静枝君	16番	藤根圓六君
17番	村橋安治君	18番	藤垣邦成君
19番	小森英明君	20番	村瀬伊織君
21番	大西克巳君	22番	久保田均君

○ 欠席議員（なし）

○ 説明のため出席した者の職氏名

市 長	平 野 元 君	助 役	嶋 井 勉 君
収入役職務代理者 会計課長	遠 山 治 彦 君	教 育 長	小 林 園 之 君
総務部長	垣ヶ原 正 仁 君	企画部長	船 戸 時 夫 君
市民部長	長 屋 義 明 君	保健福祉 部 長	土 井 誠 司 君
産業経済 部 長	松 影 康 司 君	基盤整備 部 長	長 野 昌 秋 君
水道部長	梅 田 修 一 君	消 防 長	高 橋 信 夫 君
教育次長	室 戸 弘 全 君	総務部次長兼 企画部次長	和 田 真 吾 君

○ 職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	林 宏 優	書 記	棚 橋 和 良
書 記	堀 達 也		

午前10時02分開議

- 議長（小森英明君） ただいまの出席議員数は22名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 質疑

- 議長（小森英明君） 日程第1、質疑。

質疑は、5日に議題となりました報第9号から議第80号までの20議案に対する質疑を行います。

質疑の通告がありますので、通告順により順次発言を許可します。

通告順位1番 村瀬隆彦君。自席でお願いします。

- 6番（村瀬隆彦君） それでは、まず承第3号、専決処分の、教育費、アスベストの分析調査、高富中学校、この中学校の分析調査については、何がしかアスベストが使われておるといふうなんですが、何が使われておるんですか。

- 議長（小森英明君） 室戸教育次長。

- 教育次長（室戸弘全君） 今回、専決でお願いしました承第3号、平成17年度山県市一般会計補正予算（第3号）のアスベスト分析委託料につきましては、高富中学校の改築事業関連にかかわるものでございまして、現在、建築工程も順調に進捗いたしております中、いよいよ作業工程が、11月より現校舎の解体工事に着手いたすものですが、その前に、設計図書での確認及び現場での目視において、石綿吹きつけ調査を事前に実施いたしました結果、目視にての分析が難しいもの、機械室等の部材4検体を専門の分析センターに委託すべき予算でございまして、今後、その分析結果のもと、安全並びに対策を施した上、解体工事に入る予定でございまして。

なお、分析結果等を踏まえまして、地域住民の皆様にも何らかの方策のもと、周知説明をさせていただく予定でございまして、よろしくお願いいたします。

- 議長（小森英明君） 村瀬隆彦君。

- 6番（村瀬隆彦君） アスベストが使われておることですが、そうすると、当然解体費用についても増額が予想されることですね。

- 議長（小森英明君） 教育次長。

- 教育次長（室戸弘全君） 分析の結果はまだ私どもに届いておりません。今ここで結果につきまして御答弁させてもらうわけにはいきませんが、そういった部材の中にこういった石綿が施されておるかということをよく吟味いたしまして、今申し上げたように安全

対策等を十分とって今後解体工事に入るという予定でありますので、御理解のほど、お願いします。

- 議長（小森英明君） 村瀬隆彦君。
- 6番（村瀬隆彦君） 住民に対する安全対策とさっき言われたが、どのような対策を考えてみえるんですか。
- 議長（小森英明君） 室戸教育次長。
- 教育次長（室戸弘全君） この分析結果のもと、そのことにつきましても、周りの住民の皆さんにも周知説明をさせていただく予定をいたしております。例えば、具体的に申し上げますと、飛散等の危険があるという場合には当然にその飛散防止対策をとらなきゃならないと思いますし、その内容につきましては、今ここで、その結果がまだ参っておりませんので、十分説明はできませんが、当然住民の皆さんが安全で、この工事を見守っていただけるように、十分説明をさせていただきたいと思います。
- 議長（小森英明君） 村瀬隆彦君。議第71号を。
- 6番（村瀬隆彦君） 続きましては、議第71号の6ページ、財産管理費の中のアスベスト調査委託料なんですけど、この前の説明の中に96カ所とありました。この96カ所というのはどういった形で出てきておるのか、まずお願いします。
- 議長（小森英明君） 垣ヶ原総務部長。
- 総務部長（垣ヶ原正仁君） それぞれ担当課の方で施設を管理しておりますので、それから出してもらって財産管理費の方で一まとめにくったということでございまして、御理解をいただきたいと思います。
- 議長（小森英明君） 村瀬隆彦君。
- 6番（村瀬隆彦君） それは各所で実際建物を見てきておるわけですね。
- 議長（小森英明君） 総務部長。
- 総務部長（垣ヶ原正仁君） それぞれ担当課の方に責任を持たせておりますので、担当課の方から出てきたものをまとめたというのがこの予算でございましてお願いいたします。
- 議長（小森英明君） 村瀬隆彦君。
- 6番（村瀬隆彦君） 多分見てみえたんだろうと思うんですが、今現在、よその自治体なんかでは、もう目視で見える、だから使用を禁止しておるというような自治体も結構あると思うんですが、現在山口市の中において、アスベストが表面に出ておるところがあると思うんです。例えば、富岡小学校の南側の彫塑台ですか、ルーフデッキにトムレックスが吹きつけてある。これ、全く露出なんですけど、その辺に対しては、どんなも

のですか。

○議長（小森英明君） 総務部長。

○総務部長（垣ヶ原正仁君） 財産管理費は予算計上させていただくための取りまとめでございますので、それで、各課ごとに、自分のところの管理しておるところのどういう施設があって、それに対して設計書はあるかないかとかという調査をしましたものですので、それがまとめ役が私の方でございますものですので、それぞれその現物の施設を見に行ったかどうかということはちょっと確認をいたしておりませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（小森英明君） 以上で、村瀬隆彦君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位 2 番 藤根圓六君。

○ 1 6 番（藤根圓六君） 保健福祉部長に伺います。

資料ナンバー 9 のハイフン 3、平成16年決算成果書のページ40の中のいきいき高齢者推進券配布事業について伺います。

去年の利用率が金額的に184万4,000円減ということで約13%減ったわけなんですけども、いろいろ北部の方で聞きますと、理容店とか美容店が少ないとか、温泉もなくなったというようなことで、該当者の皆さんが、もう少し使用範囲を広げてもらえればありがたいがという声を直接耳にするんですけれども、せっかく、これ、平野市政の思いやり行政の中の光る部分だと思いますので、その辺、もうちょっと適用範囲を広げるとか、また、店等に関しても、もちろん市内の店に対しての一つの景気浮揚策の一環だと思うんですけれども、活性化の一環だと思うんですけれども、その辺の点について、福祉部長の見解をお願いします。

○議長（小森英明君） 土井保健福祉部長。

○保健福祉部長（土井誠司君） 藤根議員の御質問にお答えいたします。

議員のおっしゃいます、いきいき高齢者推進事業の16年度の最終の使用した割合でございますが、全体の91.5%のいきいき高齢者推進券が使用された状況でございます。その中で特に、議員がおっしゃいます北部地域に関しましては、89.2%の使用率でございます。人数別に申しますと、未使用者が119名、美山地域ではお見えでございます。

御質問にございましたように、いきいき推進券の適用範囲につきましては、非常に毎年度枠を広める、そのような検討はさせてもらっております。今年度も、岐阜市掛洞の温水プールの利用枠、そういうものが増えておりますし、全体にしますと、使用事業者数は77事業者の方で利用が可能でございます。この利用に関しましては、要綱等もございますものですから、今後も、北部地域の方が使うにも使えないと、そういう状況がな

いように、いろいろな面で模索を図ってまいりますものですから、どうか御理解のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（小森英明君） 藤根圓六君。

○16番（藤根圓六君） 比較的高齢化率の高い地域で、夫婦だけで働いていて、特にそういう人たちというのは、非常に健康農業といいますか、農業をすることによって健康を維持していると。ですから、私が思うには、農業資材とか、そういった人たちにそういったもの買うにも使ってもいいよというような、そういう枠を広げてもらおうと非常に老人の皆さんも喜んでくれると思いますので、ひとつそういう方面の適用範囲の拡大を要望しておきます。その辺、ちょっとどんなぐあいか聞いて質問を終えます。

○議長（小森英明君） 土井保健福祉部長。

○保健福祉部長（土井誠司君） 藤根議員の再質問にお答えいたします。

いきいき高齢者推進事業は、議員御承知のように、高齢者の健康の保持と福祉の増進に努めることを目的としております。今おっしゃいました農業用の農具、そういうものに関しましても山県市内では取り扱っている量販店がございます。今後ちょっと、今の段階では申すことができませんが、高齢者の方が生きがいのために農業に従事するため、そういうものに付随するものを高齢者のいきいき推進券で対応できるかどうかというのは今後検討させてもらいまして、また要綱の改正等も見据えながら検討を再度かけていきたいと思っておりますものですから、どうかよろしくお願いいたします。

○議長（小森英明君） 藤根圓六君。

○16番（藤根圓六君） 前向きに検討していただくようお願いいたします。終わりです。

○議長（小森英明君） 以上で、藤根圓六君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位3番 久保田 均君。

○22番（久保田 均君） 先ほど開会前に教育次長から発言がありましたが、これは本会議ではないので無視して御質問したいと思いますが、通告というのは初めてです、議案審議に関しては。初めて出した私の質疑の内容に開会前に触れるというのはどうかなと思いましたが、私が質疑をしてから先ほどの説明あるいは答弁が欲しいなと思います。

議第77号、高中の備品購入の契約について、教育次長に伺います。

この案件については、添付されている入札一覧表で不調だったということは理解できますが、契約金額については一応予算的に見ましても了承しておる金額であり理解をしておきますが、随意契約に至った説明を求めたいと思います。

○議長（小森英明君） 総務部長。

○総務部長（垣ヶ原正仁君） お答えをします。

お手元の資料ナンバー17番に議第77号があるわけですが、その3枚目にどう
いう指名業者さんが参加してどういう回数で行ったということが書いてありますが、3
回行いまして、予定価格に達しておりませんでしたので、それで、3回といいますと、
地方自治法の方で随意契約の締結要件がございまして、その締結要件に該当しますので
随意契約でやらさせていただいたわけでございます。

- 議長（小森英明君） 久保田 均君。
- 22番（久保田 均君） 今度は教育次長に伺います。

ことし3月23日の定例会で備品購入費6,000万円を議決しておりますね。購入品のほと
んどが、これは規格品だと思っておりますが、すなわち机あるいはイス、移動黒板等だ
と思います。予算議決後半年を経過したこの時期にやっと入札とは非常に理解がしがた
いのですが、次のことについて答弁を求めます。

新校舎の使用はいつからか。先ほど11月7日と聞きましたが、質疑をしてから答弁を
してほしいと思います。備品の納入契約日はいつなのか。入札はもっと以前にできな
かったのか、その理由を求めます。

- 議長（小森英明君） 室戸教育次長。
- 教育次長（室戸弘全君） 御質問の使用でございますが、11月7日から新校舎の方で授
業が再開したいというふうの予定であります。

それから、この備品の契約におきまして、期間も11月7日までというふうに指定いた
しております。

それから、当初予算の計上以後の経過でございますが、生徒の机、イス、黒板、ロッ
カー等を含めると約290品目に近い数量でございます。当然、学校の使いよさというこ
ともございまして、学校現場と協議を重ねてまいりました結果、日程的に今日になった
ということで、御了承を賜りたいというふうに思います。

- 議長（小森英明君） 久保田 均君。
- 22番（久保田 均君） 答弁については、一応了承いたします。非常に手間取ったと
いう感じで日にちが延びてきたということだと思っておりますが、特に教育関係については慎
重に、しかも余裕をもって執行に当たってほしいなと思えますし、特に子供たちのこと
ですので、もう少し余裕を持たれた方がいいんじゃないかなと思います。

それから、山県市議会というところは委員会中心主義を採用しております。そこで、
今月15日に文教厚生委員会というのが開かれる予定になっておりますね。今後は委員
会で、いわゆるこういう議案につきましては、本当、審議を終了して、なお議決をされて
いくと、採決されていくというのが好ましいかなと思っておりますが、本日は採決議案

として上程されておりますので、もちろん私も真摯に受けとめて採決には応じます。しかし、以上、今申し上げましたような現状から、今後の私どもの議会運営、そういうものに関して、議会の対応について教育のトップである教育長に答弁を求めたいと思います。

○議長（小森英明君） 小林教育長。

○教育長（小林圀之君） 高富中学校の備品購入契約につきまして、事情につきましては先ほど教育次長の方からお話をさせていただきました。私も経緯は逐一報告を受けておりましたが、やはり学校の方との協議、最終決定に至る手続が、変更があったり追加があったりというようなことで、こんな事態になりました。

今後につきましては、もっともっと先を見越した仕事をしなきゃならないということをまた徹底したいということを思いますし、議員御指摘のように、議会の手続というものをやはり重視した、遵守した、そういうことに努めていかならんと、こんなふうに心に銘じまして今後は対応していきたいというふうに思いますので、今回につきましてはぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。お願いします。

○議長（小森英明君） 以上で、久保田 均君の質疑を終わります。

以上で発言通告書による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

寺町知正君。

○13番（寺町知正君） それでは、質疑ということで、まず資料の3ですけど、承第3号、補正予算の専決処分ということで質疑いたします。

まず、これは基本的には今回の衆議院選挙の費用が主たるものというふうですね。それで、選管の関係だから総務部長にということで質問いたしますけれども、事前に数字を求めるところはメモをお渡ししてありますので、お答えいただけるかと思います。

まず、この予算の書類の中で、5ページの右の説明欄を見ますと、職員の手当等というところがありまして、ここに選挙事務関係の職員の手当が出ています。一つが時間外勤務手当ということで836万2,000円、それからその下に管理職員特別勤務手当48万円とありますが、これの積算の内訳、通常予算立ては積算があると思いますのでその内訳をお願いしたいということですね。それから、今回の選挙から、期日前投票と、投票率を少しでも上げたいということで法律が変わり、期日前投票というのが実施されています。そういったことでいろいろと投票者も増えて、投票日前の事務も随分増えたということは当然で、それ自体は喜ばしいと思うんですけども、その期日前投票のために今回要した選挙管理関係の職員の人件費など、給料とか、まずそれが一つ、通常の勤務時間一

－ 8時半から5時過ぎまでですか－という部分と、それから、本庁では8時までですか、延長されたということで、通常の勤務時間と時間外とあると思うんですが、それに分けて見たときにどの程度の積算になってくるか、細かい数字はともかく概算はできると思いますので、そこをお願いします。

それから、そもそも、今回の選挙で、総選挙ということで、選挙関係のいろいろな職員の手間をとったというふうに思います。それは、今の期日前投票、それ以外のいろいろな選管の会議だとか準備だとか、いろんな手配、ありますね。そういったものを含めたときにはどれくらいの積算ができるのかと、人件費が幾らぐらいかとか、そういったことについて質問いたします。

それから、今回というか、ことしは当初選挙がないというふうに予想されていたので、全国多くの自治体がそうですが、ないという予算を立てて、突如として選挙があったと。それでこういった予算があるわけですが、山県市の場合、選挙がない年ということで、選管の職員をどういうふうに配置したのか、今までどおりで来ていたのか、減らしたのか、増やしたのかというような、ことしの市の思惑とのずれを確認したいというふうに考えます。

それから、先ほど申した期日前投票について、山県市の選択は、本庁では8時まで、それから伊自良と美山の支所では5時で打ち切るということで、私から見ると、少しでも投票率を上げたいという法律の改正があった、その趣旨を尊重するなら、よほどの離島や僻地ならともかく山県市程度であれば2つの支所でも8時まで行うべきだと普通に考えるんですが、なぜ支所は5時で切ったのかというその理由、市民の方から延長してほしいという声もありますので、その理由をお聞きしたい。

とりあえず、以上、お聞きします。

- 議長（小森英明君） 垣ヶ原総務部長。
- 総務部長（垣ヶ原正仁君） それでは、第1問目の手当の内訳でございますけども、836万2,000円の内訳としまして、投票事務に170人、13時間分です。開票事務に64人分、期日前投票日の平日分に6人掛ける8日分、期日前投票土日の分に6人掛ける2日分、期日前投票前日の分に7人分、期日前投票支所土日分に10人掛ける3日分、以上の数式に基づいて求めた金額が計上してございます。

今回の選挙で、市の職員の通常業務執務時間中の給与、人件費はどれぐらいだと概算するのかということでございますが、これはほんとに大ざっぱな数字でございまして、1人の人間をその役に充てたときに、選挙期間中、選挙以外のものは何もやらないかというそういう状況ではございませんので、1日のうち0.5人分とか0.7人分というよう

な形で求めた数字は約90万円でございます。それに共済組合費を加えますと102万6,000円というのが、これは非常にきっちりした数字ではございませんので、この数字をほかのことに使っていただきますといろいろ物議を醸し出すということが予測されますので、あくまでほんと単純な形で求めた数字でございますので、御理解をいただきたいと思います。

それから、人員配置でございますが、主に選挙事務をしておるのは、去年までは総務課で3人おりましたけれども、本年度は選挙がないということで1人削りまして、2人が兼務で仕事をしております。

それから、期日前の支所の時間でございますけども、身近な選挙になれば割合大勢お見えになるかもわかりませんが、ほとんど夜間の利用がないということで、それで支所は5時まで、本庁は8時までということにしておりますが、さして大勢の方からクレームをつけられたことはございません。1、2なぜだという質問があったことは事実でございますが、丁重にお答えをしておきました。

以上でございます。

○議長（小森英明君） 寺町知正君。

○13番（寺町知正君） 管理職の特別勤務手当が先ほどに含まれているならいいですけど、含まれていなければ答弁漏れというより今度お答えください。

それから、期日前投票の分については先ほどの中に入っているだろうと理解します。

それで、そもそも今回この議案が出て、私もいろいろと考えて、話もお聞きして勉強したんですけど、よく調べると、地方財政法の10条の4の第1項において、地方公共団体は、国会議員の選挙、最高裁の裁判官の国民審査、今回ですね、こういった手續についての経費を負担する義務を負わないというふうに明確に書いてあるんですね。それから、地方財政法の2条2項では、国は地方公共団体に負担を転嫁してはならないともなっているわけです。じゃ、今回は国政の選挙ということで、山県市の選挙でも岐阜県の選挙でもないわけですから、すべて国費で持つべきだと、地方財政法は書いているわけですね。定めています。それで、それについて、その立場で考えたときに、例えば、先ほどお聞きした、概略ですが、約100万円ぐらいの選管の職員の人件費、これはこの予算書に入っていないんですね。この予算書では、時間外手当、それから特別職の手当しかない。一般の職員の執務時間中、5時までの人件費は、国はここには入っていないから、山県市の予算は立てていないわけです。それで、先ほどの地方財政法からいえば、山県市はもらえなきゃいけないわけですが、一体国からいつどういう形で幾ら入ってくるのか、山県市の見解をお聞きしたいというふうに思います。

それから、先ほど選管の職員は3人から2人に減らしたということでした。選挙が突然あったということで、人力的にはどういうふうに対応したのか、この期間、職員を特別に充ててやりくりしたのか、どういう形で減らした分を補ったのかというところを説明ください。

それから、支所での投票時間の延長についてですが、先ほどの法律の定め、あるいは今回の予算からいっても、時間外手当は、国は出してくれるわけですよ。だから、これは、山口市が支所でも8時までやりますとって申請をすれば来る性質だと私は思うんですが、その点、山県がやったのは勝手にやったんだから時間外は出しませんという国の考え方なのか、各自治体が、本庁あるいは支所でやりますと、延長してやりますと言ったら、それにスライドして国が出す、そういう制度なのか、そこをお聞きしたいと思います。

○議長（小森英明君） 総務部長。

○総務部長（垣ヶ原正仁君） 管理者特勤の件でございますが、給与に関する条例の23条の2で、そのことに、管理者特勤のことに触れておるわけでございますが、先日、先回の議会でもありましたように、課長以上の管理職手当をもらっておる者が時間外をしても時間外勤務手当はつかないという条例になっております。ただ、この管理者特勤というのは、臨時または緊急の必要その他公務の運営の必要により指示することができるということでございまして、課長クラスですと、6時間までが6,000円、6時間を超えた場合に5割増しで9,000円という支払いがなされるわけでございます。それで、管理職手当をもらっておる職員にそれぞれ投票所の管理者を命じておりますので、それを管理者特勤でお支払いしておるということでございます。

選挙費用は国からの交付金を送ってくるわけでございますけれども、それは最終的にどういうことに使ったという出す書類がございまして、その中の一つの項目に職員手当はありますけれども、給与等は書くスペースが設けられていないということで、初めから給与をそこへ充て込むということは、今までずっと選挙をやってきても、そのことに対して何ら疑問を持たなかったわけでございますが、そういうものだというふうにして、今までずっと続けてきたものでございます。

それから、支所を8時までして、そのときに増える時間外勤務手当は交付金の方でやればいいのかという理屈は成り立つことは成り立ちますけれども、5人の職員が毎日8時までほとんど投票人の来ないところで事務をしておるのもいかなものかと思ひまして削ってあるわけでございますけれども、地域の方々からそれは差別待遇なので本庁舎と一緒にようなことをやってくれという強力な申し出等があれば考えさせていた

だきますけども、今のところそういう申し出はございませんものですのでそのようなことでやらさせていただいております。どうぞよろしく御理解をお願いいたします。

選管職員の1人減らかしてまた仕事量が増えた分は、総務課の中の職員がお互いに助け合って仕事を処理しております、その分で時間外に延長する分は時間外勤務手当で対応をさせていただきます。

○議長（小森英明君） 寺町知正君。

○13番（寺町知正君） それでは、市長にお聞きしますけど、今、質問と再質問を聞いてみえてわかったと思うんですが、地方財政法は、国の選挙の費用はすべて国が持ちますと、地方に回してはいけないと、はっきり定めているわけですね。ということは、総務部長、今までは、そういったこと、疑問を持たなかったし、請求してこなかったと、職員の通常の時間の人件費、給与ですね。これはやっぱり法律上は山県市は国に請求する義務があると思うんですよ、市民の税金で職員に給料を払うわけですから。でも、法律はちゃんと、国政の選挙の分は国が出します、地方に回してはいけませんと書いてある。だから、私は、この議案に賛成するかしないかは、市長が国に今の職員の通常勤務の分の給与、人件費を請求するとおっしゃれば、ここに追加して計上されるものという理解で賛成したいし、このままだったら、山県市がかけた選挙費用を赤字のまま承認することになるので、私は反対せざるを得ないというふうに結論するしかないんですね。市長は国に、先ほど総務部長がおおよそ100万円前後ぐらいのイメージをおっしゃられた、それについて請求するつもりがあるのかどうか、お聞きしたいです。

○議長（小森英明君） 平野市長。

○市長（平野 元君） お答えします。

今、国に請求するかどうかということでございますが、これは一つ、この山県市だけの問題ではないかと私は受けとめております。各市町村ともそういう対応をしておるだろうと思いますので、すぐ国にそれを請求するかどうかということについては、その辺の一般的、他の市町村との関係もございまして、その辺を検討して、そういうことで、そういうものが成り立つかどうかということも十分検討した後でないと対応できんと思いますので、現在のところでは国に対してそういう請求をするというようなことを考えておりません。そういうことで、よろしくお願いいたします。

○議長（小森英明君） ほかに質疑はありませんか。

寺町知正君。

○13番（寺町知正君） では、質問を変えます。

資料の9の3ですけど、決算の成果説明ということで、この中の22ページですけど、

企画部ということで、部長にお願いしますけど、22ページの一番上のところの総務費に広報の配布用ラックということで報告があります。ラックを8カ所に設置した予算というふうになっていますけれども、市の広報などがそこに置かれるということで、非常に市民には便利でいいだろうというふうには思います。そこで、山県市にコンビニはたくさんあると思うんですが、これは8カ所とちょっと少ないように思うんですけど、どういうところに置かれているのか、地域的な状況とか、あるいはそうなっている事情、理由、それについて説明をいただきたい。

○議長（小森英明君） 企画部長。

○企画部長（船戸時夫君） ただいまの寺町議員の広報の配布用ラックの設置箇所ですが、ここに書かれてありますように8カ所でございます。8カ所につきましては、高富地域につきましては7カ所のコンビニ、伊自良地域につきましては1カ所、美山地域につきましては、コンビニが1カ所ございますが、設置の承諾が得られなかったということでそちらには置いておりませんので、合わせまして、高富、伊自良で8カ所でございます。

以上でございます。

○議長（小森英明君） 寺町知正君。

○13番（寺町知正君） 美山の1カ所の方は了解が得られなかったというわけですが、どういう理由かというところの説明をお願いしたいということ。それから、実際に広報を置くところはそうやって確保できたわけですけど、どれくらいの広報が配布され、市民に届いているのかという、その実際の実数、実績というのはどうなっているんでしょうか。

○議長（小森英明君） 企画部長。

○企画部長（船戸時夫君） まず、設置されていない理由でございますが、伊自良、美山地域につきましては、ほとんどの方が、広報会、自治会に加入されているということでございますし、そのほか、市役所、支所、中央公民館等にも配布されておりますということから、当然お店の方にもメリットがないわけでございますので御理解がいただけなかったかと思います。

それと、配布部数につきましてはですが、高富、合わせまして7カ所で140部、伊自良地域につきましては15部ということで、これも高富につきましては自治会加入者が多いということから利用が多いというふうに思っております。

以上です。

○議長（小森英明君） 寺町知正君。

- 13番（寺町知正君） 今、伊自良、美山は自治会の加入率が高いという理由がありましたけど、そうすると、今の高富は140、確かに加入者が少なくて、コンビニを利用するという、でも伊自良でも10部あったわけでしょう。じゃ、美山が今現在置いてあるところがゼロだとすると、伊自良より美山の方が人口が多いわけですから、ちょっと今の説明では市民の側からすると不十分じゃないかと、やはりもうちょっと努力して美山でも置いてもらうようにすることがいいのではないかなと思うんですが、その点、いかがでしょうか。

それから、もう一つですが、補充状況について、始めた当初は職員が時々見に行ってチェックしましたということは聞いたことがあります、今回も。実際に運用が始まって、1年、2年ですか、補充状況、要は毎月持っていって、それから、残りの、1カ月、ほとんどなければやはり途中で補充すべきだろうし、その辺の状況の確認、あるいは途中でなくなったら補充するということが必要かなと思うんですが、その点、いかがでしょうか。

- 議長（小森英明君） 船戸企画部長。
- 企画部長（船戸時夫君） 美山地域につきましても、今の1軒のコンビニにつきましても今後設置していただくようお願いをしていきたいと思っております。また、補充の状況につきましては、毎月月末に各自治会長さんの方へシルバー人材センターの方から配布されていると同時に、一緒にそれぞれのコンビニの方へ配布しておるわけですが、議員の発言のとおり、途中でなくなる場合もありますので、そこら辺は、コンビニの方とも連絡をとるなり、また職員が確認するというようなことで今後検討してまいりたいと思いますので御理解賜りたいと思います。
- 議長（小森英明君） ほかに質疑はありませんか。

寺町知正君。

- 13番（寺町知正君） では、次の質問に行きますけど、資料の9の2、決算書と附属書、これの15ページですけど、15ページは市税の関係、14、15は市税の関係、最も大事な歳入の部分ですけれども、これについて、不納欠損のところを見ますと、特に固定資産の不納欠損の部分、これが1,863万5,205円というふうになっています。これは総務部長ですね。昨年は777万でした、この固定資産の不納欠損ですね。これについて、2.5倍ですか、倍以上に増えているということですので、一体どういう事情があったのかというところを説明していただきたいと思います。
- 議長（小森英明君） 総務部長。
- 総務部長（垣ヶ原正仁君） 固有名詞を出すのはまずいんじゃないかなと思いますので、

要は倒産に絡む精算が確定していなかったものの最終処理ができていなかったために、かくして16年度に多くなってきたということでございますので、増えた分はその数値が主な数値だという金額でございますのでよろしくお願いいたします。

○議長（小森英明君） 寺町知正君。

○13番（寺町知正君） わかりました。

それで、こういう去年の実績が、今、議会にはこの9月に出てきたんですけど、皆さんの段階ではもう当初からわかっているわけですが、そういう、ぼんと増えたと、市の理由じゃない部分もありますが、その背景にはもっとずっと、歴史的には市の対応もあると思うんです。今年度、こういう決算、皆さん、頭の中でわかっていた、今年度、もう既に半年たっていますが、今年度のこの半年間、あるいは今後残り半年で不納欠損はどんなふうな見込みに展望しているのか。それからもう一つですが成果説明でも税関係のところが出ていますが、成果説明の21ページに総務費の中の徴税事務費ということで収納率とか不納欠損一覧表が出ています。これが当然滞納繰越分があってここから数字が出てくるわけですが、滞納繰越しについて、15年、16年はここに数字が出ているということで、15年から16年はどういうふうな評価、行政から見て非常に成績がよかったのか、滞納繰越しが減ったというふうに評価しているのか、あるいは、そのことが、この17年に関しては、どうでしょう、半年過ぎましたが、滞納繰越しが非常によく整理できている、減っていると評価するのか逆なのかという部分、そのあたりの状況をお願いします。

○議長（小森英明君） 総務部長。

○総務部長（垣ヶ原正仁君） 見通してございますけれども、景気はよくなってきたとある部分では言われておるんですが、テレビなんかを見ておりますとそういう感じは中央部のことでございまして、まだ地方へ来れば来るほど実感として好況感は受け入れられないというのが現状かと思えますし、企業等におきましてそういう状況だと思えますので、私どもは、滞納繰越分にしましても不納欠損にしましても、とにかく少なく、どこよりも少なくしたいという気持ちでございまして、それに向けて専従班をつくりまして、4人でございますけれども、一生懸命滞納整理にも当たっておるわけでございますが、それが努力の結果が数値としてあらわれてきてくれば一番いいわけでございますが、なかなかその数値までたどり着けないというのが現状だと思っております。これは、今後の希望といたしますか、私どもがやらなければならんことだと思っておりますが、とにかくお宅を訪問して、少しでも滞納処分をやりたいと思っておりますし、またやってくれるものと思っております。

以上でございます。

○議長（小森英明君） 寺町知正君。

○13番（寺町知正君） 抽象的な姿勢の答えという感じで不満も残りますけど、再々質問です。

今回、この決算の書類を見て、総務部長のところにもお邪魔したんですが、例えば今の不納欠損の額がどっと増えたけどということで内容をお聞きしたんですけど、部長もいろんな守備範囲が多いから仕方ないんでしょうけど、細かいところはちょっとわかりませんというようなことでした。後日ですか、税務課長、そちらに行ったら、説明を受けたんですけど、実はそこで、不納欠損の増減調書というこんなペーパー1枚でもらいました。これ、すべて書いてあるんですね、どういう理由ですということも、件数も、額も。これは非常に参考になるし、こういうのが例えば決算の成果説明に1枚入っていれば事前の数字をこちらでも把握できてその次の話をお聞きできるんですけど、皆さんが行政の方でこんなペーパー1枚ちゃんをつくってみえるなら成果説明に織り込んでほしいということを強く感じたわけです。そのあたり、ことはともかく、今後どうでしょうか。

○議長（小森英明君） 総務部長。

○総務部長（垣ヶ原正仁君） この成果説明書の、今、21ページの不納欠損一覧表も、これは昨年度、寺町議員からこういうのも資料の中へあらわしてほしいという要望におこたえたものでございますが、いろんな文書もしまわずに皆さんに見ていただくというのが原則でございますので、資料として添付できるように前向きに考えさせていただきます。

○議長（小森英明君） ほかに質疑はありませんか。

寺町知正君。

○13番（寺町知正君） それでは、また今の資料9の3の決算の成果説明ですけど、38ページですけど、保健福祉部、社会福祉費の中で、このページの一番上ですけど、独居老人の配食サービスの委託料というのがあります。これについては、実人員が、昨年138人のところ、97人に減っていると、それから、延べの配食数も、昨年1万4,985だったのが1万2,586に減っているという数字になります。これは、そもそもこういうふうに減った理由、別に何が悪いのかというつもりはないんですけど、どうしてこういうふうに減ったのか、どう分析するかというところ、それから、社協との関係がそこにあるのかなのかということを質問いたします。

○議長（小森英明君） 土井保健福祉部長。

- 保健福祉部長（土井誠司君） 寺町議員の御質問にお答えいたします。

独居老人配食サービス委託料でございますが、16年度の実績ですと、お手元でございますように、実人員で97人、配食数で1万2,586食でございます。15年度との比較でございますが、15年度は御承知のように山県市が誕生した最初の年でございます。このときには、山県市全域で65歳以上の独居または高齢者の世帯に対しまして配食の話をさせていただきましたら、いろいろ要望もそれなりに多かった。それで、16年度に関しますと、そのときの状況よりいろいろ、所得の制限とか、回数が、1カ月、毎週でございますから、そういうものの要望が大分減ったと、そういうことでございます。

そして、社協との配食サービスの関係でございますが、社会福祉協議会とこの長寿福祉課がやっております老人配食サービスは別物でございます。

以上でございます。

- 議長（小森英明君） 寺町知正君。

- 13番（寺町知正君） 減った理由が合併の絡みもあるというような説明でした。じゃ、今後についてどうなるかというところが一つ、合併後の落ちついた市の状況でというふうになると思うんです。この事業について、どうも国は減らしていきたいという意向があるようなことも伝え聞くわけです。そういったことを承知しているのかどうかということ、それから、その国の考え方、それをどう理解しているのかということ、今後のことになりますけれどもお聞きします。

- 議長（小森英明君） 保健福祉部長。

- 保健福祉部長（土井誠司君） 再々質問にお答えいたします。再質問でございます。失礼しました。

今御指摘の老人配食サービスの国の動向の件でございますが、国が将来的に件数を減らしたいとか、そういうことはちょっと私はまだ把握しておりません。そして、将来的なこの老人配食サービスに関係しますが、給食を配食する以上、もちろん、健康面、そういうものには万全の対応をしていかなければなりませんし、そして、1年通じて行いますものですから、冬の期間とか、いろいろ配食するときの交通手段等でございますが、現在の配食業者さんといろいろ協議をしておりますが、将来的にいろいろ、問題点とは申しませんが、お互い確認する事項は多々ございますものですから、そこら辺を再度協議して進めていかなければならないと思っています。

配食の将来的な動向としましては横ばいというような感じでおります。いろいろ地域で、所得の制限がございますが、高齢者の世帯、また独居の世帯、こういうものが必要となれば、何らかのサービスは継続して行っていく予定でございます。

以上でございます。

○議長（小森英明君） 寺町知正君。

○13番（寺町知正君） 今、部長は国の動向などを余りまだ承知していないというようなことでしたけど、国は、予算を減らしたいとかという立場ではなくて、食事を、お弁当を届けるという行為を毎日繰り返すことがいいのかどうかという観点から、お年寄りのためには、自分で出るとか買ってくる部分、そういった部分も必要ではないかという観点で、一部これを抑制方向にという考えのようです。

ということは、裏返して、市の方は、その補い、減らした分、減った分に対して補いの政策をとっていかないと、ただ予算を減らしただけになると思うんです。その辺をきちっと検討していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（小森英明君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（土井誠司君） 再々質問にお答えいたします。

議員がおっしゃいますように、この老人配食サービスに関しましては、国から4分の3の補助をもらっております。そして、サービスを受けられる方は、細かい話でございますが、780円相当の弁当のうち、本人が380円を負担しまして、制度として400円の分を負担しております。来年度から、地域包括支援センターと申しますか、介護保険の分野でも制度改正になりまして、やはり老人の方が調理とか軽微なものを行っていくというのは非常に大事でございますから、私どもも、そういう地域包括も含めて、この配食サービスはいろいろ現状を見ながら考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小森英明君） ほかに質疑はありませんか。

寺町知正君。

○13番（寺町知正君） それでは、今の決算の成果説明、資料の9の3ですけども、これのもとに戻って4ページですけども、4ページの一番下、経常収支比率という数字などが出ています。これはよく財政の標準の状況を見るのに使われる数値と、指標というふうになってはいますけれども、昨年の県内の平均が81.2%というふうになっていて、じゃ、山県はどうであったのかというと、その5行ぐらい前ですけど、前年度81.3%だったものが88.7%に上がったということです。この数字は、上がったからいいじゃないんですね、逆なんですね。それで、どうしてこういうふうになったのかということ、この数字は今後どうなっていくと展望しているのか、非常に重要な部分だと思うので説明をいただきたい。

○議長（小森英明君） 船戸企画部長。

- 企画部長（船戸時夫君） まず、昨年度につきましては、合併したということによりまず14年度の打ち切り決算がありましたので、その影響があるということだけ念頭に申し上げさせていただきまして、経常収支比率につきましては、ここにも掲げてありますように、70から80が適正な数値という状況でございますが、昨今の経済情勢、厳しゅうございますので、各市町村ともこの収支比率が高くなっている中でございます。本市といたしましても、16年度、88.7%ということで若干上がっておりますので、今後におきましてもこの数値が適正な数値になるように努力してまいりたいと思っております。
- 議長（小森英明君） 寺町知正君。
- 13番（寺町知正君） 打ち切り決算という話もありましたけど、少なくとも88.7がこの16年度決算なんですね。17年度も半分来ているわけですけども、抽象的なこと、頑張してほしいということは、それはいいんですけど、頑張っていきたいもいいんですが、今の見込み、88.7が、これが85ぐらいに下がっていきませんがと展望していいのか、もう数年後には90を超えますがなのか、ほとんどこのままいきますなのか、それぐらいの展望は、財政の方、持っていると思うんですが、その点、説明をしていただきたいです。
- 議長（小森英明君） 企画部長。
- 企画部長（船戸時夫君） 今ここでどれだけという数値は掲げておりませんが、私どもとしましては、経常経費の削減を図って、何とかこの数値を下げていきたいということで努力していきたいと思っております。

以上です。

- 議長（小森英明君） 寺町知正君。
- 13番（寺町知正君） では、これは質問を変えますけども、今回の資料の中で決算についての監査委員の意見書というのがあります。私、最初に、これをいただいてまずこれを読んだんですが、これを見ますと、資料9の1監査委員の意見書の3ページの左側の 決算収支の状況というところの説明があります。具体的な数字は表中にもありますけど、言葉での説明がありまして、ここを読んでいくと、実質収支が黒字とかと書いてあったりするんですが、一番最後の行、 の6行の一番最後は、財政調整基金積立金1億3,790万15円ですか、これを加えた当年度の実質単年度収支は6億5,200万7,152円の赤字となったというふうに書いてあって、正直言ってびっくりした。

ここから決算の資料をずっと見ていったんですけど、こんな数字があったのかなと思いつながりながら見ていったわけです。監査委員が一応こう言っているわけだからそうなのかなと思ってるんな資料を見ていくわけですね。それで、例えば、決算書、この附属書との厚い資料のところ、154ページですけど、154ページは一般会計の実質収支に関する

調書ということですね。ここで1年間の一般会計の締めが全部まとめてあるわけです。これを見ると実質収支が3億1,854万1,000円というふうになっていて、これは黒字なのかなというふうにわかります。両方の数字を見ていくと、先ほどの監査委員の意見書は、確かに一般会計と特別会計を加えた全体、市の全体の様子だと、今の附属書は一般会計だけだという違いはあるにしても、6億の赤字と締めてある部分、それから一般会計は3億黒字ですと書いてある部分、非常にわかりにくいんですよ、決算全体の資料を見ると。それで、これをどう説明されるのかなということで、監査委員といっても代表監査委員もいないし、出納長なのか財政なのかよくわからないから、どなたかにその辺の説明を、整合を持った説明をしていただきたいというふうに思います。

○議長（小森英明君） 企画部長。

○企画部長（船戸時夫君） 決算の状況ということでございますので私の方からちょっと説明をさせていただきますので、御了承賜りたいと思います。

この審査意見書の3ページに掲げてあります の決算収支の状況の下段のところにそれぞれ表があります。歳入総額、歳出総額というような表がございまして、その後、形式収支等々ございます。ここに出てまいります区分の用語につきましては財政分析をする上のための用語でございまして、当然歳入から歳出を引いたものが形式収支でございます。そして、16年度に事業ができないものが、17年度に繰り越しますので、翌年度へ繰り越すべき財源ということで2,866万9,000円を掲げております。それを差し引いたものが実質収支ということで、6億八千六百何がしという金額になります。

それと、前年度の実質収支ということでございますが、これにつきましては13億ほどあるわけでございますが、これも当然合併に伴います繰越決算の状況でございますので、この13億というのは特異な数字だと思っております。通常であれば、先ほど議員が154ページで述べられたように、3億程度が通常かなというふうに思っておるわけでございますが、それで、実質収支から前年度の実質収支を差し引いたものが単年度収支ということでございまして、要は16年度に15年度からの繰越金を除いた歳入歳出分が幾らであったかということをお知らせするものがここでマイナスの6億5,300万というふうに計上されておるものでございますので、そのようなことで財政分析上の用語として御理解賜りたいと思います。

○議長（小森英明君） 寺町知正君。

○13番（寺町知正君） ぱっと聞いてもすっとのみ込めないところもありますけど、それはまた説明いただくとして、それでは、先ほどお示しした附属書の154ページに一般会計についての実質収支の調書があるということで、実質収支額が先ほどの3億何がし。

去年は合併のことがあったという説明もありましたが、ここに10億という数字があり、それから一番下の基金繰入額が去年は8億という形で議会の承認も得ているということになっています。ことしは基金繰り入れがゼロになっているわけですね。これが山県市の方針としてこちらに、議会に提案されているということはわかりますが、そもそも、山県市の財政という立場で、この実質収支額って、議会には初めてこの半年後に出てくるんですけど、財政の皆さんあるいは市長の段階でもいいですけど、2月か3月にわかっているんだろうと思うんですが、皆さんは、大体のめど、何百万とか何千万じゃない、もうちょっと大きなオーダーならわかると思うんです。それって、いつごろわかるんでしょうか。

それから、もう一つですが、去年は8億基金に入れた、ことしはゼロだというこの方針の決定は、いつごろどなたがされたのか、この議会では報告しかないわけですから、行政内部の基金には入れずに全部繰り越すという方針の意思決定はいつごろだれがしたのかというところを説明ください。

○議長（小森英明君） 企画部長。

○企画部長（船戸時夫君） まず、繰越額につきましては、大体2月ごろに決算見込みを立てまして、それに基づき3月の補正予算を計上してまいります。そこで繰越額を大体判断するわけですが、今回の場合ですと実質3億1,800万というような数字でございますし、大体通常このくらいの数字でいきたいと思っております。これ以上に、もし、例えば前年みたいに13億も発生するようなことであれば、3月の補正予算で基金の積み立てをしたいというようなことで、当然これは執行部とも御相談の上で決めていきたいと思っております。そのようなことで、おおむね私どもの方で、企画部の方で判断して進めますが、最終結論は執行部とも相談するふうでございます。

以上です。

○議長（小森英明君） 暫時休憩をいたします。11時半から再開をいたします。

午前11時06分休憩

午前11時30分再開

○議長（小森英明君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

質疑はありませんか。

渡辺政勝君。

○14番（渡辺政勝君） では、1問、議第77号につきまして質問いたしたいと思っております。この案件はきょう採決まで行く予定でございますので、あえてこの関連で質問いたし

ます。

物品購入で290品目の購入予定であるということで説明を受けたわけでございますが、高富中学校は11月、校舎の取り壊し予定であると、始まるということで、私が聞きたいのは、それで、既存の学校の物品等、あるいは給食備品、あるいは一般設備等の再利用についてお伺いしたいということと、また、取り壊しに至るまでに、不用品等も多く出ると思うわけでございますけれども、その中で、そうしたものの処分ということで、ほんとに不用品として粗大ごみでいくのか、あるいはまたそうしたものの中で使えるものがあれば再利用等の方法等講じられておるのか、その辺のところをお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（小森英明君） 室戸教育次長。

○教育次長（室戸弘全君） 高中の現備品につきましては、いろいろクーラー等もございます。それから、いす、机等もございます。当然でございますが、使えるものは再利用したいという基本的な考え方しております。クーラー等も移設して使いたいというふうに思っておりますし、他の備品につきましても、他の学校で要望等があってそちらで使えるもの、それから、その後において、使用が可能であります。今現時点では他の学校からの要望はないという備品もあるわけでございまして、その辺の区分けをいたしまして、その先にそういった備品の処分方法を考えてまいりたいというふうに思っておりますが、今現在、そのこのところの作業を進めておる最中でございますので、具体的な御答弁はできませんが、今御指摘のように、当然、備品の再利用可能なものにつきましては再利用させていただきたいというふうに思っております。よろしくお願いします。

○議長（小森英明君） 渡辺政勝君。

○14番（渡辺政勝君） かつて、高富町において庁舎を新築した折にかなりの不用品が出たということで、一般の方々への、購入というか、希望者についてはそうした事態もされたということで、その辺のところをお伺いしまして御答弁いただきたいと思います。

○議長（小森英明君） 室戸教育次長。

○教育次長（室戸弘全君） 優先順位といたしますが、今御答弁させていただきましたように、他の学校現場で使えるもの、それから、他の施設、公共施設で使えるもの等を除いた部分につきましては一般の皆さんに対する処分につきましては、当然今後予定に入りたいというふうに思っておりますので、まだ事務的な精査はできておりませんが、方向としてはそういう方向で今考えておりますのでよろしくお願いします。

○議長（小森英明君） 寺町知正君。

○13番（寺町知正君） それでは、決算のところでもう一つ聞いて、決算関係、終わり

ますけど、この決算の附属書とか成果説明書の冒頭部分のいろんな全体のデータの集約、これは財政の方がされていると思うんですが、今回事前にいろいろお聞きしていて、先ほども、実質収支の状況についての監査委員の報告書のまとめ方、それから、附属書の実質収支のページのところなどについて、非常にわかりにくかったということはお聞きしました。それで、今回お聞きしていて、実質収支に関する調書という、一般会計、特別会計すべてを集約した表ができているということで、いただきました。初めからこういうを見せていただくと、監査委員の結論がどうなのか、あるいは附属書がどうなのかも非常にわかりやすいんですが、来年以降つくるときには、成果説明なりに、こういう実質収支の、市のすべての会計が1枚に入っている資料というのを、せっかくあるわけですから、つけてほしいなということを強く思います、どうでしょうか、企画部長。

- 議長（小森英明君） 船戸企画部長。
- 企画部長（船戸時夫君） 来年度以降、検討させていただくということで、御理解賜りたいと思います。
- 議長（小森英明君） 寺町知正君。
- 13番（寺町知正君） それでは、質問を変えて、最後ですけど、先ほど通告で村瀬議員がアスベストのことを質問されましたが、時間の関係でちょっと途中で終わったような状態かと思います。関連してお聞きしますけど、まず、教育委員会に、富岡小学校の外部施設に具体的に目視の段階で確認できるものが使ってあるということで、じゃ、教育委員会は、この予算はともかく、現状をどうするのかという速やかな対応が望まれると思うんですが、どういうふうな考え方でしょうか。
- 議長（小森英明君） 教育次長。
- 教育次長（室戸弘全君） 現在、それぞれ設計図書並びに目視ということで行っておりますので、今御指摘されました点については早急に対応させていただきたいというふうに思っています。
- 議長（小森英明君） 寺町知正君。
- 13番（寺町知正君） そこにあるということがわかったものについて、どういう対応をするのか、調査はともかくですよ、どういう対応をするのかということをお聞きしたいということです。それから、じゃ、他の、富岡小学校以外の教育関係の施設について、目視でわかったものがあるのかどうか、あるならどういう対応をするのかということ、そこをお聞きしたいです。
- 議長（小森英明君） 教育次長。
- 教育次長（室戸弘全君） 現在も、それぞれ設計図書の精査、それから目視も含めまし

て、調査中のものもございまして、すべてというわけじゃございませんが、発見とい
いますか、確認できたものにつきましては早急に対応させていただきたいということ
でございます。そして、対応の方法につきましては、それぞれ処理方法というものが専門
的な分野であろうかというふうに考えておりますので、そういった専門的な分野からも
指導を受けて実施したいというふうに思っております。

○議長（小森英明君） 寺町知正君。

○13番（寺町知正君） 今、教育関係の施設についてというふうに理解します。それで
は、市全体として、市長にお聞きしたいんですが、目視の段階で確認できたら、調査の
予算はいいとしてですよ、もうわかっているわけだから、それをそのまま市の職員、一
般の人が使える状態というのは非常に問題があるかと思うんですが、教育委員会はそ
ういうお答えですけど、市長として、市全体の施設について、目視で確認されたところ
については速やかな対応が必要かと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（小森英明君） 平野市長。

○市長（平野 元君） お答えします。

今、そういった調査を進めておる段階でございまして、私も、目視とってどうい
うものが専門的にわかりませんが、専門家の意見を聞きながらはっきりとした対応を
していくということで、市民の皆さん方に迷惑がかからないように十分配慮していきたい
というふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小森英明君） 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小森英明君） 質疑はないものと認めます。

よって、これをもちまして、報第9号から議第80号までの質疑を終結いたします。

報第9号及び報第10号の損害賠償の額を定めることについての専決処分については、
地方自治法第180条第2項の規定による報告案件ですので御承知願います。

お諮りします。

議第77号 高富中学校校舎改築事業 備品購入契約については、会議規則第37条第2
項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小森英明君） 異議なしと認めます。

よって、議第77号 高富中学校校舎改築事業 備品購入契約については、委員会の付

託を省略することに決定しました。

日程第2 討論

- 議長（小森英明君） 日程第2、討論。

これより、議第77号の討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小森英明君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小森英明君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小森英明君） 討論はないものと認めます。

これをもちまして、議第77号の討論を終結いたします。

日程第3 採決

- 議長（小森英明君） 日程第3、採決。

ただいまから、採決を行います。

議第77号 高富中学校校舎改築事業 備品購入契約について、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小森英明君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第4 委員会付託

- 議長（小森英明君） 日程第4、委員会付託。

承第3号、議第66号から議第70号、認第1号及び認第2号、議第71号から議第76号、議第78号から議第80号は、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

- 議長（小森英明君） 以上をもちまして、本日の議事日程はすべて議了いたしました。

あす13日より15日までは、付託案件の審査及び所管事務調査について各常任委員会が開催されます。

16日から19日までは、議案精読のため休会とします。

なお、20日は、午前10時より会議を再開いたします。

本日は、これにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでした。

午前11時41分散会

平成 17 年第 3 回

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第 3 号 9 月 20 日 (火 曜 日)

○ 議事日程 第 3 号 平成 17 年 9 月 20 日

日程第 1 一般質問

○ 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

○ 出席議員 (22 名)

1 番	吉 田 茂 広 君	2 番	尾 関 律 子 君
3 番	横 山 哲 夫 君	4 番	宮 田 軍 作 君
5 番	田 垣 隆 司 君	6 番	村 瀬 隆 彦 君
7 番	武 藤 孝 成 君	8 番	河 口 國 昭 君
9 番	影 山 春 男 君	10 番	後 藤 利 弘 君
11 番	谷 村 松 男 君	12 番	横 山 善 道 君
13 番	寺 町 知 正 君	14 番	渡 辺 政 勝 君
15 番	中 田 静 枝 君	16 番	藤 根 圓 六 君
17 番	村 橋 安 治 君	18 番	藤 垣 邦 成 君
19 番	小 森 英 明 君	20 番	村 瀬 伊 織 君
21 番	大 西 克 巳 君	22 番	久 保 田 均 君

○ 欠席議員 (なし)

○ 説明のため出席した者の職氏名

市 長	平 野 元 君	助 役	嶋 井 勉 君
収入役職務代理者 会計課長	遠 山 治 彦 君	教 育 長	小 林 囡 之 君
総務部長	垣 々 原 正 仁 君	企画部長	舩 戸 時 夫 君
市民部長	長 屋 義 明 君	保健福祉 部 長	土 井 誠 司 君

産業経済 部 長	松 影 康 司 君	基盤整備 部 長	長 野 昌 秋 君
水道部長	梅 田 修 一 君	消 防 長	高 橋 信 夫 君
教育次長	室 戸 弘 全 君	総務部次長兼 企画部次長	和 田 真 吾 君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	林 宏 優	書 記	棚 橋 和 良
書 記	堀 達 也		

午前10時00分開議

- 議長（小森英明君） ただいまの出席議員数は21名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 一般質問

- 議長（小森英明君） 日程第1、一般質問。

ただいまより、通告順位に従いまして、一般質問を行います。

通告順位1番 後藤利丸君。

- 10番（後藤利丸君） ただいま議長より御指名をいただきましたので、通告順位に従いまして（仮称）文化ホールの建設について質問をいたします。

市民の多くは、子供から大人のお年寄りまで男女を問わず多くの人たちが利用できる文化ホールの建設を、首長く今か今かと待ち望んでいる人たちは少なくありません。今、山県市においては、1,000人から1,500人の収容できる施設があるのでしょうか。これから、山県市が開催市ともなれば、多くの人たちが集まることのできるような、そうした施設があるのでしょうか。施設が即座に必要となることは必至であります。また、市民の中には、コンサートホールを必要とする人も多くいるのかと思います。仕方なく市外で開催を余儀なくされている市民が多いことを聞かされております。本当に寂しく感じる思いであります。また、子供たちにおいては、図書の充実など切実な要望も出ております。これらを踏まえて、市民の希望に沿った各種イベントなどに対応できる施設で、多目的に利用できる文化ホールであってもよいのではないのでしょうか。

文化ホールの建設要望は多くの市民の絶対的な願いであります。市は今後どのようにお考えを持っておられるのか、教育次長にお尋ねします。市民の期待にこたえるべく、積極的な御答弁を賜りますようお願いをいたします。

- 議長（小森英明君） 教育次長。
- 教育次長（室戸弘全君） 後藤議員の御質問にお答えいたします。

多くの市民の皆様が利用でき、さまざまなイベントなどに対応できる、1,000人から1,500人程度収容の文化ホールの建設計画等の御質問でございますが、議員御指摘のとおり山県市には1,000人程度を収容するホールはなく、今後山県市が開催市となる催しを行う場合などには支障を来すことも考えられます。そうしたこともかんがみまして、議員も御承知のように、第1次山県市総合計画基本計画の中、現況と課題としまして、平成17年2月には花咲きホールを開館しています、花咲きホールは客席350席の市民にとって

使いやすいホールとなっています、しかし、規模の大きな芸術・文化イベントなどへの対応が難しいことから、さまざまなイベントニーズに対応できる施設の整備を検討することが求められますと述べており、施策の展開としまして、管理・運営方法を考慮しながら、コンサートホールなど多目的に利用できる総合的な文化ホールの整備を検討しますとしております。

文化ホール・文化会館は、学校などとは異なり施設の目的や使用形態が多様であります。また、こうした施設は、巨大な施設面積、特殊な設備、備品、専門的人材等が必要となり、建設費を含めた当初費用としてのイニシャルコストはもちろんのこと、光熱水費や修繕費用などのランニングコストも大きくなりがちなと思われます。また、最近では、芸術・文化の発信基地としての役割と同時に収益性なども求められてきております。

こうしたことを踏まえながら、今後、芸術文化施策の指針となる（仮称）芸術文化振興プランの検討とあわせて、文化ホール整備に向けた基礎調査、地域の文化環境等を把握し、芸術文化施策方向性検討のための基礎調査などを行い、文化ホール整備の検討を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

なお、現在私ども花咲きホールにおきましては、笑いと健康事業として、落語会などやさまざまなコンサートなどを開催しております。詳細につきましては広報誌などによりまして皆様方に御案内させていただいておりますので、ぜひとも御来館いただきますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（小森英明君） 後藤利利君。

○10番（後藤利利君） ただいま教育次長より御答弁をいただきまして、おおよそ理解はできましたが、山県市の総合計画の基本計画は、さまざまなイベントに対応できる施設の整備などを求め、また総合的な文化ホールの整備を検討するとなっております。御答弁のとおり、非常に広大な土地と膨大な費用と経費がかかることは十分承知するところであります。ことしの2月には、旧伊自良に花咲きホールといった立派なホールが誕生いたしました。多くの市民は大変喜んでいらっしゃるところであります。しかし、山県市にはもっともっと多くの人たちが収容できる文化ホールが必要とされるのであります。もちろん多くの人たちに利用していただき、さまざまなイベントに使っていただける多目的ホール建設であります。場所はやはり市民の皆さんが最も多く利用いただける場所がよいかと思います。確かに学校建設とは異なり、文化ホールは市民全体が利用できるホールでありますので、先ほど申し上げましたとおり膨大な費用がかかります。また、建設までには整備に向けた調査など相当数の時間がかかりますが、ぜひ多くの市民の皆さま

んが強い要望でありますので、早い時期に建設されますことを強く要望いたしまして、次に市長に御答弁を賜りますようお願いいたします。

- 議長（小森英明君） 平野市長。
- 市長（平野 元君） 後藤議員の再質問にお答えいたします。

先ほど教育次長から文化ホールの建設につきましては、るる御説明を申し上げましたとおりでございますが、第1次山県市の総合計画の基本計画の中でも文化ホールの整備・検討をうたっておるところでございます。私といたしましてもそういった文化ホールの建設は念頭にございまして、今後とも財政計画等を十分考慮しながら前向きに取り組んでまいりたいというふうに思っております。

昨日の敬老会でも、議員各位には多数御出席を賜りましたが、全市一堂に会しての催し物等につきまして、こういった大型のイベントに当たりましては、現在は総合体育館を臨時的に使用しておるといような実情でございます。そういったことで、舞台等もその都度設置する必要がございますし、音響の効果等も十分ではないかと思えます。そんな現状ではございますが、何分この建設につきましてはいろんな面で十分検討する必要があるかと思えます。さらに、美山中学の改築とか、あるいはごみ処理場の建設とか、大型事業がたくさんございます。そういった面もございますので、特に財政運営につきまして慎重に見きわめながら、また議員の皆様方の御指導・御意見等も十分お聞きしながら検討を進めてまいりたいというふうに思っております。そんな形で、文化会館といいますか、文化ホールといいますか、そういったものについての建設について、十分配慮してまいりたいというふうに思っておりますので、以上申し述べまして御答弁とさせていただきます。

ありがとうございました。

- 議長（小森英明君） 後藤利利君。
- 10番（後藤利利君） 市長の前向きな御答弁を賜り、まことにありがとうございました。市民の期待を裏切ることなくできるだけ早期に建設をしていただくことを強く要望いたしておきます。

それでは、次の質問に移ります。次には、花街道沿いの雑草除去について質問をいたします。

平成2年の約15年前に伊自良高富線沿いにサザンカとアジサイが植栽されました。今、その周辺は背丈ほど伸びた雑草が生い茂り、最盛期にはアジサイの花が草の中に埋もれて、せっかく咲いた花も草に隠れて外から見えない状況であります。当初は、町が街道に沿った田んぼの関係者には絶対に迷惑をかけることはないといって、書類をもって承

諾させた経緯があります。雑草除去は、当初の約束は年に2回ではありましたが、ことしのように年1回がままならず、自治会が毎年市に懇願いたしている状況であります。当然のことながら景観も悪く、雑草のため視界も悪く、交通の妨げにもなり交通事故の発生原因にもなりかねない状況であります。関係者からは早く雑草の除去をするよう強い要望が出ている現況であります。市は今後どのように対応ができるのか、基盤整備部長にお尋ねいたします。

○議長（小森英明君） 長野基盤整備部長。

○基盤整備部長（長野昌秋君） 後藤議員の御質問にお答えします。

御指摘の道路は一般県道伊自良高富線で、岐阜建設事務所が管理を行っていますが、先般も地元よりサザンカの剪定と雑草除去について要望がございましたので、建設事務所に対しまして現地の確認と対応をお願いしたところでございます。道路等の管理につきましては県及び市がそれぞれの管理区分をはっきりさせて行うのが基本原則であることから、市での対応は難しいと思われまますので、今後も建設事務所に対して当該地域の雑草除去を徹底してもらえるように要望を行ってまいります。

また、県が推進しております「花の都ぎふ」運動につきましては、建設事務所では県民に積極的に花づくりに参加してもらうことで道路環境に対する認識を高めてもらう目的として今後も継続していきたいとの意向でありますので、道路沿いに植栽されている花木の管理や環境整備及び安全確保につきましてはできる限り地域で御支援いただければ大変ありがたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（小森英明君） 後藤利利君。

○10番（後藤利利君） 基盤整備部長の答弁に若干理解しがたいところがございます。

地元は当初から、この伊自良高富線での、通称花街道沿いの雑草除去は、当初旧高富町の管理下であったと認識をいたしております。当初県と町がどのような約束があったかはよくわかりませんが、そのときの記憶では関係者の一人一人から同意書に押印をしてあるのであります。また、当時の町長が町政懇談会を開催された折、出席者の質問の中で年に2回は少ないから3回にすべきとの意見が出され、出席していた当時の企画課長から3回の除去を約束された経緯があります。そのような経緯から見ても、当然ながら当初町の管理下であったことは間違いありません。その後、3回が2回、2回が1回、回数が減り、ただいまではゼロに近いと、そういう経過でございます。

ここに至って市の対応が難しいとなりますと、どこへお願いをしたらよいのでしょうか。地元では、安全確保の面においても、また排水路の清掃の面においても、すべての

面で背丈の伸びた雑草にはほとんど困っているのが実情であります。堤防の除草とは違います。花木の植栽ということで、剪定や除草はしかるべきところで管理するものと理解をいたしております。当初からこの件については、市が県から付託されて当然市の管理下にあるものと考えてきました。県は今後も「花の都ぎふ」運動を、県民生活に根づいた運動を進めていく方向であります。県も市も地域支援を望まれるのであれば、市は単なる責任のない要望の窓口だけではなく、また基本原則を主張するのであれば、いま一度県と地元の自治会が十分納得のできる会合を持つべきと考えますが、いかがでしょうか。基盤整備部長に再度質問をいたします。

○議長（小森英明君） 基盤整備部長。

○基盤整備部長（長野昌秋君） 後藤議員の再質問にお答えいたします。

御質問によりますと当初の対応とずれてきているようでございますので、この点、建設事務所とも過去の経緯なども含めましてよく協議してまいりたいと存じます。いずれにいたしましても、県民総参加の「花の都ぎふ」運動には極力御協力をいただきたいと存じます。また、申し添えますと、最近におきまして当該箇所の草刈りが完了しましたので御確認をいただきたいと存じます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（小森英明君） 後藤利利君。

○10番（後藤利利君） ただいま部長が申されましたように、草刈りは当初私がこれを提出した時点ではまだ本当に背丈ほど伸びておりましたが、きのう完了したようでございますので、その辺だけ申し上げておきます。

こうした問題が、本当に市民が困っているときは、積極的に調査をし、事を速やかに解決するよう市の方で努力していただくことを私は強く要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（小森英明君） 以上で後藤利利君の一般質問を終わります。

続きまして、通告順位2番 横山哲夫君。

○3番（横山哲夫君） 議長からお許しをいただきましたので、通告に従いまして2項目について質問をさせていただきます。

まず最初に地籍調査事業計画についてであります。昨年の12月議会の第4回定例会でも、地籍調査の推進についてということで質問をさせていただきました。その後、事業推進の計画について基盤整備部長にお伺いいたします。地籍調査事業の内容につきましては既に皆様御承知のとおりと存じますが、市民の皆様方にも御確認を持ってもらうた

めにも、少し私なりに事業の内容の説明をしながらお願いをしたいと思います。

我が国の土地に関する記録の半分以上は、明治時代の地租改正によってつくられた地図、公図とか字絵図というものであります。土地境界が不明確であったり測量も不正確であることから土地の実態がよくわからんということで、地籍調査事業という事業が国で始められたことであります。そのメリットを挙げてみますと、境界紛争の未然防止、それから災害等の復旧に役立つ、土地取引がスムーズにできる、これによって経済活動の活性化を促進できる、各種の公共事業の円滑化にもつながる、きめ細かいまちづくり計画が容易になる、課税の公平性・適正化に役立つなどなど、効果が考えられます。

事業費の内訳につきましては、国が50%、県が25%、市が25%となっておりますが、市の負担はそのうちの80%に特別交付税の措置がありますので、実質市の負担割合は全体の5%ということになります。非常に高い補助事業であります。ましてや、事業に係る土地所有者等の自己負担はないということでもあります。これは大きなメリットではないかと思います。

そこで参考までに申し上げますと、岐阜県土地対策室で入手しました資料が皆様のお手元にも配付してあると存じますが、その資料を見てみますと、県内の各市町村の状況ですが、本年度は県内の27市町村で事業実施が予定、もう発注されております。総事業費にしますと約15億2,000万円、このうち約1億円を超える市町村を拾ってみますと、岐阜市の約1億2,000万、瑞浪の2億円、土岐市の1億2,000万、中津川市の1億8,000万、恵那市の約2億円、高山市の1億4,000万円、飛騨市の約1億3,000万円、下呂市が約1億円、8市を超える市町村であります。このことは、各市が長い年月をかけずにある程度短い期間でやってしまおうというような意欲的な予算措置だと感じます。当山県市の本年度の予算は730万円で、他市とは比べるに値しないほど低いものであります。

以上のことを踏まえて、事業実施に向けた今後の計画をお聞きかせ願いたいと思います。

- 議長（小森英明君） 長野基盤整備部長。
- 基盤整備部長（長野昌秋君） 横山議員の御質問にお答えします。

地籍事業のメリット等につきましては議員御発言のとおりでございます。市民にとってもこの上ない事務事業であると思われます。日々の業務におきまして、境界等が不明確で市民からの申し出により官民境界等の確定業務事務量が年々増加傾向にあります。将来ともこうした地籍調査事業の推進が望まれるところでございます。しかしながら、昨年12月の一般質問でも申し上げましたとおり、市内の調査対象面積は、森林面積186平方キロを除いて、道路その他で21.32平方キロ、耕地面積で12.2平方キロで合

せて33.52平方キ口があり、現在の進捗状況ではまだまだ先が見えてこないところでございます。

市といたしましては、事業の拡大は図りたいが、さりとて職員の増員は定数管理上からも困難な状況にあると思います。課内では検討しつつ、現在の体制もしくはプラス増員をねらい、課内職員の兼務体制も念頭に、事業量の拡大を図るべく鋭意努力してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りまして答弁といたします。

○議長（小森英明君） 横山哲夫君。

○3番（横山哲夫君） ただいま基盤整備部長に御答弁いただきましたが、地籍調査事業をすぐにでも推進していこうということは感じられませんでした。これはいろんな状況を考慮しての御答弁だと思います。そこで再質問いたしますが、まず調査対象面積についてですが、186平方キ口の森林面積は簡易な測量でできるように、法律改正が今後されると思います。それから実施すればよいのではないかと、とりあえず森林地域は後回しで、まずは私たちにとって日常生活に身近な33.52平方キ口の宅地・耕地を進めれば、10年から15年ぐらいで終わるのではないかと考えますがいかがでしょうか。

そして、担当職員の配置につきましては、平成14年度からE工程まで外部委託できるようになり、職員1人当たりの事務量は1平方キ口から1.5平方キ口が大まかな目安とされておりますが、一つの提案として、リタイアされた測量経験者を臨時職員として雇用する方法も考えられてはいかがでしょうか。また、事業に対して鋭意努力していくということですが、高富・伊自良地域の事業開始予定年度の目標を設定し、計画を立てていただかないと、いつまでたっても先延ばしにするだけで、事が前に進まないと思います。岐阜県土地対策室にお伺いしますと、補助金の枠がないと、市町村の要望を100%受け入れておるということですから、早い時期に事業実施すべきと思いますが、市の考え方をお伺いいたします。

○議長（小森英明君） 基盤整備部長。

○基盤整備部長（長野昌秋君） 横山議員の再質問にお答えします。

議員おっしゃるように山林は後回しといたしましても、地籍調査事業の実施方法としましては一般型、外注型があり、議員が言われるとおり外注型の方法で行えば人員の省力化は図れますが、E工程までには個人情報保護の関係などで官で行わなければならない部分もありまして、職員の配置は避けて通れません。また、当初調査した筆が問題なく確定することができましても、4年目に完成することになりますがその間は年々新たな調査面積が上乗せとなり、本格的に事業が進むと、課の中には地籍係を設置し、専従職員を4、5名程度は配置しなければならないと考えます。このようなことから、組織

の体制、人員配置を十分検討し、新たな事業に着手できるよう準備作業を進めるよう努力してまいりたいと存じます。御理解を賜りまして答弁といたします。

○議長（小森英明君） 横山哲夫君。

○3番（横山哲夫君） 基盤整備部長からお答えをいただきました。実施方法につきましては、私は当然外注型でしか処理できない業務内容であると、これも検討の余地がないと考えますがいかがでしょうか。それと、E工程につきましては、個人情報の保護の観点から職員の配置が必要とのことですが、E工程の作業内容の中で個人情報保護が心配される点を御説明いただきたいと思います。

ちなみに本年度は約80%の市町村がE工程を外注発注しております。これを私は聞いておりますが、この点についてもいかがでしょうか。御答弁をお願いして質問を終わります。

○議長（小森英明君） 基盤整備部長。

○基盤整備部長（長野昌秋君） 発注方法の形態ですけれども、やはりこれも議員がおっしゃるようにもちろん外注型というふうに、現在もそのようで行ってところでございます。なお、E工程までの処理でございますけれども、この中には、戸籍、つまり相続人調査というような作業がございます。こうしたところはやはり官、つまり職員で行わなければならないというふうに考えております。この事務量がかなりあるというふうに聞いております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（小森英明君） 横山哲夫君。

○3番（横山哲夫君） 次、2項目めの質問に移らせていただきます。指定管理者制度の導入についてお伺いをいたします。

これまで公の施設の管理運営は、市の出資法人、公共団体、公共的団体の農協とか自治会等に限定して管理委託されてきました。指定管理者制度が、平成15年9月に地方自治法の一部改正により管理に関する新しい制度が創設され、管理委託から管理代行に変わり、利用料金制度の導入、使用許可の管理権限の緩和、自主事業の実施の緩和などのほか、指定管理者の範囲には特段の制約はなく、これまでの団体に加え、民間企業、NPO法人等幅広い団体に指定管理者をアウトソーシングすることができるようになりました。そこで、山県市が指定管理者制度を導入するに当たり、次の10点についてお伺いしたいと思います。

まず1点目は、平成18年9月の完全移行に向けて、導入するか直営にするか、具体的な対象施設の検討ができているのか。

2 点目に、条例の制定の内部の組織体制を踏まえた、計画的な導入の実施についての考え方。

3 点目、条例の制定や指定管理者の応募方法、選定方法等さまざまな事務業務が予想されております。市として統一的な基本方針の策定等、部署間のコンセンサスは得られているのか。担当部署において温度差があっては適切な指定管理者は選定できないと思いますが、その対策は。

4 点目、制度を導入した場合の財政負担の削減を達成するための具体的な方策はいかがでしょうか。

5 点目、指定管理者を公募しても応募がない可能性も考えられますが、募集方法について、最悪の場合を想定した方策を考慮されておりますか。

6 点目、地域企業の活性化を考え募集要項等で地元企業を優先するような地域要件による規定を盛り込む考えと、NPO等の団体を活用する考えはいかがでしょうか。

7 点目、指定管理者に期待する市民サービスの向上に対する考えと、公共サービスを受ける市民の満足度を評価する仕組みはいかがでしょうか。

8 点目、指定管理者制度の導入に際しては、指定管理者による本来の業務以外に自主事業の実施が可能になります。より高度なサービスの提供とともに新しい収益源が確保できることから、指定管理者にとっては経済的動機づけにより業務に対する活性化が促進され、それとともに市民サービスの向上が促進されるメリットが考えられる制度と理解しておりますが、施設の設置目的を逸脱した自主事業は市として認可すべきでないと考えますが、自主事業に対する制限の加え方をどのように加えていくのか。岐阜県立公園で問題視されました、収益の一部を納入させる仕組みを取り入れる考えは。

9 点目、養護老人ホーム美山荘は、利用者のケアの充実と向上を図るべく民営化されました。指定管理者制度も同じ目的を目指した制度ですが、市としての民営化と指定管理者制度の違いをどう考えておられるのか。

10 点目、現在市の施設で管理委託されている施設が何力所あるのか、またその施設名をお伺いいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（小森英明君） 垣ケ原総務部長。

○総務部長（垣ケ原正仁君） 横山議員の御質問にお答えをします。

指定管理者制度につきましては、市民のサービスの向上と行政改革を進める上で、その導入の是非については十分検討に値する制度であると考えております。このため、本年7月20日には職員80名を集めまして指定管理者等に関する研修・説明会を実施しまし

た。これを踏まえ、その後8月2日から8月5日にかけて総務部による各所管課ごとのヒアリングを実施し、情報の共有化を図るとともに各個別施設のさらなる効率化・活性化を検討したところでございます。そして、具体的な方向性につきましては、現在、整理検討している最中でございます。10点ほどの御質問をいただきましたので、順次お答えを申し上げます。

まず、1点目の導入か直営かという点、2点目の計画的な導入の実施という点、3点目の統一的な方針の策定、部署間のコンセンサスという点につきましては、各施設はそれぞれの設置目的がありましてその態様も一様ではございませんので、個別の施設ごとに所管課が現在検討している最中でございます。総務部としましては、必要に応じ所要の調整を図ってまいりたいと考えております。

指定管理者制度の導入を決定した場合という前提条件での、4点目の財政負担の削減、5点目の募集方法等、6点目の地元企業優先、NPO団体等の活用につきましてお答えしますが、庁内の選定委員会等により個別の施設ごとに募集方法・応募条件等の具体的な方法を決定していくことになると考えております。

7点目の市民サービスの向上としましては、例えば民間の資源やノウハウ等を活用したサービスメニューの拡充などが考えられます。また、市民の満足度等の評価につきましては、今後の検討課題であります。利用者へのアンケート実施等が考えられるところでございます。

8点目の施設の設置目的を逸脱した実施事業につきましては、各施設にはそれぞれ設置目的がありますので、その目的を達成するための事業でなければなりません。したがって、お願いする業務の範囲を条例で規定するとともに協定等で明文化しまして、市の指定に従わずこれを逸脱すれば指定の取り消しということが考えられるところでございます。また、いわゆるキックバックという収益の一部を納入させる仕組みにつきましては、ある程度の利潤の出る施設でありますならばその検討は必要かと思いますが、本市における現有施設の現状等考えますとキックバックを行えるほどの利潤が出る施設は、現時点ではほとんどないのではないかと考えています。また、赤字の施設につきましては、逆に市から指定管理者へ何らかの経費を支払っているのが一般的なようでございます。

9点目の民営化の違いということでございますが、美山荘の民営化の場合と比較して説明いたします。美山荘の場合は、施設を民間事業者に移譲し設置条例を廃止しました。したがって、美山荘は民間の施設となり、その管理運営につきましては民間事業者の責任で行われるものでございます。これに対しまして指定管理者制度は、その施設の

設置主体はあくまでも市であり、運営面について民間に任せるものであります。したがって、条例等の規定の範囲内で運営することになります。そして、市の指示に従わずに、条例等により定められた内容等を逸脱すれば、指定の取り消し、業務の停止ができるとともに、その権限により毎年事業報告を求め、必要な指示・監督、監査委員の監査ができることになっています。すなわち、美山荘の場合は公共サービスを完全に民間にゆだねるのに対し、指定管理者制度はあくまでも行政の管理下で民間のノウハウを積極的に取り入れていこうとするものであります。当該事業に対する民間参入の状況と成熟度・採算性などを勘案し、民間でも十分信頼ある事業実施ができるような事業につきまして、行政が関与するよりすべて任せてしまった方が民間の能力が発揮されて市民サービスの向上が図れると判断される場合に美山荘のような方法がとられるものと考えます。

最後に、現在改正前の地方自治法に基づく管理委託をしている施設についてでございますが、基本的には美山と伊自良の老人福祉センターの2カ所であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

- 議長（小森英明君） 横山哲夫君。
- 3番（横山哲夫君） ただいま総務部長には、10点についてお答えをいただきました。指定管理者制度について職員に対して研修・説明会を行い、部署間に温度差の出ないよう導入に向けて勉強会を通して理解を深めておられることは、当然必要なことと存じますし、評価したいと思います。また、所管課ごとにヒアリングを通して各施設の洗い出しを行い検討中ということですが、今後の詳細なスケジュールについてお伺いをいたします。
- 議長（小森英明君） 総務部長。
- 総務部長（垣ヶ原正仁君） 横山議員の再質問にお答えをします。

導入までのスケジュールは個別施設ごとに異なってまいります。現在、改正前の地方自治法に基づく管理委託をしている施設、美山と伊自良の老人福祉センターにつきましては、現行の管理委託制度の経過措置期間が平成18年9月1日をもって失効することから、それまでに対応する必要がございます。現段階においては、これらの施設については直営方式に切りかえることなく、指定管理者制度を導入したいと考えております。切り替え時期としましては、年度区切りとなる平成18年4月1日を目指しております。この場合、指定管理者の選定方法につきましては、施設の設置目的や性格、現行受託団体との経緯や管理の実績等を総合的に勘案しまして、当面は公募方式とすることなく特定の団体を指定する方法により進めたいと考えております。このため、個別の事務条例

となる、当該設置条例の改正案を12月の定例会へ上程させていただき、指定管理者候補者の内部審査を経まして、来年3月定例会には指定管理者の指定議決や当該施設に係る予算の措置の議案を上程させていただき、いずれも可決いただいた折には指定管理者の協定を速やかに締結しまして、市民の方にも公表したいと考えております。この際には、情報公開条例や個人情報保護条例の所要の改正案も検討し、必要であれば12月定例会へ上程させていただきたいと考えております。

以上、申し上げました手順の最速のパターンでありまして、ほかの施設につきましても、平成18年4月1日から導入することが望ましい施設がございましたら、あわせて上程をさせていただきたいと考えております。その他の施設につきましては、今後調整を進めまして、早ければ来年6月定例会へ個別の手続条例となる当該設置条例の改正案を上程させていただき、指定管理者候補者の公募、または特定の団体の指定によりまして指定管理候補者の審査・決定を行い、当該12月定例会へ指定管理者の指定議決や当該施設に係る予算措置の議案を上程させていただきまして、いずれも可決いただいた折には指定管理者との協定を速やかに締結しまして、市民の方にも公表していくスケジュールになるものと考えております。

いずれにしても、先ほど申し上げましたように基本的には現在調整中でありまして、今後詳細に検討を進め、本年12月定例議会開催の折にはもう少し具体的なスケジュールを御提示できるものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

- 議長（小森英明君） 横山哲夫君。
- 3番（横山哲夫君） これから指定管理者の決定までは、いろいろ紆余曲折あると思います。英断をもって対象施設を選定しなければならないと考えます。これにはこれからの山県市の将来がかかっていると言っても言い過ぎではないのではないかと私は思っております。市の指定管理者制度の導入に向けて、強い決意をお伺いして、私の質問を終わらせていただきます。
- 議長（小森英明君） 総務部長。
- 総務部長（垣ヶ原正仁君） 強い決意ということでございますが、指定管理者制度の導入につきましては施設を管理している担当部署とよく相談しまして、前向きの姿勢でしっかりと取り組んでいきたいと考えておりますことをお伝えいたしまして、答弁とさせていただきます。
- 議長（小森英明君） 以上で横山哲夫君の一般質問を終わります。

続きまして、通告順位3番 宮田軍作君。

- 4 番（宮田軍作君） ただいま議長の許可をいただきましたので、市政モニター制度について総務部長にお尋ねをいたします。

平野市政は、合併による国、県からの助成金や合併特例債等に依存し、自主財源比率の低い山県市にとっては極めて厳しい財政状況にあり、創意と工夫を凝らした経営経費の削減等に取り組まれているところではありますが、市が示した行政改革大綱の基本にのっとり、むだの排除や指定管理者制度をより一層推進する必要があると考えます。一方、市民の目線に立ったサービスが実施されていないとか、まだまだ閉鎖的で市民の求める情報公開がされていないなどという声もあります。近日、地域情報化事業が完成することで、一層市民への情報公開や情報発信力の強化により、市民の深い理解と納得を得て、市民との協働体制を構築することは、山県市の発展・繁栄に不可欠であると考えます。

市民との協働体制の構築には、市政に対する率直な意見・提案等、市民の皆さんの生の声は何よりも必要と考えます。市民からの建設的な提言・提案の一例に、市民が市役所を訪れる際、訪問者が担当職員の名前を知る方法として各課のカウンターに職員配置図を表示する考えはないか。これは多忙な住民への効率的な用件処理、接待対応等の住民サービスの向上と配慮の点からも有効な対応となるのではないかと、改善項目はまだまだあるのではないのでしょうか。

中国のことわざに、『百年河清を俟つ』、これは、澄むはずがない中国の黄河の濁流が澄むのを100年待ち続けるという意味であります。いつまでたっても到底実現する見込みがないことの例えにならないよう、市民は、開かれた市政、身近な市政、市民参加型市政を望んでいるわけであります。

そこで、市政モニター制度を積極的に取り入れる考えはありますか、また、山県市政の総点検計画はありますか、総務部長の見解をお聞かせください。

- 議長（小森英明君） 垣ヶ原総務部長。
- 総務部長（垣ヶ原正仁君） 宮田議員の御質問にお答えをします。

まず、1点目の市政モニター制度の導入の件でございますが、宮田議員は、市政に対する率直な意見、提案等市民の皆さんの声は何よりも必要と言われました。全く同感でございます、市は合併当初より、本庁舎、各支所、各中央公民館及び総合体育館に意見箱を設置しております。市民の皆様から現在までに169通の御意見をいただいたところでございます。また、近ごろではパソコンのメールによる御意見等が増えてきて、昨年と本年度で74件ございました。民意を市政に反映するのにいろいろな方法があると思いますが、市としましては今まで続けてきました不特定多数の市民の皆様を対象とした意見箱による方法を継続したいと思っております。モニター制度の導入につきましても、

今後よく検討させていただきたいと思います。

2点目の山県市政の総点検計画でございますが、県は、4期続いた知事さんが交代をされたのを契機に、施策や組織、機構の総点検が行われております。山県市は、合併を進めるに当たり、約2年間の歳月をかけて組織、事務事業の見直しを行い、新しくスタートしてから2年半でございます。個々の事務事業に対する点検は常に心がけているところでございますが、総点検を行うには時期尚早ではないかと考えております。

3点目の各課のカウンターに職員配置図を表示する件でございますが、この件につきましては直ちに作成し、表示するようにしたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（小森英明君） 宮田軍作君。

○4番（宮田軍作君） ただいまの総務部長の答弁では、市政モニターの制度の導入には消極的、市政総点検は時期尚早という内容と受けとめましたが、私は決してそうは思いません。

そこで、市長に再質問させていただきます。合併したことによる有利な特例債を最大限活用する市政の基本計画も2年半が経過をいたしました。期限は余すところ7年しかありません。計画実施に3、4年を要する、その後において健全な市政運営が確立されるまでには数年が必要と考えられます。時期尚早の感覚でよいのか、時代は急激に動いている、自治体は甘えの構造、依存体質、前例、横並びの主義を払拭し、住民自治のまちづくりが求められるわけであります。現状に満足せず市民から意見が寄せられるのを待つのではなく、行政から積極的に求める姿勢が肝要と考えられる。市の財政状況は極めて深刻な状態が予測されます。限られた予算で最大の効果を出すには、幅広い市民の力を活用し、行政と住民の信頼関係を高め、厳しい財政状況を住民自ら理解を示し、痛みを共有し耐える、我慢する精神力を持ってもらう山県市になるには、市民の貴重な意見、要望、提案を積極的に受け入れる住民参加型行政として市政モニター制度の導入は、決して時期尚早ではない。同時に、近日開局のCCYは合併ビッグ事業であり、多額の投資を投入しました。地域情報化事業の一層の充実を図る上でも、市民から強く求められる双方向システム化を確立することで、住民参加の行政が生まれていくと考えられます。

例えば、例として、市長室直轄に、CCY、インターネットを活用した掲示板を開設し、意見箱だけではなく、電話、ファクス、電子メール等で受信、内容は市民がいつでも見ることができることは、おくれが指摘されている公聴分野の開拓につながるものと考えると同時に、市政の自己改革、市職員の意識改革につながると考えられます。

常に総点検の目を向け、現状に満足せず柔軟性を兼ね備えた行政姿勢、態度が必要ではないか、市長の見解をお尋ねします。

- 議長（小森英明君） 平野市長。
- 市長（平野 元君） 宮田議員の再質問にお答えいたします。

総務部長からモニター制度についてもお答えしておりますが、決して消極的な態度ということではなしに、いろんな面から十分検討を加えていくということで受けとめておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。宮田議員の御意見のとおり、自己改革、意識改革、そういった面につきましては、平常時から常に職員に周知徹底を図って対応して努めておるところでございます。総点検という言葉の意味から言いますと、県では4期16年続きました県政、そういうことで長い県政を総点検して新しい分野に立ち向かうという意味もあろうかと思えます。そういった意味から言いますと、山県市の場合発足して3年目に入りましたが、そういった総点検という言葉でなしに常に点検は加えておりますので、そういった意味で総務部長の答弁かというふうに私は理解しておりますので、今後ともよろしくお願いいたしますと思っております。

『百年河清を俟つ』というようなことには絶対ならないように、今回CCYも10月1日に開局する運びとなりました。これも皆さん方の御支援のたまものだ感謝しておりますし、このCCYへのいろんな面を活用いたしまして市民にPRをするとともに、市民からもいろんな面の御意見を賜ってそういったものに反映していきたいというふうに思っております。

いずれにしても、市民型の、市民参加型の市政というのは私の最も望むところでございますし、そういった市政を十分務めていく必要があろうかと思っております。これからも初心を忘れることなく市民本位の行政推進に積極的に進めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げまして答弁とさせていただきます。

- 議長（小森英明君） 宮田軍作君。
- 4番（宮田軍作君） 市民レベルの多くの意見や柔軟で斬新なアイデアを取り入れることができるCCYの双方向システムというのは、今後の活動推進に最も重要となると同時に信頼関係がより一層高まる方法の一つだと考えております。市民が愛する我が山県市、我が町、我が地域となるように、市民の目線に立った市政、民意が反映される市政のトップとして力強いリーダーシップを発揮されることをお願い申し上げ質問を終わります。
- 議長（小森英明君） 以上で宮田軍作君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。議場の時計で午前11時30分より再開いたします。

午前11時07分休憩

午前11時30分再開

- 議長（小森英明君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位 4 番 村橋安治君。

- 17 番（村橋安治君） 発言の許可を賜りましたので、通告いたしておりました環境問題の対応について質問をさせていただきます。

15年度第1回及び16年度第2回の定例会におきまして、畜産環境問題の対応について、横山議員より一般質問がなされておりました。それに対しハエの発生の防除をするよう強く働きかけ、また排せつ物の処理の未整備の農家へ指導を行っているとの答弁がされております。

今回私も多数の地域住民の方々より要望がございまして、畜産環境問題の対応について質問をさせていただきたいと思っております。

21世紀は心の時代とも言われています。また人権の世紀でもあり、環境の世紀でもございます。20世紀は、科学・技術の進歩によりまして、私たちの生活が非常に便利になってまいりました反面、経済効率至上主義の社会のために環境問題が置き去りになされてまいりました点が多々あります。これまで以上に環境問題は一人一人の生活に密接に関係してくる、そんな時代になってまいりました。経済効率至上主義の利益追求だけを求める社会は終わろうとしています。また中央の政治においても、公明党が強く求める憲法改正の中にも人権及び環境権が求められ、自民党、また民主党も同調していると聞いているところであります。人々の環境権にも配慮して、畜産業とともに生きる環境をつくっていく行政の責務があると考えているところであります。

昨年11月1日より畜産排せつ物の管理の適正化及び利用に関する法律が施行されて、野積みや素掘りの処理の禁止がされ、また施設において管理することになってまいりました。畜産業においても非常に厳しい時代になってきております。現在進めている住環境整備の下水道工事も非常に大切な施策でございますが、畜産環境問題も非常に重要な問題と考えております。山口市の中にありましては、伊自良地域が第1位の畜産規模であり、特に伊自良地域の畜産問題は、旧伊自良村のアンケートによりまして、70%以上の住民から快適な住環境をつくってほしいと要望がありました。

山口市の基本理念であります安らかで快適な21世紀の住みよいまちづくりが施策として示されております。また、17年度1次総合計画の基本計画の中で、快適な住環境の整備のため指導を強化する必要があると記されてあります。市の施策として執行部は畜産

環境問題を重要な問題ととらえておられますが、どのような考えを持って今後の行政を進めていかれるのかを質問させていただきたいと思います。

17年度の予算において、悪臭改善委託料、また悪臭公害策定業務委託料、ハエ等の発生防除費の予算計上がされまして前向きな姿勢を強く感じておりますが、委託料の悪臭公害策定委託業務、250万でございますが、この策定業務は100%委託業者に任せておられるのか、それとも執行部の基本方針をしっかりと示して委託されたのかどうか、そして策定業務はいつごろでき上がるのか、また、畜産業の排せつ物の処理施設の状況は事業者数に対して現在どの程度整備がされているのか、また、今後の未整備施設に対して指導をしていると回答されておりますが、具体的に現在何件の指導をされているのか、それに伴い処理施設を建設する場合の補助事業として適した事業があるのか、産業経済部長に答弁を求めます。

○議長（小森英明君） 松影産業経済部長。

○産業経済部長（松影康司君） 村橋議員の御質問にお答えします。

畜産公害調査委託業務の内容ですが、山県市まちづくり計画において、便利で快適なまちづくり、豊かで美しい自然を守るまちづくりを推進しており、伊自良地域の環境保全及び畜産業の振興はその中でも重要な位置を占めております。本業務は、これらを踏まえて、地域の良好な住環境整備と自然環境の保護、クリーン農業を初めとする地域新エネルギーの導入などによる循環型社会の構築を目指して、地域の活性化構想を行うことを目的に基本方針を策定しました。

そこで、9つの業務内容を遵守させながら、作業委託を行っております。

1つ目は、業務の内容、目的等を十分理解した上で、作業の進め方、体制、スケジュール等の業務計画を作成し、作業準備・計画に当たること。

2つ目は、当該地域における地域環境及び畜産基盤に係る基本的項目などについての文献、また資料を収集した後、これを取りまとめて地域の特性を把握するとともに、今後の方針を検討すること。

3つ目は、エリア設定後条件等の課題の整理をするため、調査及び対策対象区域を設定し、現状の課題を整理するとともに整備を図るべき基準または目標を設定すること。

4つ目は、基礎理論の展開により課題点における現状要因を設定し、今後の調査計画、予測手法を検討すること。

5つ目は、畜産環境の問題点の洗い出しをするため、伊自良地域における畜産環境問題の発生要件を整理し、その影響及び問題点を抽出すること。

6つ目は、本業務を適正かつ円滑に履行するため、市担当者との協議打ち合わせをす

ること。

7つ目は、畜産農家の意向調査を取りまとめ、収集された調査表を分析し、資料作成に反映させること。

8つ目は、畜産環境問題における過去の実例とその対策例を収集し、伊自良地域と比較して分析すること。

9つ目は、計画条件を整理し計画方針を樹立するとともに、環境及び畜産業を主とした施設など、対策及び施設整備の基本計画案を策定すること。

以上申し上げましたとおり、委託業者に任せっ放しでなく、専門的知識を活用しながら畜産問題の解決策としてどのような対策を講じていけばよいか検討してまいります。また、畜産公害委託業務は、平成17年5月10日から平成18年2月10日までの期間で委託しています。

次に、畜産排せつ物処理施設の整備状況ですが、82%の農家が整備済みでございます。現在、未整備農家5戸について、施設整備を行うよう指導を行っているところでございます。また、畜ふんの処理施設に伴う補助事業でございますが、畜産環境整備機構が事業費の2分の1を負担する畜産環境整備リース事業や、2分の1の国庫補助事業で3戸以上の農家が共同利用する畜産環境施設などを整備する場合、畜ふんの資源循環活用を目的とした補助金交付制度等があります。また、今後、事業計画遂行に当たりましては、皆様方の御理解、御協力を賜りながらお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（小森英明君） 村橋安治君。

○17番（村橋安治君） ただいま細かく御答弁をいただきましたが、その中で特に2点ほど強く求めたいと思いますのは、排せつ物の処理施設が80%以上整備できておるということで、今後また5軒の未整備農家に指導されているということでございますが、問題は、現在できている処理施設、この施設が本当にこれでいいのかということであります。壁はアップパーということで、どこからも臭気が出てくる、そういうことで非常に疑問点があります。そういう意味で、これからの処理施設は、もう少し近代的といたしますか、そういう整備をする必要があるということを感じておりますので、その点も十分考慮して行政を進めていただきたいと思いますし、また、策定業務につきましては、2月の10日にできてくるということでございます。内容につきましては十二分に検討をされると思いますが、なお一層の十二分の検討をした上で今後の施策を推進していただきますよう、この2点につきましては特に強く求めておきたいと思います。

それでは、次の質問に入らせていただきます。再質問をさせていただきます。

山県市の環境保全条例の中に悪臭防止の項目を定め、事業者の具体的な責務、また市長の具体的な責務を条例化し、事業者の責務として最低限実行していただける項目、市長として事業者に求めていく項目等を条例の中に定め、悪臭防止対策を推進する必要性を強く感じているところであります。昨年の11月1日より排せつ物の管理の適正化及び利用に関する法律が施行されまして、畜産農家におきましては非常に厳しい状況になってきておりますが、最大限の御理解を畜産農家の方々にいただいてともに共存・共生の方向性を推進するためにも条例化を求めるものであります。執行部はどのような考えを持っておられるかを、市民部長に答弁を求めたいと思います。

○議長（小森英明君） 長屋市民部長。

○市民部長（長屋義明君） 村橋議員の再質問にお答えします。

2番目の山県市環境保全条例の条項に公害及び悪臭防止の項目を設定し、その中で事業者の責務を規定できないかとの御質問でございますが、山県市環境保全条例の中に公害についての条文がありますが、その内容につきましては、事業活動に伴って生ずる大気汚染、水質汚染、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭によって人の健康または生活環境を損なわせないため、公害防止協定の締結などを行い未然に防止することを定めております。また悪臭につきましては、それ自体で条例に規定はありませんが、昭和46年6月1日法律第91号公布の悪臭防止法の基準を引用しまして市内全域を規制しておりますので、山県市環境保全条例の中に畜産公害や悪臭防止の条文を追加することは考えておりませんので、よろしく願いしたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（小森英明君） 村橋安治君。

○17番（村橋安治君） ただいま市民部長から答弁をいただきましたが、環境保全条例の中には条例を定めないというような答弁でございました。もう少し前向きなる答弁を期待しておりましたが、残念に思います。

それで、現在あります山県市の環境基本条例、並びに山県市の環境保全条例がございしますが、ただいま市民部長が申されたように、これは、自然の水路、また山、そして企業とか工場等を主とした条例になっております。畜産に関する条例は特別盛り込まれていない。強いて申し上げるならば、基本条例の13条の中に市の指導というところがございします。また、保全条例の中に、第3条、市長の責務として、良好な環境の確保と形成に関する施策を実施しなくてはならない、そして、6条に、事業者の責務、環境を害するような場合、自らの責任と負担において、必要な処置を講じなければならない、そして、33条、公害の防止協定、事業者は、市長から公害等の未然防止の協定の申し出を受

けた場合は、申し出に応じなければならないと、このように記されておりますが、これは応用ということになるのかならないのかは定かではありませんが、今申し上げましたように畜産に対する条例は定めておられません。

そうということで、総論的な条項はあっても具体的な項目が示されたところはございません。そうということで、環境保全条例の中に新しい条項を設けてもらいたいというのは、6条の中に、事業者の責務として、例えば畜舎と周辺の草刈り等をきれいにやっていただく、また除草剤をまいていただく、そういう環境に努めていただく、そしてまた、牛舎等、また豚舎、畜舎の周囲を、樹木等を植えていただいて、環境の美化、見た目からきれいな環境に姿を見れるような、そういう環境美化に努めていただくと、また、今もハエ等の防除はしていただいておりますけれども、季節によっては週1回ぐらいやるとか、そういうような規定を設けていただきたいと、こういうことを思うわけであります。また、33条の公害の防止協定についても、執行部は防止協定の申し出をされたことは余りないと思いますが、条文を設けるだけでは本来の目的が達成できないと言わざるを得ません。

そこで、岐阜県においては、平成7年度より官能試験法によります臭覚による判定試験の方法による悪臭対策指導要綱が定められております。また、岩手県花巻市、これは人口7万2,800人、そして岩手県の江刺市、人口3万3,800人、これは山口市と同じようなくらいの市であります。この両市においては悪臭公害防止条例が平成5年に施行されておまして、もう既に12年も前に施行がされております。内容につきましては、花巻市、江刺市の条例は、改善勧告、改善命令、また罰則の条例が設けられておまして、非常に厳しい条例になっております。

山口市の環境保全条例には、第7条に、良好な環境の確保の施策に協力をしなければならないと、協力義務が条項に示されておりますけれども、協力は非常に難しい。この文面では、協力というだけのみでは、非常に難しい、貧しい条文だと思っております。花巻市、また江刺市の条例は、3万円から50万円の罰金制度が設けられ、また、1年以下の懲役が条例化されています。本当に厳しい条例になっております。私は当初からこのような厳しい条例は決して求めるものではございませんが、畜産業と共存共栄のできる、快適な住環境の整備のためにも条例を制定する必要があると考えております。山口市は悪臭防止条例を制定する考えはあるのか、または県の悪臭対策指導要綱を倣って条項を制定する考えはあるのか、改めて市民部長に答弁を求めます。

○議長（小森英明君） 長屋市民部長。

○市民部長（長屋義明君） お答えします。市単独での条例の制定等は考えておりません。

ので、ひとつその点はよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小森英明君） 村橋安治君。

○17番（村橋安治君） お昼が近づいているか知りませんが、いかにも簡単でございまして、がっかりとしました。がっかりいたしました、とにかく、非常に大きな問題として、例えば市民部長の方にもいろいろと御意見が、電話が相当あるということを知っています。そういう意味からも前向きに対処をしていただくよう強く求めまして、質問を終わります。

○議長（小森英明君） 以上で村橋安治君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。議場の時計で午後1時から再開をいたします。

午前11時54分休憩

午後1時00分再開

○議長（小森英明君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの出席議員は22名です。

通告順位5番 久保田 均君。

○22番（久保田 均君） 通告順位に従いまして、本日は市内の主要道路3点について質問をいたしたいと思ひます。

まず、南・八京線の道路の供用について伺いますが、この道路は既に、南地内の最終地点、いわゆる交差点部分を除いてほとんど完成をしておりますが、未解決の買収進捗状況について、長野基盤整備部長に説明を求めます。

○議長（小森英明君） 長野基盤整備部長。

○基盤整備部長（長野昌秋君） 久保田議員の御質問にお答えします。

市道南・八京線は都市計画道路として平成12年から地権者の皆様の御協力によりまして工事を進めてまいりましたが、最後になりまして、主要地方道関・本巢線との交差点手前において、いまだ1件のみ用地承諾がいただけません。平成14年から今日までたび重なる用地交渉を行ってまいりましたが、残念ながら用地買収に応じていただけません。

したがって、せっかくの都市計画道路も、多くの交通規制を盛り込んだ暫定供用とならざるを得ませんでした。未買収に係る部分は主要地方道関・本巢線との重要な交差点であることから、その一体的な効果を上げるためには県の歩道の用地買収とも密接な関係がございます。

したがって、今後につきましては、地権者に引き続き本路線の重要性を御説明し、用地交渉を継続していくこととしますが、買収不可能となれば県との調整を図りながら法

的な手段もとらざるを得ないかと考えています。当分の間は暫定供用となり、市民の皆様には大変御迷惑をおかけしますが、何とぞ御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます、答弁といたします。

○議長（小森英明君） 久保田 均君。

○22番（久保田 均君） この道路の東西には、部長も御存じのように7本の道路が交差をしております。現在は高富小学校北側の道路の交差点地点のみが、信号が設置されている。今の答弁で法的手段をと最後は言われましたが、地元のいわゆる地権者でもありますし、穏便な解決策が好ましいと思います。

今後公安との協議で恐らく信号の設置等を決定されていくと思いますが、市としての道路の供用と安全の基本姿勢について、再度質問をいたします。

○議長（小森英明君） 長野基盤整備部長。

○基盤整備部長（長野昌秋君） 久保田議員の再質問にお答えします。

まず、第1点目の信号機の設置をどのような計画を持っているのかにつきましては、本年12月にまず都市計画道路からすき・森線との交差点に信号機が設置される予定でございます。さらに、高富小学校南、旧県道との交差点で1カ所と山本地内の交差点に1カ所、合計2カ所の信号機を地元要望とともに岐阜県公安委員会に強く要望しております。

2点目の供用と安全姿勢についてでございますが、9月20日、本日でございますけれども、都市計画道路からすき・森線との交差点より南を暫定開放いたしました。続いて、12月にはからすき・森線との交差点に信号機が設置されましたら、井戸尻交差点より以南を暫定全面開放いたす予定でございます。しかしながら、本路線南端の主要地方道関・本巣線との交差点部分の改良ができないため、井戸尻交差点より大型車の進入は今までもおり通行禁止となります。大変御迷惑をおかけいたしますが、御理解と御協力をお願いいたしまして、答弁といたします。

○議長（小森英明君） 久保田 均君。

○22番（久保田 均君） 信号設置場所も今お聞きをいたしました。なるべく多くつけてほしいという要望がありますが、恐らく道路として供用する分にはあんまり信号、信号では利便性にも欠けるということなので、その辺はできるだけ地元の要望にこたえてひとつ設置をしてほしいと思います。高富地域の中央に位置するこの道路というのは、市民の注目の的でありますし、早期供用が期待をされております。いずれどの交差点にも恐らくとまれという指示をされると思いますが、ここには通学路も含まれておりますので、交通事故防止に最善の対策を希望しております。

早期全面供用に向けて積極的な今後の対策、計画について、再度質問をしたいと思います。

○議長（小森英明君） 長野基盤整備部長。

○基盤整備部長（長野昌秋君） 久保田議員の再々質問にお答えします。

市道南・八京線暫定開放に伴う交通事故防止対策はとの御質問でございますが、9月20日、本日でございますが、午前7時に暫定開放いたしましたことにより、山県署、交通安全協会及び市役所により、旧県道交差点において交通安全街頭指導を実施いたしました。本日を含め3日間にわたり、午前7時より1時間、午後5時より1時間の街頭指導を山県署及び市役所において実施する予定となっております。本年12月にからすき・森線の予定している信号機が設置され暫定全面開通となった場合、山県署、自治会、交通安全協会、PTA及び市役所が一体となり街頭指導及び安全パトロールの充実などを考えております。

また、今後随時、交通量、車の流れ、歩行者の流れなどを把握し、より交通の安全が図れるよう、山県署及び岐阜県公安委員会と協議してまいりますので、何とぞ御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げ、答弁いたします。

○議長（小森英明君） 久保田 均君。

○22番（久保田 均君） それでは、2点目の、関・本巣線以北の256号道路建設について、お伺いをいたしたいと思います。

高富トンネルの開通は地域の発展に多大の功績をもたらすものと喜んでおるところであります。関・本巣線以北の256号線の道路建設の見通しについて、長野基盤整備部長に伺います。

○議長（小森英明君） 長野基盤整備部長。

○基盤整備部長（長野昌秋君） 久保田議員の御質問にお答えします。

国道256号高富バイパスの北進につきましては、まず第1に、主要地方道関・本巣線交差点より以北の三田又川までにつきましては、既に岐阜建設事務所により地元に対し設計説明会を行い、境界立ち会いを済ませ、現在個別に用地の御協力をお願いしております。工事につきましては、用地買収契約後直ちに着手したいとのことであります。

一方、三田又川より以北の通称西深瀬農免道路までのルートにつきましては、岐阜建設事務所により、9月20日、今晚でございますが、地権者、関係自治会長及び東海環状線国道256号建設促進協議会役員の皆様にお集まりをいただき、設計説明会を行う予定でございます。関係者の御同意が得られれば、境界立ち会い、用地協力のお願い、次に工事と順次進めていく予定になっております。

今後、市といたしましても、岐阜県と地権者、関係自治会長及び東海環状線国道256号建設促進協議会役員の皆様方との調整を図り、北進ルートの進捗を強力に進めたいと考えております。御協力をお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

- 議長（小森英明君） 久保田 均君。
- 22番（久保田 均君） このバイパス建設予定地周辺には、パチンコ店あるいは大型店舗とかいろいろ進出が取りざたをされておりますが、こういうものが障害になっているというようなことはないのか伺いたい。また、図らずも先ほどの答弁で今晚説明会ということをお聞きいたしました。先ほど質問いたしましたいわゆる南・八京線の最終交差点、あのような問題の起きないように最初から、地権者、関係等、いろいろ真剣にひとつ御協議をいただいて、スムーズな買収などをお願いいたしたいと思います。

この点について、再度お伺いをいたします。

- 議長（小森英明君） 基盤整備部長。
- 基盤整備部長（長野昌秋君） 久保田議員の再質問にお答えします。

現在この周辺には、市に対しまして事業者からの開発行為の申請がなされておりますので、国道256号高富バイパスとの関連等について、岐阜建設事務所、地権者及び開発事業者により協議を重ね、事業を進めておりますし、また、今後もその都度協議してまいりますので、障害は今後ともないと考えております。なお、用地買収につきましては、スムーズな進行をということでございますけれども、私の方も当然お願いする側でございます。ひたすらその重要性を御説明申し上げお願いするというのが私どもの役目というふうに思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

- 議長（小森英明君） 久保田 均君。
- 22番（久保田 均君） 西深瀬農道までの延長を早急に着工されるよう、県に強く求めている、そのことを要望いたしまして、次の質問に移ります。

第3点であります。関・本巣線と西深瀬農道との連絡道路の建設について伺います。この間の道路というのは非常に本数はありますが、どの道も狭隘で市民に多大の迷惑をかけておる状態ですが、拡幅の計画はあるのか、長野基盤整備部長に伺います。

- 議長（小森英明君） 長野基盤整備部長。
- 基盤整備部長（長野昌秋君） 久保田議員の御質問にお答えします。

御質問の道路は、主要地方道関・本巣線から市役所西側を通称西深瀬農免道路までの間、南北に結ぶ新たな市道のことと存じます。現在、市道改良事業として、国道256号バイパスの高富トンネル北側の信号より、浦町を経由して主要地方道関・本巣線に接続す

る改良工事を鋭意継続中でございます。また、国道256号バイパスが、主要地方道関・本巢線から三田又川までの間、今年度、交差点改良工事が予定されております。さらにその後になりますが、通称西深瀬農免道路まで延長される見込みでございます。加えて、周辺には市の浄化センターの建設や民間の開発も計画されていることから、将来の交通の渋滞緩和や利便性を考慮した場合、御質問のことも含め市役所周辺が環状道路として形成されるような構想は、当然考えていかなければなりません。

いずれにいたしましても、市役所周辺道路計画や開発計画を見きわめながら、手戻りのないよう基盤整備を進めてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

- 議長（小森英明君） 久保田 均君。
- 22番（久保田 均君） 農道から市役所へ来るにも、非常にすれ違う場所もないような道路ばかりであります。大変市民には迷惑をかけておりますが、今後256号のバイパスが建設をされても、地域の生活道路としては非常に必要な道路なので、再度建設の必要性を部長に求めます。
- 議長（小森英明君） 基盤整備部長。
- 基盤整備部長（長野昌秋君） 久保田議員の再質問にお答えします。

国道256号バイパスが通称西深瀬農免道路に接続された場合、周辺の状況や車の流れがどのように変わるのかをよく調査、あるいは検討していく必要があると考えます。あわせて、投資効果が最も高い路線を選定し、進めていかなければならないと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

- 議長（小森英明君） 久保田 均君。
- 22番（久保田 均君） きょうは主要道路に関して質問いたしましたが、地域の発展には欠かせぬ道路ばかりであります。早急な対策を期待をいたしまして質問を終わります。ありがとうございました。
- 議長（小森英明君） 以上で久保田 均君の一般質問を終わります。

続きまして、通告順位6番 尾関律子君。

- 2番（尾関律子君） 議長より発言のお許しをいただきましたので、通告してあります3点について、質問させていただきます。

1点目に、食育について保健福祉部長と教育長にお尋ねをいたします。ことし7月15日に食育基本法が施行されました。これは、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむことができるよう、食育を総合的かつ計画的に推進することを

目的としております。そして、食育基本法の中には、食育とは生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基本となるものであり、さまざまな経験を通して食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることと説明しております。

今、私たちの周りには食材があふれています。いつでも何でも食べられる飽食の時代になり、食を大切にすることを忘れ、伝統ある食文化が失われ、栄養のバランスが偏った食事になったり、肥満や糖尿病などの生活習慣病が増加しております。また、BSEなどのように、食の安全上の問題が発生したりと心配なこともあります。

このような状況を改善し、子供たちへ食の大切さを伝えていくことが私たちの使命ではないでしょうか。食生活改善ジャーナリストの砂田登志子さんは、「食は健康の源であり、生命の土台です。体に必要で安全なものを選んで食べることは、命を守ることに直結します。健全な人間をつくり、健全な社会をつくる土台になります。ですから、幼児期から食事をつくる喜び、味わう喜びを体験し、自分の健康は自分で守る知恵を体得していく学習、つまり食育を進めることが重要です。また、食育運動のキーワードを2つ挙げています。一つは、食を上手に選んで食べる、フードチョイスです。多くの選択肢の中から心身によい食べ物を自分で選んで、組み合わせていくことです。もう一つは、生活習慣病に予防で賢く対処し、撃退するフードファイトです。体によくないものと上手に闘い、快適な人生を勝ち取ろうという姿勢です。病気を発症させない健康づくり、その意味で食育は最高の予防医学とも言えます。」と話されております。

食育の先進地として注目されている福井県小浜市は、食育文化都市宣言をし、食のまちづくり条例も定めております。そして、食文化館においては、キッズキッチンといって幼児が調理する場所もあります。そこでは幼児と食育サポーターだけで調理をします。幼児が手のひらでお豆腐を切ったり、また小学校低学年の子供たちがイワシをさばいたりしております。私も視察に行かせていただいて驚いたことですが、体験を通して取り組むことはとても大切なことだと思います。

このように、幼児期から食育を通して個々の家庭へ、そして地域社会へ、産業へと広がりを見せています。食育は心と体を育てていくものであると思います。本市では、高齢者のいこいの広場に食生活改善推進委員の方が参加をされ、どんぐり会の皆さんとともに食育を進められております。高齢者の健康維持につながり、医療費の減少にもつながっていくと思います。

そこで、次のことについて質問します。今年度より健康課では食育推進ボランティア募集をされ、養成講座が進められていますが、その進行状況と今後の活動予定はどのよ

うでしょうか。また、伊自良地域が食育推進事業に指定されているとのことですが、どのように推進されているのでしょうか。ことしの4月から栄養教諭制度が導入されましたが、本市の状況はどのようなのでしょうか。食物アレルギーについての対応は、どのようなのでしょうか、お尋ねをいたします。

- 議長（小森英明君） 土井保健福祉部長。
- 保健福祉部長（土井誠司君） 尾関議員の食育の推進についての御質問にお答えいたします。

食育推進ボランティア養成の進行状況と今後の活動予定についてでございますが、健康課では、子供のころから体によい食べ物を選ぶ目を育て、食の大切さを学び、好ましい食習慣と豊かな心を身につけるための食育推進活動を地域の方々と一緒に進めていきたいと考え、今年度、新規事業としまして、食育推進ボランティア養成事業を計画いたしました。このボランティア養成講座参加者は、一般市民の方を対象にして広報、ＣＣＹにて募集したところ、当初の見込みを大きく上回る32名の応募がありました。

今の食生活に不安を感じている子育て中の方や現在行っているボランティア活動の中に食育を取り入れたいと考えている方などが応募されており、食に対する関心の高さがうかがわれるところであります。

現在は、岐阜女子大学、東海農政局の方々を講師とする、食育の必要性、地産地消、栄養の基礎知識などの講義や食育事業先進地の施設の視察などを盛り込んだ養成講座を開催しているところで、全5回のうちに4回までが終了したところでございます。講座終了時には、受講者の皆さんにボランティア登録をしていただきまして、一緒に今後の活動の進め方について協議をしていく予定であります。担当課としまして、ボランティアの方々の意向を酌みながら、乳児期の子供たちを対象に、食べ物の名前や働き、食事のマナー、食べ物の大切さなどを、紙芝居、指人形などの媒体を使い楽しく伝えられるような活動を展開していけたらと考えております。

また、来年度以降も継続して、研修会、情報交換会などを開催し、活発な食育推進活動が展開できるよう支援していく予定でございます。

以上でございます。

- 議長（小森英明君） 小林教育長。
- 教育長（小林圀之君） 尾関議員の御質問にお答えします。

伊自良地域が指定されております事業は、文部科学省指定、学校を中心とした食育推進事業といいまして、今年度と来年度の2年間の指定を受けております。この事業のねらいは、生涯にわたって健康で生き生きした生活が送れることを目指し、児童・生徒一

人一人が正しい食事のあり方や望ましい食生活を身につけ、食事を通じて自ら健康管理ができるようにすること、また、楽しい食事や給食活動を通じて豊かな心を育成し、社会性を涵養することです。

取り組みに当たりましては、食や栄養に関して専門性を有する学校栄養職員を中心としまして、PTAや農業団体、医師会、歯科医師会及び薬剤師会等の方々の協力を得ながら、実態調査、講演会、授業研究会等、組織的、体系的な食育推進を展開しております。近年の食育の重要性にかんがみ、成果を期待したいと思っております。

次に、栄養教諭の導入につきましては、始まったばかりの制度でありまして、今後の県教育委員会の方針に沿いながら、市としても検討してまいりたいと考えております。

次に、食物アレルギーについての対応につきましては、一人一人のニーズに応じた教育の充実という観点に立って、保護者や医師との連携のもとに、アレルギー誘引物質を除去する、いわゆる除去食を基本にして提供するために物的・人的措置を講じて、可能な限りほかの子と同じように給食がとれるよう、現在配慮しているところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（小森英明君） 尾関律子君。

○2番（尾関律子君） 今、食育推進ボランティアの講座の方の受講生の皆さんの話ですが、意欲的にボランティアに登録されて活躍をしていただきまして、第2、第3のボランティア養成を推進されることを期待したいと思います。

伊自良地域の学校を中心とした食育推進事業についてですが、仕組みはよくわかりましたが、実際にはどのように実施をされているのでしょうか。教育長にお尋ねをいたします。

○議長（小森英明君） 教育長。

○教育長（小林圀之君） 尾関議員の質問にお答えをいたします。

この食育推進事業の実施に当たりましては、先ほど申し上げましたとおり地域の方々にもお願いをしながら、推進委員会という会を立ち上げたり、あるいは学校職員を中心とした研究推進委員会というものを組織しております。これらの委員会が中心になりまして年間の事業計画を作成しておりまして、その計画によりまして、既に実施した分を具体的に御紹介申し上げますと、例えば5月には子供に対して実態調査アンケートを実施いたしました。現在、それを回収しまして、その中で見られる課題の明確化ということに鋭意取り組んでおるところと聞いております。

このほか、学校の方におきましては、子供たちの具体的な体験活動、例えば野菜づくりでありますとか、あるいは中学生になりますと農業体験というようなことで、こうし

た体験学習も通しながら活動させておりますし、また、授業研究会というものも年間に計画をいたしまして、もう既にこれまでに授業研究会が1度持たれております。あるいは、岐阜女子大学の先生にお願いをして、講演会を7月にも実施しておりますし、また、保護者対象に学校の給食試食会というものも開催をいたしまして、毎日子供たちがどんなお昼で、学校の給食で食べているかというような試食をしていただいて、学校給食の実態を知っていただくと、こういったようなことも既に行われました。

まだこの後も今年度末までいろいろ事業が計画されておまして、年度末にはこの1年間の成果を把握するとともに次年度への課題を明確にしながらさらに次の年度へ向かっていくと、こんなような計画でやっておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（小森英明君） 尾関律子君。

○2番（尾関律子君） 今、さまざまに活動をしていらっしゃるということですので、またこの学校から家庭へ、そしてまた地域へと広がっていく食育の方ですが、これがまた伊自良地域だけではなく、山県市全体へと広がっていかれることを期待しております。

次の質問に移りたいと思います。2点目ですが、文化事業について教育次長にお伺いをいたします。

文化の里花咲きホールがオープンをし、今年度は「笑い与健康」をテーマとして事業が進められています。講演や演芸、演奏などさまざまな企画を立てられ、多くの市民が文化に親しみ、身近なところで本物の芸術に触れられることは、とても素晴らしいことだと思います。山県市民憲章にも「教養と文化を高め、豊かなまちをつくります。」とあるように、市民の文化向上の一役を担っていると思います。

けれども、市民の方から、「花咲きホールはどこにあるの、どうやって行くの。」というような声をよく聞きます。市の文化事業として、より多くの市民の皆さんが文化に親しみ、豊かな心をはぐくむ機会を提供していくことは大切なことだと思います。

そこで、今後の文化事業に対する周知の方法や、事業開催時の交通機関の確保について、どのようにお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（小森英明君） 室戸教育次長。

○教育次長（室戸弘全君） 尾関議員の御質問にお答えいたします。

当花咲きホールは、本年2月に収容者数350席の文化ホールとしてオープンし、4月より本格的に活動を行っているところでございます。本年度は『笑い与健康事業』として6事業を企画し、現在までに、「丸山浩路講演会」、「桂文我落語会」、「舞太鼓あすか組コンサート」、また、自主事業、助成事業といたしまして、「N響コンサート」、

「あったかコンサート」、「歌とピアノをあなたと共に」などを実施し、貸し館事業も含めましてこれまでに延べ2,000人ほどの皆様にお越しいただき、これまでのイベント時におけるアンケート調査では、8割ほどの皆様はおおむね満足という結果を得ております。

今後においてもより多くの皆様に満足をいただけるよう努めまして、『笑い与健康事業』としての「三遊亭歌之介落語」、「清水ミチコライブ」などや、自主事業、助成事業として、「楽シック クラシック」、「ゴンチチコンサート」、ベートーベンの交響曲第9番を市民の皆さんで大合唱する「市民の第九」、また「子ども音楽劇」などを実施していきたいと考えております。

さて、御質問の市民への情報伝達の方法としましては、市の広報手段であります「広報やまがた」やＣＣＹ文字放送を初め、市の公共施設を中心にチラシの掲示及び配布など、ＰＲを随時展開しております。また、新聞無料イベント情報欄及びチラシの新聞折り込み、また毎月発行の無料情報誌2社への掲載等も随時行い、多くの市民の皆様方に御承知いただけるよう、情報の伝達に努力をしております。

次に、来館される方の交通手段の問題ですが、開催場所や時間によっても異なるわけですが、市内の地理的な状況や公共交通機関の状況などから自家用車等による移動が中心になっております。今後は、イベントの開催時間や場所等の問題も考慮しながら、アンケート調査等を各イベントごとに実施し、より多くの市民の皆様方に来館していただけるよう検討を行ってまいりたいと思いますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小森英明君） 尾関律子君。

○2番（尾関律子君） 今、周知についてはより広く市民の皆さんに届くようにということで期待をしたいと思います。交通機関については自動車を中心ということです。公共施設に行く交通機関がないというのは疑問に思うところです。ハーバス伊自良線の土、日、祝日は、午後2時の開演時間に間に合うためには、山県市役所9時15分発、伊自良支所9時29分着に乗らなければ間に合いません。帰りは伊自良支所15時37分発が最終なので、演目が終わる前に出なければなりません。また、夜の開演が18時30分として、山県市役所14時45分発、伊自良支所14時59分着に乗っていても、帰りのバスは15時37分発が最終なので、もうないわけです。このような状況でだれもが気軽に文化を楽しむことができるのでしょうか。先ごろ行われた子ども議会にもハーバスの時刻の質問がありましたが、今後考えていただきたいことです。

そこで、早急にできることは、事業開催時にスポットバスを出していただいて、より

多くの市民の方に心豊かな情緒をはぐくむことができる機会を増やしていただければと思います。いかがでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長（小森英明君） 室戸教育次長。

○教育次長（室戸弘全君） 尾関議員の再質問にお答えを申し上げます。

先ほど答弁の中でアンケート等も実施をいたしておりますという答弁をさせていただきました。その中で、例えば8月20日に実施をいたしました桂文我独演会というもののアンケートによりますと、その事業そのものを知ったということにつきましては、広報誌、あるいはポスター・チラシ、あるいは友人ということがございまして、これらを合わせますと84%強に値します。その中で特に特筆すべきは、友人、いわゆる口コミと申しますか、そういった部分が35%強ございました。こういったことを考えますと、一つはその催し物の充実さ、それから、今申し上げました、もう一つは情報の伝達、それから、今議員御指摘のようなそこに至る交通手段ということになるわけでございまして、今後も、そういった交通手段等も含めまして、事業に立案いたしますときには十分考えてまいらなくてはならないというふうに認識をいたしておりますので、今後そういった方面も含めまして模索をしていきたいというふうに思います。どうぞよろしくお願いします。

○議長（小森英明君） 尾関律子君。

○2番（尾関律子君） 早急に検討していただきますようお願いをいたしまして、次の質問に移りたいと思います。

3点目ですが、有線テレビについて企画部長にお尋ねをいたします。有線テレビの加入率が3月現在で82.7%となり、現在も増えつつあるとのことでした。地域によっては94.9%となり、多くの家庭で8チャンネルが映るようになってきています。今回の定例会の放送も多くの市民の方が見られることと思います。8チャンネルでは、現在各課からのお知らせや行事が文字放送で流れていますが、文字だけでなく、お知らせ番組として、公共事業の情報や紹介などを作成していただいて、市民の皆さんに山県市の情報を迅速に伝えていただきたいと思いますと思いますが、どのようにお考えでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長（小森英明君） 船戸企画部長。

○企画部長（船戸時夫君） 尾関議員の御質問にお答えいたします。

平成15年度に、今後の本市における情報化の基本方針と導入すべき情報通信基盤を検討するため、山県市地域情報化基本計画を策定いたしました。このとき、市民の皆様のニーズを把握するため、アンケート調査を実施しました結果、ふだんの情報入手手段は

の問いに、テレビ94%、新聞92%、インターネット24%のことであって、情報入手においてテレビは大きな役割を担っていることがわかりました。

また、本市はテレビ難視聴地域が多く25の共聴組合がありますが、施設の老朽化と2011年の地上波デジタルテレビ放送への対応を図るため、またさらに民間会社の事業展開が困難である地域においても都市部と同等の行政サービスを提供できる情報通信基盤の整備が必要であるため、昨年度から本年10月1日開局を目指して地域情報化工事を施工いたしております。8月末時点で83.2%の加入率となっておりますが、全世帯加入していただけるよう、今後も取り組んでまいります。

なお、現在、一部地域でテレビの試験再送信を行っておりますが、市民の皆様から鮮明な映像が見られるということをお聞きしております。現在、8チャンネルを有効に活用するため、文字放送を取り入れて各課からのお知らせや行事予定などを中心に放送しており、この放送でごみを出す日や行事の案内などを調べるために市民の皆様によく見ていただいております。

さて、議員御質問の、文字だけでなく、各種お知らせを番組として放送したらとのことではありますが、文字放送は既に高富地域にはなじんでおりますので継続して放送させていただき、今月の主な行事とお知らせは第1週の土曜日に「ふれあいトピックス」の中で映像番組として放送しておりますので、現行の放送で御理解申し上げるとともに、今後も市民の皆さんに親しんでいただける有線テレビ放送に取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

○議長（小森英明君） 尾関律子君。

○2番（尾関律子君） 今、毎月第1土曜日に「ふれあいトピックス」で放送しているということでしたが、毎月のお知らせということだけでなく、ここに来週の行事の紹介とか市内の事業情報も取り入れていただきたいと思います。市内のさまざまな情報を迅速に伝え把握していただいたり、行事への参加を促すことができるようになればより充実した番組になっていくと思いますが、いかがでしょうか。御質問いたします。

○議長（小森英明君） 船戸企画部長。

○企画部長（船戸時夫君） 尾関議員の再質問にお答えいたします。

有線テレビ局の職員数にも限りがあり、また山県市となり取材範囲も拡大した中で、番組の取材、そして番組編集という作業で、特に番組編集作業には長時間を費やす現状ではありますが、今後の運営につきましては、有線テレビ放送番組審議会の御意見をお聞きするとともに、議員の御要望に沿えるよう番組づくりに努力してまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。答弁といたします。

- 議長（小森英明君） 尾関律子君。
 - 2番（尾関律子君） より市民の皆様に愛される有線テレビの番組づくりが推進されることを期待いたしまして、質問を終わらせていただきます。
 - 議長（小森英明君） 以上で尾関律子君の一般質問を終わります。
-

- 議長（小森英明君） ここでお諮りいたします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小森英明君） 異議なしと認めます。したがって、本日の会議はこれにて延会とすることに決定しました。

あす21日は、議案精読のため休会とします。

なお、22日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれで延会いたします。大変御苦労さまでした。

午後 1 時49分延会

平成 17 年第 3 回

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第 4 号 9 月 22 日 (木 曜 日)

○ 議事日程 第 4 号 平成 17 年 9 月 22 日

日程第 1 一般質問

○ 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

○ 出席議員 (22 名)

1 番	吉 田 茂 広 君	2 番	尾 関 律 子 君
3 番	横 山 哲 夫 君	4 番	宮 田 軍 作 君
5 番	田 垣 隆 司 君	6 番	村 瀬 隆 彦 君
7 番	武 藤 孝 成 君	8 番	河 口 國 昭 君
9 番	影 山 春 男 君	10 番	後 藤 利 弘 君
11 番	谷 村 松 男 君	12 番	横 山 善 道 君
13 番	寺 町 知 正 君	14 番	渡 辺 政 勝 君
15 番	中 田 静 枝 君	16 番	藤 根 圓 六 君
17 番	村 橋 安 治 君	18 番	藤 垣 邦 成 君
19 番	小 森 英 明 君	20 番	村 瀬 伊 織 君
21 番	大 西 克 巳 君	22 番	久保田 均 君

○ 欠席議員 (なし)

○ 説明のため出席した者の職氏名

市 長	平 野 元 君	助 役	嶋 井 勉 君
収入役職務代理者 会計課長	遠 山 治 彦 君	教 育 長	小 林 囃 之 君
総務部長	垣 々 原 正 仁 君	企画部長	舩 戸 時 夫 君
市民部長	長 屋 義 明 君	保健福祉 部 長	土 井 誠 司 君

産業経済 部 長	松 影 康 司 君	基盤整備 部 長	長 野 昌 秋 君
水道部長	梅 田 修 一 君	消 防 長	高 橋 信 夫 君
教育次長	室 戸 弘 全 君	総務部次長兼 企画部次長	和 田 真 吾 君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	林 宏 優	書 記	棚 橋 和 良
書 記	堀 達 也		

午前10時00分開議

- 議長（小森英明君） ただいまの出席議員数は22名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 一般質問

- 議長（小森英明君） 日程第1、一般質問。

ただいまより、前日に引き続きまして、通告順位に従い、一般質問を行います。

通告順位7番 中田静枝君。

- 15番（中田静枝君） 日本共産党の中田静枝です。一般質問を始めます。

1つ目の質問は、福祉部長に質問したいと思います。政府の障害者自立支援法案に関してであります。

現在の障害者支援費制度は2年前に導入されたばかりであります。政府はこれをまた新たな制度に変える、改革するとして、国会に提出をしておりました障害者自立支援法案、これが8月8日の国会解散で廃案になっております。関係者の喜びもつかの間、法案は昨日開会された特別国会に再提出、成立が図られているところであります。政府の障害者自立支援法案は、国の財政支出を抑えるために、特にこれまでの応能負担を応益負担に切りかえるという内容が、障害者とその家族に大きな不安を呼び、障害のない人と同様な社会生活の保障をするという、ノーマライゼーションの考えに逆行する重大問題として、また憲法第25条の生存権を脅かすものとして、障害者団体などが法案に強く反対、岐阜県でも大きな抗議行動が行われましたように、国民の強い抗議の声が上がる中で、廃案に追い込んだと言われております。このような国民福祉に反する法律を成立させてはならないと私は考えます。住民の福祉の推進を目的とする地方自治体として、山県市もこの問題を住民に知らせていく必要があるのではないかと、強く感じているところであります。

山県市障害者計画、支え愛・助け愛プラン、こういうまとまった本になっておりますけれども、ことしの3月にでき上がったということでもあります。今年度からの5年計画が策定をされているわけです。この基本方針を見ますと、ノーマライゼーション理念の普及、これが第1になっておりまして、2番目に地域福祉の推進というふうが続いております。この計画は昨年度1年間をかけてつくられた計画で、費用は約250万円かかっているということでもあります。計画に先立ったアンケート調査の結果もおさまっているわけですが、それを見ますと、障害者の方たちは、各種福祉サービスの利用という

のを望んでいるけれども、現実にはまだ少ししか利用していないということ、また、医療で困っていることは何ですかという設問がありますが、その答えには、専門的な治療をしてくれる病院が近くにない、これが10.5%で最も高く、2番目が9%、医療費の負担が大きいと高くなっております。また、障害者の方からの記述などによる意見、要望として、リハビリや介護サービスの負担に困っている、また、障害年金では暮らせないので病気でも働かねばならないなど、切実な声も届けられているということがわかります。

山口市は、障害者の現状をこのように把握をし、支援費制度の十分な活用などでホームヘルプサービスやデイサービスなどの居宅介護サービスの充実や、また施設サービスの向上を目指しているわけですが、障害者の福祉を守り推進させていくというこの目的というのは、こうした政府の改革とする新たな法律によって一体どうなっていくのかという問題であります。

そこで、福祉部長に質問いたします。障害者支援費制度がスタートしてまだ2年しかたっていませんが、これが政府案の障害者自立支援法に変わることであれば市内の障害者にどんな影響が出てくると考えられるか、所得に応じた現在の応能負担が応益負担にかかわることの市民への影響は必要な福祉サービスが受けられなくなることに直結するなど大きいというふうに考えますけれども、担当部として予想される具体的な問題点について答えていただきたいというふうに思います。

- 議長（小森英明君） 土井保健福祉部長。
- 保健福祉部長（土井誠司君） 中田議員の御質問にお答えいたします。

障害者自立支援法案につきましては、御指摘のとおり、8月8日に衆議院解散に伴い廃案となりました。山口市といたしましては、廃案となっている同法案については、再提出後の国会の審議を注視しながら、また法案が成立した場合にはその後の政省令等々に従いまして対応を検討していきたいと考えております。よって、法案の中身がきちんとおりにきていない段階での答弁の方は差し控えさせていただきますので、御理解のほど、よろしくお願いいたします。

- 議長（小森英明君） 中田静枝君。
- 15番（中田静枝君） 国会の動向を見ながらというお話ですが、政府は、さきの通常国会でこれを成立させる、そういう非常に拙速な方針を出していたわけでありす。そして、その実施に当たりましては、ある報道によりますと、ことしの10月からその一部は実施すると、そして来年の1月からまたその次に実施し、来年の4月から本格的に実施していくというような、そういう中身の法案になっていたということなんです

ね。ということは、全国の都道府県、また市町村に対して、一定の政府からの働きかけがあり、説明があり、そして、それについての対応について、山県市の担当部署でもいろいろ検討されてきたのではないかというふうに考えざるを得ませんが、今のような答弁では、法律が決まったらということです、市民の福祉が本当に損なわれていくという深刻な問題、基本的な人権が損なわれていくというような本当に深刻な問題でありますので、それが決まってからということでは、これは市民の福祉を守る福祉部としては後手に回ってしまう、市民の信頼を失うということになっていくのではないかというふうに思うんですね。そこら辺の経緯はいかがでしょうか。

○議長（小森英明君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（土井誠司君） 中田議員の再質問にお答えいたします。

この障害者自立支援法案につきましては、身体、知的、精神の3障害の地域生活と就労を促進し、自立を支援する観点から、これまで障害種別ごとに異なる法律に基づいて提供されてきました福祉のサービス、公費負担医療等につきまして、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みを創設することというふうに理解をしております。具体的には、障害の種類にかかわらず、自立支援を目的として、居宅介護やショートステイなどのサービスが支援の必要な度合いに応じて公平に利用できるように、審査会とかケアマネジメントの導入が行われるようになるであろうと、そして、利用したサービスの量や本人の所得や家族の所得に応じた利用者の負担の導入が行われることになると、そういうふうに理解をしておりますものですから、どうかよろしくお願いいたします。

○議長（小森英明君） 中田静枝君。

○15番（中田静枝君） 実際に障害者の方は、この政府の自立支援法が成立したら一体どうなるのかということで、非常に心配をしておられます。もしその法律ができたらやっていけないというような声が各種新聞でも報道されておりますし、山県市の障害者の方からも直接お聞きしているところであります。それは、何ととっても、最初にお話をしましたように、応能負担ではなくて応益負担に大きく切りかえるという、そういうことによるものなんですね。

現在の支援費制度は、障害者御本人の収入の度合い、また扶養義務者の所得の度合いによって非常にきめ細かく、以前から比べたら負担が増えているというお話ですけども、例えば障害者本人の利用負担のことにつきましては40階層に細かく分類がされているわけです。ですから、負担能力の全くないと判断される方の場合には無料でホームヘルプサービスなり、またはデイサービスなりが受けられる、当然のことでありますよね。そうっておりますし、そして、収入によって、1年間に40万円の収入の人なら、40万円

の収入としての、この場合ですと、施設の入所の金額を見ますと、1カ月に1万800円の負担でよいということになっております。一方、150万円の負担のある方の場合には1カ月8万1,100円というふうになっておりますが、この間、非常に細かく収入に応じた負担の分類が決められているんです。扶養義務者の方についても同じように、40階層とまではいきませんけども、十数段階に所得税の税額によって負担の額が決められていると、そういう細かい配慮が必要な問題なんですね。

ところが、今度政府がまた再提出をしようとしている障害者自立支援法案というものは、こういう細かい配慮を一切取り払って、そして1割負担にしていくと、お情けに上限だけは決めましょうというようなことなんですね。実際に障害者の方というのは、障害があるということだけで、障害のない方に比べて余分な、毎日の生活を維持する、健康を維持するために費用が何倍もかかるというふうに私は聞いておりますけれども、その上にこのような負担を今度政府は押しつけようとしているわけです。本当にひどい、日本の社会福祉制度を次々と壊してしまう、とんでもないにせの改革だというふうに私は思うわけですけれども、そういうような状況がこの山梨市の障害者にも法律が通れば即押しつけられるわけでしょう。そういうことについて、国会のあれを見守っているだけでは、もう目の前の話なんですから、それではやっぱり担当部署としては、市民の福祉を守るという観点から、仕事から逃げているというふうに私は言わざるを得ないというふうに思いますよ。

それで、その最高の責任者であります市長に再々質問したいと思います。このように、今お話をしましたように、障害者の方たち、またその家族の方たちというのは本当に今大変な思いをしていらっしゃる、この法律が通るか通らないかで直接痛みを受けなくてはならないということで、市民の福祉が守れるか守れないかという本当にひどい状況になっているわけですが、この山梨市の計画、市長もこの中でごあいさつをされていらっしゃると思いますが、巻頭にごあいさつしていらっしゃると思いますが、この計画そのものだって、それによって全く、じゃ、この先また別の計画を立てなくちゃならなくなるという、とんでもない状況になってくるわけですが、そういう中で、やっぱり市長として、政府に対して物を申しただかないといけないんじゃないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（小森英明君） 平野市長。

○市長（平野 元君） 中田議員の質問にお答えします。

中田議員の心情はよくお受けいたしました。何と申しまして、障害者のそういった問題には大切な問題でございますので、今後とも対応については十分検討する必要があります。

あると思いますが、いずれにしても、障害者自立支援法案につきましては、現在廃案で、再度、再提出になるということでございますが、そういった法案の成立を見ながらその中身等も十分検討して今後の対応を決めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

○議長（小森英明君） 中田静枝君。

○15番（中田静枝君） もっと積極的に取り組んでいただく必要があります。成立してからでは遅いということであります。

2番目の質問に移ります。介護保険のホテルコスト導入に関してであります。これも福祉部長に質問いたします。

ことしの6月22日に介護保険法が自民党、公明党、民主党の賛成多数で改定をされました。日本共産党は国民のためにならないこの法案に反対をいたしましたけれども、予防介護導入による軽度者のサービス給付の制限、また、地域包括支援センター創設による自治体の保険機能の縮小、施設利用者への、ホテルコスト、居住費や食費の自己負担化の導入など、国の財源を削減することを目的とした大改悪が行われました。それで、これは10月から実施をされるという状況になっておるわけですが、このホテルコストの導入に関して山県市の状況はどうなっているのかということで質問したいというふうに思います。

まず、速やかな負担軽減措置、非常にとんでもない改悪の介護保険法の改定でしたが、それなりに負担軽減策も設けているわけですが、その適用に関する実務の進行状況は速やかに行われておりますでしょうか。また、利用者への制度変更の説明状況はどんなふうに行われておりますでしょうか。負担できなくて施設利用できなくなる場合が出てくるのではないかとというふうに心配をされますけれども、その場合の対処はどのように考えられているのか。この3点を質問いたします。

○議長（小森英明君） 土井保健福祉部長。

○保健福祉部長（土井誠司君） 中田議員の御質問にお答えいたします。

介護保険のホテルコストの導入に関しましての御質問でございますが、介護保険制度は、平成12年に施行され、丸5年が経過し、今回この5年間で踏まえて、介護保険制度の改正が行われました。今回の改正は、介護保険制度を将来にわたり安定した制度として維持していくために、制度を支える高齢者の負担と給付の適正なバランス、利用者間の公平性など、制度全体に見直されました。具体的には、議員の御質問の中にございますように、平成18年4月からは、介護予防重視のシステム転換として、新たに地域包括

支援センターを設置し、相談業務、介護予防事業、介護の予防マネジメントなどを実施することになります。また、本年のこの10月1日からは、在宅と施設入所者の利用者負担の公平が保たれるよう、低所得者に配慮しつつ、施設入所者の居住費と食費が保険給付から自己負担になる、いわばホテルコストの導入がされます。

議員御質問のこの10月からの導入となりますホテルコストの導入につきましては、速やかな負担軽減措置の適用に関する実務の進行状況はどのようになっているかとの御質問ですが、今回の改正で低所得者に対しては居住費及び食費の負担額を低く設定するほかに特定入所者介護サービス費が創設され、所得に応じた負担限度額が設けられ、自己負担額が軽減されます。また、社会福祉法人によります利用者の負担軽減制度も、年収要件を緩和するなど、低所得者に配慮しております。こうした軽減を受けていただくために各施設及び自宅等に現在申請書をお送りしておりまして、提出後、認定書を交付いたしまして、この10月からの適用となる予定でございます。

次に、利用者への制度変更の説明状況のことですが、9月14日にこの居宅介護支援事業者の介護支援専門員を対象に説明会を開催いたしまして、制度改正の内容の説明を行うとともに、利用者への説明及び軽減に対しての申請の支援をお願いしたところでございます。

次に、負担ができなくて施設利用ができなくなる場合の対処ですが、先ほど御説明申し上げましたように、特定入所者介護サービス費、社会福祉法人による利用者の負担軽減制度など、低所得者に対していろいろ配慮がされており、どうか御理解のほどをお願いし、答弁とさせていただきます。

○議長（小森英明君） 中田静枝君。

○15番（中田静枝君） 準備は行われているようでありますが、それでは再質問ですが、このホテルコストの導入によって施設利用ができなくなるような状況になった方というのは今出ていますか。把握されていますか、市の方で。

○議長（小森英明君） 保健福祉部長。再質問の答えを。

暫時休憩いたします。

午前10時24分休憩

午前10時25分再開

○議長（小森英明君） 会議を再開いたします。

土井保健福祉部長。

○保健福祉部長（土井誠司君） 中田議員の再質問にお答えいたします。

現在私どもの方で、施設介護サービス受給者の対象人数の方は把握しております。現在、総数で173名の方が山県市の施設介護サービスの方を受けておみえてございます。そのうちに、議員の質問にございましたように、負担限度額の軽減がございます関係上、第1段階から第3段階までの方に関しましては負担軽減の対象になろうかというふうな把握をしております。その人数は、173名のうち、予定ではおおむね114名の方が第1から第3段階の負担軽減の方に係るであろうというふうに理解をしております。

そして、御質問にございましたように、施設に入所されてみえる方がこれ以降施設に入所できるかどうかというところの関係の方はまだ理解しておりません。そして、ホテルコスト、ホテルコストというような通称名をいうんですが、实际的に、ホテルコストとは一般的にいう言葉でございまして、施設に入所している方の食費と住居費が今回基本的には本人の負担になる、そういう制度の改正でございます。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（小森英明君） 中田静枝君。

○15番（中田静枝君） 今の段階ではまだ十分な把握はきちんと完了していないというふうな御答弁だったというふうに思います。

それで、施設に入居そのものをしておられる方の場合と、それから施設利用、デイサービスとか、ショートステイとか、そういう形で居宅介護として施設を利用していらっしゃる方、その方たちの場合も食費なんかが自己負担になってくるということで、入居されている方だけの問題ではないわけでありまして。そういったことから、それこそ高齢者の方、本当、少しの年金でも十分その介護サービスの利用料に消えていってしまって全くゆとりがない、あとは家族が出さなくてはならないというような状況も私は聞いているわけですが、そうなりますと、例えばデイサービス、1週間に2回ずつ利用しておられたという場合でもその回数を減らさなければならぬとか、また、ショートステイにつきましても、家族の方たちが、ショートステイを利用しながら、正業、仕事を続けるという、これは、介護保険を始めるときの、社会的に見ていくという、大変大きなうたい文句であったわけですが、ショートステイを利用しながら仕事を続けるという、そういう方たちにとっても、ショートステイの回数を減らさなければならぬということのようなことで、非常に家族にも負担がかかってくるというようなことも言われております。

また、ホームヘルプサービスなんかを受けておられる高齢者の方たちにとっては、介護度が軽度だからということで、かなりの割合でホームヘルプサービスが削られていくということで、生活の質が非常に落ちていくであろうということで、この介護保険法の

改定によって大変な危惧をされているわけです。そういった意味で、市としては、やはりそこら辺を具体的に把握されて、市民の福祉を守るために何が必要かということもあわせて検討を、具体的に状況を把握していく必要があるのではないかというふうに思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（小森英明君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（土井誠司君） 中田議員の再々質問にお答えいたします。

ショートステイまたはホームヘルプサービス、そういうものに関しましては、先ほどもいろいろお話、御説明申しましたとおり、社会福祉法人によります利用者負担軽減制度、そういうものの活用の方もまた図っていただきたいと思いますし、現状の状況は、常に私ども、いろいろ鋭意努力をして分析をしながら、やっぱり障害者のそういう制度がよくいきますように対応していきますものですから、どうか、その辺のところ、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（小森英明君） 中田静枝君。

○15番（中田静枝君） 市として本当に、今御答弁がありましたけれども、よくよく市民の状況を把握していただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。3つ目の質問は、防災に関してであります。これは市長に質問をするということで通告をしてありますので。

9・12の豪雨から間もなくこの山県市域も30年になります。当時は非常に浸水の被害が大きかったわけでありますけれども、防災のために浸水のハザードマップの整備が必要だというふうに考えます。市の整備状況について質問をしたいと思います。

2つ目は、8月28日に山県市は市総合防災訓練を実施しました。この防災訓練に、市長は自衛隊の派遣を要請されて、その際に、自衛隊の軽装甲機動車など、各種の車両の展示まで行われました。私は、このような自衛隊の車両の展示というのは、防災訓練には全く不適切、不必要なことだというふうに考えます。この点での市長の見解をただしたいというふうに思います。

以上2点、お願いします。

○議長（小森英明君） 平野市長。

○市長（平野 元君） 中田議員の御質問にお答えします。

災害に対する心構えは大変大切なことは十分御存じのことと思いますし、県の防災行政無線もいよいよ10月1日からその効力を発揮していくということで、市民の皆さんにも十分御利用いただけるかと思う次第でございます。また、昨年、県と協力いたしまして、山県市を南部と北部に分けました土砂災害ハザードマップを作成いたしまして、全

戸に配布いたしました。中田議員も十分ごらんになっていることとっております。また、ことは、県が鳥羽川、伊自良川、武儀川の浸水想定区域の図を作成いたしまして公表いたしました。そのデータ等を利用いたしまして来年度に山県市の洪水ハザードマップというものを作成していきたいという計画を今持っておりますので、そういった計画のしっかりしたものをつくっていききたいというふうに考えております。

いずれにしても、災害はいつ来るかわかりません。そういった意味で、常にそういった住民の安心、安全の確保のために格段の努力をしまいたいと思いますので、議員の各位にもよろしく願いたいというふうに思っております。

また、次に、山県市の総合防災訓練における自衛隊の車両展示の件でございますが、当日は、中田議員も御参加いただきまして、大変御苦労さまでございました。十分その辺のところはごらんになっていただいているというふうに思っております。自衛隊に炊き出し訓練等をお願いしたということでございますが、そういった災害時における自衛隊の災害の応援の一つとして炊き出し等もできるということを一般市民によくごらんいただいたというふうに思っておりますし、迅速な行動につきましては目を見張るものがあつたと私は思っておりまして、大変感謝をしておりますのでございます。

また、今御発言がありましたように、自衛隊の災害現場への車両等についてのお話でございますが、自衛隊の輸送はそういった車両を兼ねて自衛隊の輸送をしておることでございますし、自衛隊の、本来、災害復旧、あるいは国防等、従事する自衛隊そのもののPRもあって、いろんな車両を持ってみえたと思いますが、前回、山県市の防災訓練では、各種といいましても一部分の車両かと思いますが、車両、その隊員の輸送を兼ねておいでになったというふうに思っておりますので、特別な意図はなかったというふうに思っておりますし、当然、そういったことを広く市民の皆様にも御了知いただくということが極めて大切かと思っております。

以上、答弁いたします。

- 議長（小森英明君） 中田静枝君。
- 15番（中田静枝君） 震度6強ということで、自衛隊の派遣、実際問題としては必要な状況も出てくるかなと想定はされますけれども、しかし、自衛隊はあくまでも、防災または救援のための組織ではありませんで、アメリカ軍と一緒にあって、イラクの戦場での戦いを想定しての、廃屋を武器をもって掃討するような訓練まで実際には行っているわけでありまして、殊さらに自衛隊をPRするというような意図を私は強く感じるわけなんですけれども、なぜ私はここにこだわらなければならないかということで、市長にもぜひ60年前に終わった戦争のことを思っていたきたいわけですね。

戦争は悪でありまして、二度と繰り返してはならない、その気配のあるものはすべて排除していかなければ、やっぱり戦争に対する平和は、私たちは守れないというふうに私は考えております。あの60年前に終わった長い長い戦争のことを今どう思っているか、どういうふうに今決意をし直さなければならないのかというふうな問題というふうにかかわってくるというふうに思いますので、市長はそこら辺で、中田は殊さら戦争に結びつけての話をするというようなことを前の議会のときにもおっしゃっていましたけれども、そこは本当に大事なところだと思うんですね。こだわらなければならない、大きな問題だというふうに、日本の本当にすぐ近くの歴史の中で、どうしてもここはこだわってこだわってこだわり抜いて、そして戦争につながるものは排除していかなければならないというところだというふうに思うんです。市長はそこら辺で、その辺の戦争を排除していくという決意について、どんなふうに日常思っていらっしゃいます。ちょっとその辺について、今の御答弁についての再質問として伺いたいというふうに思います。

○議長（小森英明君） 平野市長。

○市長（平野 元君） お答えします。

まあ、中田議員がいろいろ御質問になった点につきましては、こういった地方公共団体といいますか、地方議会、あるいは地方行政で取り扱う問題ではない面も多分にあるかと思えます。今そんなことは別としまして、私は、60年前、現実には敗戦のときは体験した一人でございます。中田議員よりはもっと身をもって体験したと思っております。そういうことで、戦争の悲惨さは十分わかっておりますし、平和の大切さも十分わかっております。そういうことで、平和は非常に大切でございますので、日本も平和を守っていくということで進むべきだということは、私もそのとおり思っております。

いずれにしても、そういったことでございますので、自衛隊の中身といいますか、そういったものにつきましては、今は、災害の救助活動に積極的に参加していただいております、極めて大切な仕事でございます。災害が発生したときに、いろいろ、自主防災組織とか、地域的に地域の方が第一線でやっていただくのは極めて大切でございますけれども、そういった大災害になりますと、そういうふうばかりにはまいりません。そういった意味で、自衛隊の派遣というのは、本当に大切な、ありがたいことだと私は思っておりますので、今後ともそういった気持ちで対応してまいりたいというふうに思っております。

以上、答弁を終わります。

○議長（小森英明君） 中田静枝君。

○15番（中田静枝君） 戦争に結びつくものはやはりきっぱりと排除していくという姿

勢について、私はもう一度みんなで考えていかなければならない問題だということを申し上げて、本日の質問を終わります。

- 議長（小森英明君） 以上で中田静枝君の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。11時から再開いたします。

午前10時41分休憩

午前11時00分再開

- 議長（小森英明君） 休憩前に続きまして、会議を再開いたします。

通告順位 8 番 寺町知正君。

- 13番（寺町知正君） それでは、通告に従って、3問お聞きします。

収入役のことと、ごみ処理のこと、それから伊自良の畜産環境問題ということでお尋ねします。

まず、市長にお聞きしますけれども、私の趣旨としては、脱法行為をやめて助役が出納事務を掌握してほしいという趣旨で行います。

このたび、収入役が体調の都合で辞任されました。合併後の非常に複雑で大変な時期に市の財布をしっかりと管理され、御苦労さまだったというふうに申し上げたいと思います。

ところで、市長からは、今回の定例会の初日に、当分の間、収入役職務代理でいくという説明がありました。しかし、それは脱法行為と言うしかありません。私は、なし崩しに脱法状態でいくべきではないと考えています。

地方自治法の168条2項は、市町村に収入役1人を置く、ただし、町村は、条例で収入役を置かず、町村長または助役をしてその事務を兼掌させることができるとしています。

ところで、昨年、地方自治法が改正され、2005年4月1日施行で、168条2項に関して、町村に加えて、政令で定める市、つまり人口10万人以下の市も加えられたところです。これを適用して条例を定めること、つまり収入役を置かないことを正式に位置づければいいだけです。なお、収入役の有無に関しての学者や専門家の指摘というのは、収入役を置かないという場合は、しっかりした情報公開、議会及び住民の監視が必要というものが多いところです。私は、今日的な意味において、収入役は置かず、監査委員制度の充実と外部監査制度の導入等及び情報公開の充実によって代替し得ると考えます。

そこで、具体的に質問しますけれども、まず、町村に関して、収入役欠員のまま、つまり実質的に収入役を置いていない自治体の数はどのようでしょうか。

次に、町村に関して、条例を定めて収入役を置いていない自治体の数はどのようでし

ょうか。

次に、市に関して、収入役欠員のまま、実質的に収入役を置いていない自治体の数。

4つ目、市に関して、条例を定めて収入役を置いていない自治体の数はどのようにでしょうか。

そして、最後ですけれども、収入役を置かない場合、市長か助役が掌握するということになります。しかし、市長が出納事務を行うというのは、どう見ても不合理です。そこで、助役にすべきだと私は考えます。早急に収入役についての条例を廃止し、助役の出納事務掌握についての条例を定めるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（小森英明君） 平野市長。

○市長（平野 元君） 寺町議員の御質問にお答えいたします。

今、脱法行為をやめて、助役が出納事務の兼掌をする条例をつくるべきだということなお話でございました。私も十分その辺は承知しておるつもりでございます。

地方自治法第168条第2項の規定に基づきまして、条例を制定すれば、助役に収入役の事務を兼掌させると、可能だということは、関連の自治法の改正でありまして、私も十分承知しているところでございます。しかしながら、今回は、河口収入役が8月31日に退職という届け出が提出されまして、それも健康上の理由でありましたのでこれを受理しましたが、それまでも私は収入役の健康についていろいろ御相談も申しましたが、そういったことでこれを受理したということでございますが、大変急なことでもございましたので、市長は、収入役の職務を代理する吏員の順序を定める規則、第2条において、収入役に事故があるときは、または収入役が欠けたときは、その職務を代理すべき吏員を会計課長と定めていることから、規則に従いまして、会計課長に収入役職務代理者を命じ、当分の間対応していくこととしたわけでございます。

地方自治法第170条第5項の規定により市の規則に定めているものであり、議員が御指摘されたような、脱法行為と言われますが、私としましてはそう感じておりません。

また、収入役を置いていない自治体の数についてお尋ねの件でございますが、まず第一義的に岐阜県内の市の状況についてお答えしたいと思います。県内21市でございますが、本市を含めて4市、山県市、美濃市、飛騨市、海津市においては収入役が空席になっておりまして、いずれも規則で職務代理者を定め、会計課長が職務代理者となっているのが現状でございます。

また、その他5市ですが、関市、瑞浪市、羽島市、土岐市、郡上市におきましては、収入役事務兼掌要領を定めまして、助役に収入役の事務を兼掌させております。

その他、残り12市ございますが、12市につきましては収入役を置いており、本市と同様に規則を定め、収入役に事故があるときまたは収入役が欠けたときにその職務を代理すべき吏員を定めております。

また、御質問にありましたので、念のために、すべての町村について申しますと、全部で25町村がございます。収入役を設置しているのは11町村、助役兼掌を行っているところが6町村、職務代理でやっているのが8町村ということで、25町村はそういう形でございます。

また、収入役につきましては条例を廃止し、助役の出納事務兼掌についての条例を定めるべきとのことでございますが、先ほど申し上げましたとおりでございます、収入役が退任されましたのがまことに急なことでございまして、直ちにそういった行為は、1週間ほどもなかったんですが、そういった措置を講ずることが私の心情としては河口収入役に対して大変失礼かと思って、その辺はちゅうちょして職務代理で行いたいというふうに判断したところでございます。

いずれにしても、助役に兼掌させるというのは、自治法の改正もあったということでございますので、当然そういう方向に持っていくということは十分承知しておりますので、今後議会にお謀りしてそういったふうに進めてまいりたいというふうに思っておりますので、御了解を得たいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

- 議長（小森英明君） 寺町知正君。
- 13番（寺町知正君） 市長に再質問いたします。

前の収入役さんから出たのが非常に遅かったということも私たちが承知していますし、手続的にも、例えば市長が欠けても50日以内に選挙というような法律が基本ですので、私はこの9月いっぱいには仕方ないだろうと思いますが、しかし、逆に12月議会はその許容限度を超えているだろうということで、今の市長のお考えに照らせば当然12月に提案されてくるべきだと思いますね。その場合に、助役に兼掌させる場合には、現在も助役の仕事がたくさんある中でさらに負担がかかりますので、いろいろな事務分掌だとか専決・代決の規定、諸制度の整備が必要かと思います。

私も今回いろいろと勉強して、幾つか指摘すべき事項は整理しました。もう時間が大分たっていますのでそれはまた改めて文書でお伝えするとして、私は脱法行為ではないと市長が言われたことに対してお尋ねしたいわけですが、法律上1人置くというふうに定まっているわけですから、それはやっぱり許容限度はともかくそれを超えてはいけないと解釈するべきだというふうに思います。

かねがね、平野市長は、非常に法律を守るという趣旨は強いと思って評価はしておりますけれども、例えば、私が6月議会で、旧高富町長の入札の価格の教唆によって1,000万円の損害があったと、それについての対応を求めたところ、既に当事者に求められて返事も来ておるようなこともお聞きします。そういう意味で、この12月に訴訟の提案もするかもしれないと6月おっしゃられたこと、出ていないとはいいいながら動いているかと、それも市長だからこそだとは思っております。そういった意味で、法令をきちんと守るという意味から、この議会はともかく次の議会にはぜひ助役に対する兼掌の制度をつくってほしいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（小森英明君） 平野市長。

○市長（平野 元君） 寺町議員の再質問にお答えしますが、私、先ほど答弁申し上げましたときにも申しましたとおり、助役がその事務を兼掌していくという条例の制定につきまして、今回は非常に急でもございましたし、河口収入役の心情を思ったときに、いかにもそれではという私の気持ちでございました。そういうことでございますので、できるだけ早い機会に、12月がよいかどうかということとはよく検討しますが、そういう形で進めてまいりたいと思っております。

そして、助役等の専決・代決規定、あるいはそういったものにつきましては十分整備しておると思っておりますが、そういった面につきましても今後とも格別の配慮をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小森英明君） 寺町知正君。

○13番（寺町知正君） 前の収入役は非常に潔癖な方なので、河口さん自身もこのような状態が続くことは望んでおられないだろうというふうに推測します。ぜひ次の定例会にはしかるべき提案をしていただきたいと思います。

次の質問に行きますけれども、2問目は、山県市の一般ごみの処理計画の検証と今後の進め方についてというテーマで、市民部長にお尋ねします。

市民の生活から出るごみ、いわゆる一般ごみの処理について質問いたします。市のごみは、国の環境基準等の強化に伴って、岐阜市に処理を委託する協定を結び、3年前から岐阜市の掛洞のごみ処理プラントに搬入しています。この期限が2010年、平成22年3月までというふうにされています。

山県市は、岐阜市がその期限までしか受け入れてくれないので、山県市がどこかに単独で建設するしかないというふうにしています。そこで、現在の粗大ごみ等の処理施設のある地元に了解を得て建設したいというふうに地元に説明に入っていると聞きます。

私たち議員側も、将来、岐阜市との共同がだめなら、単独やむなしというふうに理解してきました。

ところで、私にはいろいろなところから話が来ます。そういったことから今回質問するわけですが、私は、山県市にとって最善の道を選択するために、この経過を整理する必要があると考えて、市の資料も調べながら質問を組みました。

そこで、具体的に質問ですが、まず1つ目として、市の委託事業に関して、2003年、平成15年7月に、市のごみ処理の方向性を検討し、ごみ処理施設整備基本構想策定のための委託業務が発注されました。この委託経費の額と、相手方はどちらでしょうか。

次に、各ケースの比較についてということで、同年12月にその報告書が文書としてまとまりました。この中を見ますと、1つは、山県市単独で既存の施設内に建設する、現在調整中のところ、それから、2つ目は、山県市が単独で市内の新たな敷地に建設をする、そして、3つ目は、岐阜市と広域処理し、新しい敷地で建設するという想定のパターンが出され、それぞれについて、山県市の負担分について試算結果が出されています。これも100万円単位ということで、割と出されています。しかも、用地費も含むというふうになっています。

それで、まず1番目の既存の施設内に単独でつくるとする場合の費用はおよそ23億円から31億円かかる、それから、山県市内の新たなところに建設をするという場合は32億円から43億円かかる、そして、岐阜市と共同で広域処理する、新しい土地につくるという場合は20億円というような数字が具体的に出ています。この報告書の総合評価の結論においても岐阜市と広域処理が長期的な視点において最もすぐれているというふうにはっきり書かれています。このように、岐阜市と広域処理した場合、約20億円の経費で済むという数字があります。それにもかかわらず、23億から31億も経費を要すると見られる、市の既存施設内に単独で建設する、これをあえて選択したというのは、余りに経済的にマイナスではないかと思いますが、どのように説明されるのでしょうか。

3つ目として、議会の説明について。市は、市議会に、協定期限後は岐阜市は受け入れてくれないと説明してきたと、私はそう受けとめています。そう説明した時期、その伝えた内容及び伝え方はどのようなだったのでしょうか。

4つ目ですが、岐阜市からの働きかけについて。この期限後のことに関して、岐阜市から一緒にやろうという表明や働きかけがあったかどうか。あるならだれがいつどのように働きかけてきたか。その内容はどのようなのでしょうか。

5つ目として、山県市の対応について。岐阜市のそれに対して、山県市の回答、時期等、その詳細はどのようなのでしょうか。また、そのように回答した理由は一体何でしょう

か。

以上、最初の質問といたします。

○議長（小森英明君） 長屋市民部長。

○市民部長（長屋義明君） 寺町議員の御質問にお答えします。

1 番目の委託事業についてでございますが、市のごみ処理の方向性を検討したごみ処理施設整備基本構想策定業務の委託経費につきましては236万2,500円で、名古屋市の株式会社環境工学コンサルタント中部支社に委託を行いました。

2 番目の各ケースの比較についてでございますが、平成15年度に行ったごみ処理施設整備基本構想の総合評価の中では岐阜市との広域処理が長期的な視点において最もすぐれているとなっておりますが、しかし、この中で、工期の面で現実性に欠け、用地確保の面でも大きな課題があると条件がつけられております。広域処理では処理規模が大きくなり、用地の候補地がない現状では候補地の選定から地元同意という難題があり、平成22年3月までに施設整備のめどが立たないという大きな問題が生じ、平成22年4月以降のごみ処理に非常に不安を覚えることとなります。

一方、現在地であるクリーンセンターでの施設整備については、総合評価はやや費用がかかるが長期的な視点に立った場合比較的すぐれているとなっております。現在地であるクリーンセンターで施設整備を行うのに最も重要である地元同意の点につきましては、既存の施設が存在していることから引き続き御理解が得られるものと考えております。

また、工期的にも、平成22年4月以降の山県市のごみ処理事業のリスクが回避されます。市の施設整備について課されている要件は、ごみ処理において毎日排出されるごみを滞りなく円滑に処理しなければなりません。平成22年4月以降のごみの処理が担保されてないために手当てをおくらせることのないように最善を尽くすことが求められています。

このような観点から、経済的なことも重要な課題であると思いますが、現時点での最善な方法を判断すると、既存施設内での建設が最もよいものと考えます。

3 番目の議会説明についてでございますが、岐阜市との間のごみ焼却処理の事務委託に関する規約を制定する議決が必要であるため、その提案説明の中でこの規約は平成22年3月末で失効することの説明を合併前の各町村議会で行っています。市議会への説明時期につきましては、平成15年12月2日に開催された全員協議会において、各ケースの比較を説明させていただいた上で、市単独でごみ処理施設を現在地であるクリーンセンターに建設することを説明し、了解をいただいております。

また、平成17年4月26日開催の環境保全対策特別委員会においても、市長より市単独で現在地に建設する旨の説明をし、承認をいただいております。

4番目の岐阜市からの働きかけ、5番目の山県市の対応についてでございますが、正式な働きかけはありませんでしたが、担当者レベルでの打診はありました。その時点では市単独で建設を行うことを決定しておりました。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（小森英明君） 寺町知正君。

○13番（寺町知正君） それでは、部長に再度質問いたします。

先ほど、最初の通告の文章に従って、コンサルタントの調査報告では、建設経費は岐阜市と組むのが一番安いと、そういうことは説明しました。

それでは、次に、動き出してから、どこかにつくって動くわけですけど、その維持費のことが課題となってきます。私は、ことしの5月以来、担当の部長さんや課長さんと話し合ったり、資料をいただいたりしてきました。そこで、まず確認しますけれども、高富、伊自良、美山地区の可燃ごみについて、最近の場合、およそ年間5,350万円ほどの委託料が必要であると、そういったことを前提にして、概略でいいですので、現在の岐阜市の掛洞まで運ぶための経費、それから、現在計画している美山の谷合まで運ぶ経費、これを試算したときの結果の説明を求めます。

それから、先ほどの答弁では、ことしの4月の議会の特別委員会で説明し、承認を得たということでした。しかし、そのとき、私は席にいましたけれども、岐阜市との比較のデータがあるとか、先ほどの金額の比較のデータ、そういった金額の中身のことも説明をされていない、そう理解しています。

それから、協定が切れるから、その後は岐阜市と一緒に組む可能性はないと、そう受けとめるしかない説明だったというふうに理解しています。

あるいは、先ほどの答弁で、昨年の夏以降、例えば、私は昨年の9月に一般質問の関連でお聞きしましたが、そのときも選択肢は美山しかないんだというような説明がありました。

私は、先ほどの15年12月の全員協議会ですか、そのときは議員でなかったので詳細は全く知りませんけれども、今の答弁ではそもそもそのときに議会で詳しく説明したというふうなことが答えられました。私は初めてこれを今回知りました。

そこで、改めて聞きますけれども、その議会の全員協議会、今から2年ほど前、そこで説明したことについてですが、私が先ほど述べたコンサルの比較の金額の具体的な数字も説明をしたのかということ、それから、22年以降の岐阜市との可能性についてはどの

ように説明したのかということ、そのときの議員らの反応というのはどういうふうだったかということ、それから、その説明あるいは山県市が単独でいくという意思を固めたその前に、一度岐阜市と一緒にやる可能性があるかどうか探ってきたのかどうかということ、それから、岐阜市と組んだ場合の建設経費が約20億円と、これは変わらないとして、コンサルからもう約2年たっているわけですけど、単独でいく場合の23億円から31億円、この数字については現在はもっと具体的に絞り込まれているのかどうかということ、以上を質問いたします。

○議長（小森英明君） 市民部長。

○市民部長（長屋義明君） 寺町議員の再質問にお答えします。

経費の比較につきましては、算出基礎となる平成16年度に市内から搬出された可燃ごみに対する実績の数値、及び、高富、伊自良、美山地域のそれぞれから搬出された可燃ごみの量について、平成14年度の実績の数値の比率を出し、平成16年度の数値に置き直し、起点を山県市役所、伊自良支所、美山支所に仮定し、収集運搬の経費にかかる所要時間、労力、運搬距離から算出しました。収集については、経費に変動はありませんでした。しかし、運搬については、掛洞プラントより山県市クリーンセンターに搬入する距離が遠くなる地域もありますので、年間139万2,470円増加となります。率では10%の上昇となります。また、1トン当たりの収集運搬委託料は1万1,600円が327円増加し1万1,927円となり、2.6%の上昇が見込まれています。

次に、金額の具体的な数字の説明については、平成15年12月2日の全員協議会で資料を配付し、各6ケースの説明の中で概算事業費を申し上げております。

次に、平成22年度以降の岐阜市との可能性については、触れませんでした。

次に、議員の皆様の反応につきましては、山県市単独の方針に異存がありませんでした。

次に、その前に、岐阜市との可能性について、市は、今後の判断材料として、一般廃棄物処理施設整備計画策定報告書を参考に、市の関係者等の意見を聞き、方向性を見出していきたいことから、広域との可能性は探りませんでした。

次に、ごみ処理施設の建設経費については、一般廃棄物処理施設整備計画策定報告書以来、具体的な数字は算出しておりません。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（小森英明君） 寺町知正君。

○13番（寺町知正君） 再々質問いたします。これは市長にお答え願います。最終決断をしたのは市長だろうということでお聞きしますけども、まず、先ほどの最初に部長に

答えていただいた、いろんな話し合いの中で大体見えている部分ですけれども、現在進めている美山、それから掛洞と比べると、運搬費が10%ほど高いという数値が出てきました。

ところで、コンサルタントからの報告書というのをよく見ますと、岐阜市と広域処理の場合の試算というのは、山県市内に新たな敷地で建設という設定で出されたものですね、20億円というのは。ということで、山県市内に岐阜市と一緒に新たな土地で建設するという場所についてですけれども、これについてある関係者に聞いたところ、こちらから西の方にある現在の掛洞、それと山県のこの市役所の間に一定のイメージができるということを聞きました。そこで私はその場所について先日車で走ってみて、実際の距離をはかって、先ほどの答弁と同じように、それぞれの地区ごとの重さを掛けて計算してみました。もちろん、ここの市役所から西の方に行ったら距離が近過ぎますので、旧高富町役場、現在のテレビ局があるところから計算しました。現在の美山の予定地に運ぶ場合、それから、報告書にある、岐阜市と組んで山県市内につくる場合、この比較をするわけですね。

そうしますと、運搬経費というのは、先ほどの部長の答弁では、掛洞と美山の比較だと年間139万円の10%高、美山が高いということでしたけど、報告書に従って山県市内の新しい土地で計算しますと、美山に運んだ場合、975万年間高い、70%高になるという数値が出てきます。計算式は先ほどの部長と同じですので、どこに処理ポイントを置くかによって違うわけですね。10年間操業すれば、岐阜市と組んだ場合と比べて、美山の場合は、約1億円の運搬費が余分に要ると、処理費は変わらないわけですから。そういう試算も出てくるわけですね。

そこで、市長に4つお尋ねしますけれども、市が委託して報告された建設費の比較の金額ということについて、市長は、今部長が言った平成15年12月の全員協議会で説明したということですが、その当時、市長は、今の金額の比較、岐阜市だとか、山県単独だとか、そういった比較の金額は承知していたのかどうか。

それから、新しいところと美山というのを比べると、今申し上げたように、美山に運ぶ場合の運搬費が、年間約1,000万円、70%割高になるというふうになってくるわけですね。これについてどのようにお考えかということ。

それから、岐阜市のごみを担当しておる環境事業部長というのは、先日行われた岐阜の市議会の9月の本会議で、山県市とのごみ処理のことにに関して、確認の話し合いをする中で、一つの考えとして、岐阜市から打診したということをはっきり本会議で答えていますね。私は、ある議員にこの打診の時期についていつかと尋ねたら、ことしの春と

いう答えが来ています。岐阜市は山県に対してモーションを起こしているのに、山県はモーションを起こさないばかりか、これを拒否しているわけですね。岐阜市ができるなら山県と一緒にやりたいと思っていることについて、あなたは認識しているのかどうか、認識していないのかということです。

それから、最後に、部長の答弁を整理しますと、2年前、それまでに岐阜市との協議を一度もせずに単独でいくということを決めたということですね。私は、その背景には大桑地区の地球環境村構想というものもあったというふうには想像はします。しかし、これも、昨年6月には環境村構想もなしになったということも市長がこの議場で答えられています。今、全く事情が変わったわけですね。さらに、岐阜市からも一緒にやろうというモーションも来ているわけですね。ですから、今、市が美山地区で進めている話し合い、これについても、話し合いはしていますが具体的にまだ予算はついていない。アセスも来年からという予定であるということですから、私は、今の段階では、十分に修正が可能だと、そういう状況であるというふうに認識するわけです。どうも岐阜市は山県との話が成立するなら平成22年の期限を延ばしてでも協議したいという意向もあるということも伝わってきています。

そういったことを考えますと、一番もとに戻って、3つの試算のデータ、これを尊重し、それから運搬費用のことも考慮して考えると、とりあえずは岐阜市との協議もやってみてその可能性も探る、その上で最終結論を出すべきではないのか、私はいろんな資料を見て、今、やっとこういう考えに至りました。この中では、岐阜市と協議をしていないということも全く知らなかった。非常にその憤りも持っていますけれども、そういったことが山県市の将来にとって必要な時期かと思って質問するわけです。

以上、お答え願います。

- 議長（小森英明君） 平野市長。
- 市長（平野 元君） 寺町議員の御質問にお答えします。

いろいろ、運搬経費、確かに、現在山県市で計画しておるところ、距離はございます。そういった点で、そういった経緯的な問題、いろいろ試算もあると思いますけれども、そういう差はあるだろうと、それは思っております。そして、全体の予算といいますが、建設費の試算もいろいろ仕方があると思っております。そういったことで、議員が御指摘のような、岐阜市と提携をしていくといいんじゃないかというお話は、わからなくてもいいです。ただし、これは一応平成22年の3月までという契約でございます。それ以後、できなかった場合には、重大な問題になろうかと思っております。そういうことで、確かに現在は、岐阜市の掛洞をお願いをして、あそこで処理をしていただいておりますという

ことでございまして、岐阜市の対応につきまして、私が余り、現在お願いしておる段階で、岐阜市のことについて、深くそういうことについて申し述べるのは、ちょっと差し控えたいと思います。

ただ、私に対しての岐阜市からの打診はございません。担当レベルでの話があったように聞いております。その段階で、例えば候補地というか処理場の用地というのを山県市に求めるという話も聞きました。そんなことになれば、岐阜市のような40万都市と3万都市の山県市で、また大きなごみを山県市に運んでくるのではないかというようなことになれば、先ほど寺町議員もおっしゃったとおり、地球環境村の例もございまして、そういった問題があって、誘致問題というのは大変紛糾していくだろうと思います。そういった中で、平成22年という限度がある中で、それに対応し切れんということでございまして、それでは市を預かる市長としては到底対応できんと、そういうことでございまして、いろんな岐阜市のことについて、私は殊さらこの席で申しにくいという面がございまして、現在は掛洞をお願いしておる段階でございまして、そういうことでございまして、その点を含んで申し述べるわけでございしますが、いずれにしましても、そういった意味で、山県市のごみは山県市で処理するという基本方針というものは、既に平成15年の12月、あるいはことしの4月ですか、そういった段階でもわたしは披瀝しているとおりでございまして、そんな形で進めてまいりたいというふうに思っておりますので、岐阜市との提携をして、それはいい面もたくさんあるだろうと思いますが、ただ、経費だけが安いということでそれを処理できるというふうには、私は思っておりません。

そんなことでございまして、平成22年の3月というのは非常に長そうに見えますけど、期間は非常に短いわけです。今、いろいろ準備をしておるわけでございしますが、そういった面で、的確に捉えて、例えば最小の経費でするのはもちろんでございしますが、そういった面も十分精査しながら進めてまいりたいというふうに思っております。そういうことでございまして、その辺を十分御理解賜りたいと思ひまして、御答弁にかえさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小森英明君） 寺町知正君。

○13番（寺町知正君） 市長としては、とても市長と思えないような答弁で残念です。これは今しかないんですね。片方美山で話していることはいいとして、岐阜市と早急に検討していただきたい、これはもう明らかです。

次に、3つ目に、畜産環境問題、特に伊自良地区の問題について、今後のこととして質問いたします。これは産業経済部長ですか。

まず、1つ目として、現状について、住民の受けとめ方、これを市はどのように認識

しているのかということですね。快適な住環境の確保というのは市民の願いであります。それが害されて住民から精神的苦痛の被害者として損害賠償請求などされた場合には、生活上耐えられる限度かどうか、それを超えているかということが判断の基準になるとされています。

市は、特に伊自良地区の畜産による、住民への影響、苦痛、苦情について、どのように理解しているのでしょうか。

2つ目ですが、産業としての将来についてです。

産業としての畜産農家の状況と将来について、市はどのように展望しているのでしょうか。

次に、市民の中には離農資金の提供をしてでも対策をという意見もあります。他の自治体でそれに類する例はあるのでしょうか。

3つ目、他の例に関係なく、離農資金等について、山県市として検討する余地はあるのでしょうか。

3番目ですけど、共同化の可能性について伺います。

まず、伊自良地区において、過去に検討された共同処理施設の計画の概要、農家の評価、住民の評価はどのようでしょうか。

次に、今、山県市はそれをどう評価しているのかということ。

さらに、過去の経緯から、伊自良地区の場合、団地化した場合の事業費の想定はどのようにされるのかということです。

そして、同じく共同処理施設の場合の事業費の想定というのはどのようになるのでしょうか。

それから、4番目、今年度の業務委託について伺います。畜産公害調査委託業務の発注の仕様書においては、計画方針を樹立し、施設等の対策及び施設整備の基本法新案を策定というふうに書かれています。そこで、業務の進行状況、内容について、これはどのようでしょうか。

それから、基本方針案というふうにありますけど、最終報告が来た後、それをどのように進める予定なのかということをお尋ねします。

それから、最後に、5つ目ですけど、悪臭防止法という法律の観点での取り組みを伺います。

悪臭防止法は、1995年、平成7年に改正され、人間の嗅覚に基づいて規制を行う臭気指数規制というのが導入されました。岐阜県は、臭気について、官能試験法による悪臭対策指導要領というものを定めて実施しているところです。これに基づいて実際に現場

を指導することもあると県は言います。

この要領の7条では市町村長の指導の責務も示されています。山県市はこの取組みをすべきではないでしょうか。

2つ目ですけど、この要領の4条2項では、市町村長は、地域の実態により、必要に応じ、知事と協議の上、別途指導基準を定めることができるとしています。市はこの取組みをすべきではないでしょうか。

それから、3つ目ですけれども、環境省の関係の資料では、平成16年4月には、長崎県の時津町や新潟県の広い地域で、従来の物質濃度規制から臭気指数規制に切りかわります、今後、こういった自治体が増えてくるものと思いますというものもあります。

山県市は、良好な環境づくりのために、これら制度に関連を深くした条例を制定して、良好な環境づくりに努めていくべきではないでしょうか。

以上伺います。

○議長（小森英明君） 松影産業経済部長。

○産業経済部長（松影康司君） 寺町議員の御質問にお答えします。

1番目の住民の受けとめ方に対する市の認識ですが、快適な住環境整備は市といたしましても重点課題ととらえており、特に伊自良地域の畜産から発生するハエや悪臭の環境問題は早期対策が必要であると心得ております。また、今年度、各種事業に予算をいただいております、産業経済部におきまして鋭意努力しているところでございます。

2番目の1点目、畜産農家の状況と将来についての市の展望ですが、畜産経営は価格変動により安定的な経営が難しく、後継者不足が懸念されております。

2点目、離農資金を提供してでも対策を、他に類する例はあるのかどうかでございしますが、類する例はございません。

3点目、離農資金について、市としての検討の余地はあるのかということでございますが、市としては考えはありません。

3番目の1点目、伊自良地内において過去に検討した共同処理施設ですが、畜ふんの共同処理施設、畜産の団地化について検討した経緯はありますが、規模とか事業費等について、具体的な計画には至っておりませんでした。畜産農家からは、新たな施設の建設に伴い借金に借金を重ねることは経営の悪化につながり、畜ふんの共同処理施設についても、施設の管理費や人件費など、全体で年間1,000万ほどかかるとされるランニングコストの大半の費用を畜産農家が負担することは難しいとの声が大でした。住民からはこうした施設の建設を望む声が多くありましたが、用地を自分たちの地域に求められることは困るということをお聞きしました。

2 点目、これに対する市の評価ですが、団地化、ふんの共同処理施設の建設をしなければ、畜産の悪臭、ハエの発生はなくなるのか、それとも、畜産農家ごとに徹底した薬剤散布を実施すれば畜産環境問題の解消につながるのか、いずれにいたしましても、住民一人一人の環境保全のために、成果が上がる方法で対策を講じる以外はないと考えております。現在進めております畜産公害調査委託での調査結果を踏まえて検討していく方針でございます。

3 点目、伊自良地域の畜産の団地化、4 点目、共同処理施設を建設した場合の事業費ですが、整備をする機械によって事業費が大きく異なるため、単純に事業費を想定することはできませんが、伊自良地域全体の整備を行った場合、団地化、共同処理施設とも、10億円を上回る事業費が予想されます。

4 番目の 1 点目、畜産公害調査業務の進行状況ですが、進捗率は 8 月末現在で 35% です。これまでに、畜産農家の位置とか畜舎の構造の把握、2000 年から 2004 年までの 5 年間のデータによる 1 カ月ごとの平均気温、平均風速、最多風向を集計し、臭気の流れ等の推測、近年発生した畜産の苦情区域から、現時点での悪臭、ハエの発生の課題の整理などを行っています。

2 点目、同調査による報告がされた後での進め方でございますが、畜産環境保全対策特別委員会に調査結果を報告し、畜産農家や地域住民の皆様に御理解いただける対策を講じてまいります。

5 番目の 1 点目でございます。悪臭防止法の観点での取り組みについて、岐阜県が制定した官能試験法による悪臭対策指導要領第 3 条に適用地域は県内全域とすると定められておりますが、事業所から発生する悪臭が指導基準に適合しなく、住民の生活環境が損なわれると認められる場合は、市において調査を行わなければなりませんので、平成 18 年度以降、予算をお願いし、予算の範囲内で検査を行い、議員御指摘のとおり、当該事業に対して必要な措置を実施して、関係部署と連携をとり、指導を行ってまいります。

2 点目、同要領第 4 条第 2 項に知事と協議の上別途指導基準を定めることができるとありますが、現在、県内の市町村では、同要領の指導基準以外に別途基準を設けているところはないと聞いております。市といたしましては、県の指導基準で取り組んでまいります。

3 点目、市の条例の制定は考えておりませんので、よろしくお願いします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（小森英明君） 寺町知正君。

○13 番（寺町知正君） 今の答弁で、においなどについては予算を組んで必要な対策を

するということは評価したいと思います。ですが、条例などは検討しないというところは全く納得できません。いわば市民を守るためにはどうしても条例化が必要だという認識は強く持たれているところです。これについては、きょうは時間がないので、改めてしたいと思います。

そこで再質問ですけれども、10年ほど前に伊自良地区で住民の方にアンケートがされたというふうには聞いております。そこで、年数もたちましたし、新市になったということで、市民アンケートを実施すべきではないかと、それによってまた対策をとるべきではないかということを考えます。これは部長にお答え願いたい。

それから、もう一点ですけれども、今の答弁でまだよく理解できていないんですが、山県市は、共同施設づくりなどの方向でいこうとするのか、あるいは、病気でいえば対症療法という言葉がありますけど、においに対してちょっと対応するとかというような形でいくのか、あるいは2つともやるのか、2つともしないのか、そのあたりが見えてこないんですが、こういった基本方針でいるのか、改めて説明を願いたい。

○議長（小森英明君） 産業経済部長。

○産業経済部長（松影康司君） 寺町議員の再質問にお答えします。

1点目の市民アンケートを実施してはどうかとの質問でございますが、ただいま議員が申し上げられましたように、旧伊自良村において実施しましたアンケートを参考にし、実施する方向で検討してまいりたいと思います。

それから、2点目の、委託の結果待ちですが、市の積極的な対策に向けての取り組みはどうかでございますが、ただいまお話しいたしましたように、畜産公害調査委託業務において来年の2月10日まで実施しておりますもので、その結果を踏まえて対応策を講じていきたいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（小森英明君） 寺町知正君。

○13番（寺町知正君） 時間がもうぎりぎりですけど、先ほどの悪臭防止法の関係で、官能検査ということが全国的に今進められています。その専門の判定士も今数千人になっているということですね。これは非常にわかりやすい指数ですので、ぜひ市もそのことを理解し、住民の方にも事業者の方にも周知徹底していただくようにということで、答弁、お願いします。

○議長（小森英明君） 長屋市民部長。

○市民部長（長屋義明君） 寺町議員の再々質問にお答えします。

官能試験については、6段階方式でありまして、御存じだと思いますけれども、その中で、ゼロから6段ありまして、ゼロが無臭、1がやっと感知できるにおい、2が何のにおい

であるかわかる弱いにおい、3が楽に感知できるにおい、4が強いにおいとなっておりますので、これは、先ほど答弁にありましたように、予算の動向を眺めながら、ぜひうちでも取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

- 議長（小森英明君） 以上で寺町知正君の一般質問を終わります。

続きまして、通告順位9番 渡辺政勝君。

- 14番（渡辺政勝君） 最後となりましたけれども、議長から発言のお許しをいただきましたので、私は2問にわたりまして質問いたしたいと思っております。

まず初めに、行政改革の進捗状況ということでお伺いいたしますけれども、地方分権あるいは三位一体の改革が推進される中にありまして、地方財政の影響は大きく、ここ数年は特に厳しい財政状況となっていくものと認識しております。我が山県市の置かれた状況も同様かと思っております。このため行政当局におかれましてはふだんの行財政改革に鋭意努力されているものですが、ここで事務方のトップでもあります助役に行政改革の進捗状況についてお伺いいたします。

要旨といたしましては、昨年6月の山県市行政改革大綱の策定から1年余り経過した現在の進捗状況の説明を求めるものであります。

大綱並びに実施計画はとりあえず3カ年とされていますが、内容または数値目標に見直しの必要性は生じてないか、そうした点につきましてお伺いいたしたいと思っております。

- 議長（小森英明君） 嶋井助役。
- 助役（嶋井 勉君） 渡辺議員の御質問にお答えいたします。

昨年6月に策定いたしまして公表しました山県市行政改革大綱並びに同実施計画の平成16年度末までの進捗状況につきまして、最近各部局長によりますところのヒアリングを実施したところでございます。その詳細につきましては現在総務部にて整理集計中でございますが、その概要を御説明申し上げたいと存じます。

職員関係につきましては、市行政改革実施計画においては平成18年度末までに職員数を約3%の15人を削減することとしておりますが、御承知のとおり、平成16年4月に土木建築の専門知識を有する実務経験者を4名新しく採用しましたものの、既に平成17年度当初において目標を達成済みでございます。

しかしながら、議員の御発言にございましたように、今後、地方分権や三位一体改革に伴う権限移譲の進捗あるいは新たな行政課題への国の施策に対応するために、職員数を確保しなければならないということも発生してくるわけでございます。例えば地域包括支援センターの設置などがその一例でございまして、住民サービスの質や量を落とす

ことのないように、適正な職員配置にも心がけているところでございます。

そのほか、職員に対しまして、退職時特別昇給制度の廃止、あるいは希望降任制度の採用、職員研修の充実、組織の改革について積極的な対応をするとともに、近接補完の原理に基づきまして、市民及び現場により近い部署における機能強化による、迅速、的確、効率的な管理体制を目指しておるところでございます。さらに、旅費あるいは特殊勤務手当についても改善する方向で、現在検討を進めておるところでございます。

施設面につきましては、災害に対する防災等の危機管理体制を強化しているほか、美山荘の民営化、2つの保育園の休園、廃園化を初め、ボランティアやアウトソーシングの活用、空調温度調整等による経費節減を図っているほか、廃油の利活用拡大、用紙の裏面・両面活用の拡大、資源回収の充実等により、地球エネルギー環境対策も充実させてきております。公用車につきましても、廃車した分を現在まで補完することなく、適切な管理運営に努めております。また、今年度は、御案内のように、特に地区公民館の充実化を図っておりますが、今後、施設の存続の意義検討、あるいは施設利用効率の向上化対策、外部委託や指定管理制度の導入等、施設管理のあり方を抜本的に見直してまいりたいと考えております。

また、今般上程いたしました平成16年度決算からもおわかりいただけることと存じますが、経常的経費につきましては旅費と需用費だけでも3,000万円ほど縮減となっているほか、いずれの経費につきましても軒並み縮減化が図られていることと御理解いただけるかなと思っております。

ちなみに、借入金につきましても、市中銀行の完全なる競争方式の導入により、極めて低利な借入れが実現できております。

そのほか、開かれた行政を目指し、市の例規集を初め、入札結果や工事の発注予定、あるいは予算・決算の概要や普通会計バランスシート等のほか、生涯学習ガイドなど、広くホームページへ登載して公表しておりまして、行政情報の電子化推進による身近な市役所づくりにも推進いたしております。

このことにより、多くの様式等がインターネットによって入手可能となりましたので、現在整備中の地域情報化事業の進展と相まって多くの市民の方の利便性が向上するのではないかと期待をしているところでございます。

市税の滞納につきましてでございますけれども、徴収率の向上に努めておりまして、県内平均や他都市に比べれば高い徴収率を維持しておりますが、さらなる徴収率の向上を目指しまして、現在、県税事務所と税務課職員との協定を結んでおりますし、さらに県との共同徴収に向けて準備を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

三位一体改革による地方財政への影響は、平成19年度以降、ますます厳しくなるということが予想されます。こうした中、行政といたしましても不断の努力を重ねておりますが、議員各位を初め市民の方にも、行政改革に対し、相当御認識を深めていただかなければならなくなってくるものと思っております。このために、議員の皆様の御意見等を十分拝聴しながら、補助金や公共事業の必要性を改めて十分検討しなければなりませんし、保育料、水道料金等の使用料や各種負担金につきましても、受益者負担の適正化を図るべく値上げ等を検討していかなければならないかとも考えております。

結果的に、平成16年度末におきまして、山県市行政改革実施計画に掲げる実施項目の達成状況は、予定どおり進んでいる項目が全体の約半数を占めておりまして、未着手または予定よりおくれている項目が3分の1強、完了または予定より早く進んでいる項目が1割程度と考えております。実施項目以外の取り組みや複数年に渡っていて単年度では評価しにくい項目などを勘案しますと、総じて予定どおり進んでいるものと認識いたしております。

なお、冒頭申し上げましたとおり、ヒアリングの際には実施計画を追加したいという意見も出ておりまして、計画期間の見直しあるいは目標数値の改正など、実施計画のローリング等をしたいというふうに考えております。この点に関しましては、今後具体的な考え方を市内の行政改革推進本部にて調整を行いまして、市内の有識者で構成されております市行政改革推進委員会での御意見や御助言を踏まえて、取りまとめました後に議会への報告もさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（小森英明君） 渡辺政勝君。

○14番（渡辺政勝君） いろいろと御説明をいただいたところでございますけれども、この中で、保育料、水道料、あるいは使用料等、受益者の負担増も必要という答弁がありました。こうした事態は大いに想定されるところでありますけれども、これは何よりも市民の理解が第一と考えます。このため、行政としては、より一層の行政改革は避けて通れないものと思います。行政改革の実施計画の前倒しや数値目標の新たな見直し等、例えば、私は、私なりの持論でございますけれども、職員定数に限っても、これから3年ぐらいは自然退職者があっても不補充とするぐらい思い切った手当が必要ではないかと思えます。これは私なりの持論でございますけれども、こうしたことがまず先決かと考えますが、その点、再質問ということで、助役にお伺いします。

○議長（小森英明君） 嶋井助役。

○助役（嶋井 勉君） 渡辺議員の再質問にお答えしたいと思います。

行政改革というのは本当に幅広いものと思っておりますが、職員の関係だけで対応できる改革、あるいは市民の皆様との協働によって改革できるもの、あるいは金銭だけが目的でできる改革等がいろいろあると思いますけれども、一番焦点になるのはやっぱり議員のおっしゃる職員数の数を少なくしようということになりますけれども、私も持論になりますけれども、ちなみに合併したから職員数が多い、余っているんじゃないかという御意見を、私、よく耳にするんですけれども、ちょっと細かい話になるのでございますけれども、今、職員数が、先ほど答弁しましたけれども、合併した当時は433名でございまして、現在412名でございます。21名の定年退職者、無補充でしておるわけですね。その中で4人補充しましたので17人減少したということでございます。

これから5年の間に、18年度末には2人退職者がございまして、それが、その先5年の間には12名から13名の定年退職該当者がございまして、この5年で60名ほどの定年退職者が予定されるわけです。そうしたら、無補充という御発言がございましたけれども、30年、40年勤めていただいた職員がごそっと60名いなくなったときに、果たして住民サービスがどうなるかということを考えていただきますと、それを計画的に採用して、間があかないように、あるいは住民サービスのためにどういう採用計画を持っていったらということは重要な問題でございまして、ただ少ないだけが行政改革ということに通じるとは私は思っておりませんので、私の持論ではございますが、そういう感覚で御理解いただきたいと思えますし、山県市の地形を見ていただきますと、山川、たくさん平野もございすけれども、例えば岐阜市の南部の平たん地を考えてみますと、あの辺には山はございませんですね。山がなければ林道も要りませんし、そして治山事業も要りません。砂防対策も要りません。そうすれば職員も要らないわけでございまして、当然職員が少ないわけでございます。

また、小中学校を見てみますと、中学校が1校で小学校が3校という町もございました。山県市は、中学校3校、小学校11校でございまして、保育園も11施設がございまして、当然形態が違うわけで、やっぱりその地域地域に合った職員を確保しながら住民サービスに努めていくというのが大変重要なことだと私は思っておりまして、先ほども申し上げましたけれども、60人が一遍にやめられて、若い職員が100人入っても追いつかない状態なんです。それを、職員定数に見合った、いわゆる職員を削減しようということにはつながらないかというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

つけ加えまして、さらに県から住民に最も身近な事務は最も身近な市町村に処理させることが一番大事だということで権限移譲が今どんどんなされておまして、平成17年の4月ですが、111事務の535項目を市町村に移譲しているんですね。さらに、18年4月

を目標と書いてありますけれども、3,500項目を移譲対象として考えているということでございます。現在、山口市は、40項目ほど権限移譲を受けておりますが、わずかなお金で職員を必要としている時代なんですね。そうしたところを、職員をどんどん削って権限移譲も受けずに何もサービスするなということではとても耐えられないということで、住民の皆様に変な失礼なことになるんじゃないかというふうに考えております。

先ほど言いましたけれども、やっぱりその辺も市民の皆さんに御理解いただきながら、市民と協働でこの行政改革を図っていかなければならないというふうに考えておりますので、どうぞ御理解のほど、お願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（小森英明君） 渡辺政勝君。

○14番（渡辺政勝君） 我々議会人としては当然執行者側とのある程度の摩擦は覚悟しておるわけでございますけれども、そうしたことで、やはり我々も市民の方の代弁者ということで、いろいろ議会の中で物申すことも必要かと存じています。

私の意見は、急進的とも言われる方もございますし、そやそやという方もございますし、いろいろでございますけれども、私はそうした声もそれなりに反映させていただきたいという思いでございます。

ところで、市長にお伺いいたしますけれども、昨今の少子化、高齢化が著しい社会構造となっておりましては御承知のとおりでございます。また、現実には日本の人口が減少するという状況が2年も早く到来している中で、また、先般の衆議院総選挙におきましては郵政民営化が大きな争点となりましたが、結果、小泉政権の構造改革路線が評価され、あの優勝となったわけでございます。これが民意でございます。そうした中で政府はこの構造改革路線の達成のために国家公務員の削減等を目指し、要するに小さな政府を目指す方向性を示しておるわけでございますが、そうした点と、あるいはまた今助役さんからいろいろ答弁があったわけでございますけれども、そうした点を踏まえて市長の御所見をお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（小森英明君） 平野市長。

○市長（平野 元君） 渡辺議員の御質問にお答えします。

渡辺議員はかねがね、行革についていろいろ御見識を持っていろいろ御指導等をいただいております。そういう点については感謝申し上げるわけでございます。

今お話がありました少子高齢化、それから人口の減少に伴う対応等、いろいろ問題は山積かと思っております。確かに、現在の少子化というのは、私がかねがねいろんな結婚式等でもお話をしておるわけですが、もう少し少子化を歯どめをかけるようなことも必

要でないかということは内心思っております。

そういったことですが、少子化につきましては、きょうの新聞にも出ましたように、県でもいろいろ対応を検討されております。国でもそうですが、そういったことで、少子高齢化、これは切っても切れませんが、少子化について、特にそういった面を考慮していく必要があるかと思っております。

そういった中で、先ほど助役からも御説明申し上げましたように、行政事務が地方分権の時代になってまいりました。いろんな仕事といいますか行政事務が市町村に任せられるということも出てきております。そういったことですので、そういった問題を踏まえて、何と申しまして、住民本位の市政といいますか、住民のサービスの低下しないようにするのがまず第一義的なことかと思っております。その辺も十分わきまえながらしていきたいと思ひますし、ただ単に職員の定数を減らすといつても、断層ができると非常に将来的に山県市の職員構成も問題が出ると思ひます。そういう意味で、若干の人員採用をしながらそういった将来に備えるということも大切かと私は思っております。

負担増の問題もござひますが、確かにこれから十分精査する必要はありますけれども、水道料等を含め、そういった面につきましても住民の皆さんに御負担をいただかならんというような問題も出てくるかと思ひますが、そういった面も十分検討してまいる必要があるかと思ひます。

いずれにしても、住民本位のサービスといいますか、行政といいますか、そういったものを推し進めるわけですが、そして、議会といいますか、議員の皆さんにもせっかくの御指導を賜りながら、議会と相まって立派な行政改革を成し遂げたいというふうに思っておりますし、住民からそういったサービスの低下しない山県市をつくっていくというのが極めて大切かというふうに思っておりますので、その辺も勘案しながら進めていただきますので、よろしく御理解を賜りたいというふうに思ひまして御答弁にかえさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小森英明君） 渡辺政勝君。

○14番（渡辺政勝君） 大いに行革を進めてほしいと思ひます。そのための痛みにつきましては、議会初め、議会もこれは聖域ではござひませんし、行政当局とともに痛みも共有しつつ、推進いたしていただきたいと思ひます。

質問を変えまして、次に、防災まちづくり対策ということで。

昨今の話でござひませんけれども、日本各地を初め世界各国から地震や集中豪雨等の悲惨な状況が毎日のように映し出されてまいります。我が山県市におきましても、幸い大

きな災害はございませんけども、このところ、行政当局の、いろいろな市民の安全のため、また防災意識の高揚のためにいろいろと御尽力いただいているところでございますけれども、総務部長にお伺いしますけれども、防災まちづくり対策ということで御質問申し上げたいと思いますが、東海地震や東南海地震の発生が危惧されている状況の中、また風水害による災害の発生が憂慮されるが、こうしたことにどのような対策を講じているのかをお伺いします。御存じのように山県市は山間地域が多く、災害発生時には道路等のライフラインの寸断が予想され、そうした場合には一集落が陸の孤島となってしまうことが想定されます。このため、災害を未然に防ぐため、ふだんからの危険箇所の調査、把握をどのようにされているのかお伺いします。

また、災害が起きて災害地となった場合には避難場所等の建物も利用するわけですが、そうしたものの耐震性を初めとした安全性はどのように確保されているのかをお伺いします。

また、災害が発生すれば被災者への支援等必要になってまいります。そうした支援物資の資材等につきまして、十分に確保されているのかお伺いいたします。

- 議長（小森英明君） 垣ヶ原総務部長。
- 総務部長（垣ヶ原正仁君） 渡辺議員の御質問にお答えをします。

最初の東海地震等の対策についてでございますが、声を大にして言えますことは、防災情報網の整備が十分なされたということでございます。昨年度整備しましたシステムとして、市内の公共施設、防災関係機関等に端末を203台設置し、緊急時の連絡網を確保しました山県市デジタル移動無線システム、携帯電話のメール機能を利用し、市の防災体制を迅速に行うための連絡網と市民へ防災情報の提供を行う山県市情報ネットワークシステム、昨年度に着手し本年度完成予定の、全市民に対し緊急時の情報伝達手段としての整備をしている山県市同報系防災行政無線、この3つのシステムの完成により災害時の情報インフラがすべて整備されたこととなり、災害時に迅速で確実な対応が図れるようになりました。

8月28日に実施しました東海地震想定山県市総合防災訓練では、これらのシステムをすべて訓練に取り入れ、職員の招集から始まり、防災対策本部の立ち上げ、現地での自主防災会及び防災関係機関と連携して、実践的な訓練を行ったところでございます。

2番目の危険箇所の調査、把握の件でございますが、訓練の中で、被害想定を、道路、電気、電話の各ライフラインが不通となった場合の情報収集訓練を行いました。孤立の原因として、治山治水が重要になりますので、基盤整備部と連携をとり、危険箇所の把握を行っております。

山県市地域防災計画、通称赤本とっておる本でございますが、地域防災計画にも明記しておりますが、市内には、急傾斜地崩壊危険箇所250カ所、土石流危険渓流214カ所、雪崩危険箇所97カ所、山腹崩壊危険地区34カ所が存在しております。先ほど市長の答弁にもありましたとおり、昨年度はこれらの危険箇所をわかりやすくマップにまとめ、全戸配布したところでございます。

3番目の避難場所の耐震性等につきましては、耐震診断をすべての避難所で実施しました。今後は、耐震補強計画、耐震実施設計及び耐震工事を順次進める予定でございます。

4番目の被災地への支援物資についてでございますが、非常食約3万1,000食、非常用飲料水9,500リットル、資機材として、発電機、投光機、ライト、非常用トイレ、土のう袋、スコップ、防水シート、毛布2,190枚等を各地域に分散して保管しており、いつでも使用することができます。また、本年度は非常用浄水器を2台購入しました。

地震などの大災害の場合は市役所を含む公共の防災関係機関も同じように被災をしますことから、全力で災害の復旧活動に当たりますが、機能するまでに時間がかかると思います。その間の自主防災組織の果たす役割が非常に重要となりますので、その活動をバックアップするために本年度は自主防災組織活動マニュアルを作成し、配布しました。また、本年度までに、山県医師会、土木協力会、水道工事組合と防災に関する協定書を交わしております。今後も積極的な防災体制の整備に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどをよろしくお願いしまして答弁とさせていただきます。

○議長（小森英明君） 渡辺政勝君。

○14番（渡辺政勝君） 災害はいつやってくるかわからないということで、それだけに、備えあれば憂いなしということで、やはりふだんの防災意識というものが大変、各家庭でも、またこうした役所におきましても重要ではないかと思っておりますけれども、幸いハザードマップなるものが各家庭に配布されているということで、こうした立派な資料につきましてもそれぞれの利用はこれから行政当局もいろいろと指摘していただきまして、大いに利用し、また災害の危険箇所の自らの地域におきましての把握等に役立てていただきたいと、そうした御指導をお願い申し上げたいところでございますけれども。

御答弁の中で、自主防災組織の果たす役割が非常に重要なわけでございますけれども、その活動のバックアップをするということで自主防災組織活動マニュアルなるものを作成して配布されたということですのでけれども、やはり、日ごろの防災意識、防災知識の中で、大きな自主防災組織の果たす役割は大きいものと思っておりますけれども、昨今のお話でございますけれどもほぼ全自治会に自主防災組織が確立されたということですのでけれども、

この性格上、やはり私もちょっとお伺いするところによりますと、それぞれの自治会の役員さんの方々のお名前をいただいて報告はしたよということもお聞きしておりますし、実態が、いざ災害が発生して支援が必要とした場合に機能するかどうかということは非常に重要な問題でございますけれども、そうしたことへの行政としてののかかわり、あるいは指導というものが必要になってくるのではないかと考えておりますけれども、そうした施策につきましていろいろと再度質問をいたしたいと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（小森英明君） 総務部長。

○総務部長（垣ヶ原正仁君） 渡辺議員の再質問にお答えをします。

自主防災組織は、現在のところ、156組のうち151組に組織をなされております。マニュアルを配りまして、そのマニュアルに基づいて自分たちの自主防災組織がどういう活動をしたらいいかということを考えていただきながらやっていただきたいということでマニュアルを作成いたしました。その中で、自分たちはこういうことをやりたいということであれば、それに対する支援といえますか、応援といえますか、そういうのは消防署の方もきっちり支援をさせていただくという言葉もいただいておりますので、自分たちの地域に合った活動、自分たちの地域に合った訓練を進めていただけるものというふうに期待をしておるわけでございます。

8月31日に花咲きホールにおきまして防災の講習会を開きました。自治会の役員の方、自主防災会の役員の方、消防団の幹部の方、約二百六、七十名の方にお集まりをいただいて、岐阜市の消防長に講演をしていただいたわけでございますが、非常にいい講演だったなと思っておるわけです。

その中で、数字的なことで言われましたのは、阪神・淡路大震災でお亡くなりになった方は6,433人の多きを数えておるわけでございますが、その中の神戸市内だけをとってみますと、3,600人ほどの方がお亡くなりになり、そのうちの約3,000人は、発生が5時46分でしたが、6時までの間に約80.5%の方がお亡くなりになっておると。これはどういうことかといえますと、家屋の倒壊とか、あるいは家具の転倒等による圧死だということございまして、個人が一番できることは、家具の転倒防止とか、あるいは物が落ちてこないように、あるいは寝室にはそういうものを置かないように、そういうことを心がけることによって非常に災害も減ってくるのではないかと聞いてきて、こういうことはいろんな機会をとらえてPRしていかなあかんというふうに思いましたものですから、きょうもちょっと数字を挙げて説明させていただいたような次第でございますが、何分にも、東海地震は発生確率として30年以内に86%の確率で

やってくるということが言われておりますので、そういう災害があっても被害を最小限に食いとめることができるように一生懸命努力をさせていただきたいと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小森英明君） 渡辺政勝君。

○14番（渡辺政勝君） そうしたことで、いろいろ御答弁いただきましたけれども、行政責任といたしまして、常日ごろ、やはり市民の生命、財産を守っていただきまして、また、そして、安全な、安心して暮らせる山県市を鋭意努力してお築きいただきたいと思っております。どうかよろしくお願いいたします。

質問を終わります。

○議長（小森英明君） どうも御苦労さんでした。

以上で渡辺政勝君の一般質問を終わります。

○議長（小森英明君） 以上をもちまして、本日予定しております一般質問はすべて終了いたしました。

なお、26日は午前10時から会議を再開いたします。

本日はこれで散会いたします。大変御苦労さまでした。

午後0時20分散会

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第 5 号 9 月 2 6 日 (月 曜 日)

○ 議 事 日 程 第 5 号平成 17 年 9 月 26 日

日 程 第 1 常 任 委 員 会 委 員 長 報 告

承 第 3 号 平成17年度山県市一般会計補正予算 (第 3 号) の専決処分について

議 第 66 号 山県市火災予防条例の一部を改正する条例について

議 第 67 号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約について

議 第 68 号 岐阜地域広域市町村圏協議会を設ける市町数の減少等に関する協議について

議 第 69 号 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について

議 第 70 号 岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合理約の一部を改正する規約について

認 第 1 号 平成16年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

認 第 2 号 平成16年度山県市水道事業会計決算の認定について

議 第 71 号 平成17年度山県市一般会計補正予算 (第 4 号)

議 第 72 号 平成17年度山県市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)

議 第 73 号 平成17年度山県市介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)

議 第 74 号 平成17年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)

議 第 75 号 平成17年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)

議 第 76 号 平成17年度山県市水道事業会計補正予算 (第 1 号)

議 第 78 号 市道路線の認定について

議 第 79 号 市道路線の変更について

議 第 80 号 市道路線の廃止について

日 程 第 2 委 員 長 報 告 に 対 す る 質 疑

承 第 3 号 平成17年度山県市一般会計補正予算 (第 3 号) の専決処分について

議 第 66 号 山県市火災予防条例の一部を改正する条例について

- 議第67号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約について
- 議第68号 岐阜地域広域市町村圏協議会を設ける市町数の減少等に関する協議について
- 議第69号 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について
- 議第70号 岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合理約の一部を改正する規約について
- 認第1号 平成16年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認第2号 平成16年度山県市水道事業会計決算の認定について
- 議第71号 平成17年度山県市一般会計補正予算（第4号）
- 議第72号 平成17年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第73号 平成17年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第74号 平成17年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第75号 平成17年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第76号 平成17年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第78号 市道路線の認定について
- 議第79号 市道路線の変更について
- 議第80号 市道路線の廃止について

日程第3 討 論

- 承第3号 平成17年度山県市一般会計補正予算（第3号）の専決処分について
- 議第66号 山県市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 議第67号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約について
- 議第68号 岐阜地域広域市町村圏協議会を設ける市町数の減少等に関する協議について
- 議第69号 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について
- 議第70号 岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合理約の一部を改正する規約について
- 認第1号 平成16年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

認第2号	平成16年度山県市水道事業会計決算の認定について
議第71号	平成17年度山県市一般会計補正予算（第4号）
議第72号	平成17年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議第73号	平成17年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）
議第74号	平成17年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
議第75号	平成17年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
議第76号	平成17年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）
議第78号	市道路線の認定について
議第79号	市道路線の変更について
議第80号	市道路線の廃止について
日程第4 採 決	
承第3号	平成17年度山県市一般会計補正予算（第3号）の専決処分について
議第66号	山県市火災予防条例の一部を改正する条例について
議第67号	岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約について
議第68号	岐阜地域広域市町村圏協議会を設ける市町数の減少等に関する協議について
議第69号	証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について
議第70号	岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合理約の一部を改正する規約について
認第1号	平成16年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
認第2号	平成16年度山県市水道事業会計決算の認定について
議第71号	平成17年度山県市一般会計補正予算（第4号）
議第72号	平成17年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議第73号	平成17年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）
議第74号	平成17年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
議第75号	平成17年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
議第76号	平成17年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）
議第78号	市道路線の認定について
議第79号	市道路線の変更について

- 議第80号 市道路線の廃止について
- 日程第5 発議第4号 地方議会制度の充実強化に関する意見書について
- 日程第6 質 疑
- 日程第7 討 論
- 日程第8 採 決
- 日程第9 発議第5号 道路特定財源制度の堅持に関する意見書について
- 日程第10 質 疑
- 日程第11 討 論
- 日程第12 採 決
- 日程第13 発議第6号 東海環状自動車道早期着工を求める意見書について
- 日程第14 質 疑
- 日程第15 討 論
- 日程第16 採 決
- 日程第17 発議第7号 米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、B S Eの万全な対策を求める意見書について
- 日程第18 質 疑
- 日程第19 討 論
- 日程第20 採 決
- 日程第21 議会運営委員会・特別委員会中間報告について
議会運営委員会
環境保全対策特別委員会
東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会
- 日程第22 質 疑
議会運営委員会・特別委員会中間報告について
- 日程第23 委員会閉会中の所管事務調査報告について
産業建設常任委員会
文教厚生常任委員会
- 日程第24 質 疑
委員会閉会中の所管事務調査報告について
- 日程第25 委員会閉会中の継続審査について
議会運営委員会
総務常任委員会

環境保全対策特別委員会

東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会

○ 本日の会議に付した事件

日程第 1 常任委員会委員長報告

- 承第 3 号 平成17年度山県市一般会計補正予算（第 3 号）の専決処分について
- 議第66号 山県市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 議第67号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約について
- 議第68号 岐阜地域広域市町村圏協議会を設ける市町数の減少等に関する協議について
- 議第69号 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について
- 議第70号 岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合理約の一部を改正する規約について
- 認第 1 号 平成16年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認第 2 号 平成16年度山県市水道事業会計決算の認定について
- 議第71号 平成17年度山県市一般会計補正予算（第 4 号）
- 議第72号 平成17年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 議第73号 平成17年度山県市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 議第74号 平成17年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議第75号 平成17年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議第76号 平成17年度山県市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 議第78号 市道路線の認定について
- 議第79号 市道路線の変更について
- 議第80号 市道路線の廃止について

日程第 2 委員長報告に対する質疑

- 承第 3 号 平成17年度山県市一般会計補正予算（第 3 号）の専決処分について
- 議第66号 山県市火災予防条例の一部を改正する条例について

- 議第67号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約について
- 議第68号 岐阜地域広域市町村圏協議会を設ける市町数の減少等に関する協議について
- 議第69号 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について
- 議第70号 岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合理約の一部を改正する規約について
- 認第1号 平成16年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認第2号 平成16年度山県市水道事業会計決算の認定について
- 議第71号 平成17年度山県市一般会計補正予算（第4号）
- 議第72号 平成17年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第73号 平成17年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第74号 平成17年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第75号 平成17年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第76号 平成17年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第78号 市道路線の認定について
- 議第79号 市道路線の変更について
- 議第80号 市道路線の廃止について

日程第3 討 論

- 承第3号 平成17年度山県市一般会計補正予算（第3号）の専決処分について
- 議第66号 山県市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 議第67号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約について
- 議第68号 岐阜地域広域市町村圏協議会を設ける市町数の減少等に関する協議について
- 議第69号 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について
- 議第70号 岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合理約の一部を改正する規約について
- 認第1号 平成16年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

認第2号	平成16年度山県市水道事業会計決算の認定について
議第71号	平成17年度山県市一般会計補正予算（第4号）
議第72号	平成17年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議第73号	平成17年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）
議第74号	平成17年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
議第75号	平成17年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
議第76号	平成17年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）
議第78号	市道路線の認定について
議第79号	市道路線の変更について
議第80号	市道路線の廃止について
日程第4 採 決	
承第3号	平成17年度山県市一般会計補正予算（第3号）の専決処分について
議第66号	山県市火災予防条例の一部を改正する条例について
議第67号	岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約について
議第68号	岐阜地域広域市町村圏協議会を設ける市町数の減少等に関する協議について
議第69号	証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について
議第70号	岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合理約の一部を改正する規約について
認第1号	平成16年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
認第2号	平成16年度山県市水道事業会計決算の認定について
議第71号	平成17年度山県市一般会計補正予算（第4号）
議第72号	平成17年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議第73号	平成17年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）
議第74号	平成17年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
議第75号	平成17年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
議第76号	平成17年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）
議第78号	市道路線の認定について
議第79号	市道路線の変更について

- 議第80号 市道路線の廃止について
- 日程第5 発議第4号 地方議会制度の充実強化に関する意見書について
- 日程第6 質 疑
- 日程第7 討 論
- 日程第8 採 決
- 日程第9 発議第5号 道路特定財源制度の堅持に関する意見書について
- 日程第10 質 疑
- 日程第11 討 論
- 日程第12 採 決
- 日程第13 発議第6号 東海環状自動車道早期着工を求める意見書について
- 日程第14 質 疑
- 日程第15 討 論
- 日程第16 採 決
- 日程第17 発議第7号 米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、B S Eの万全な対策を求める意見書について
- 日程第18 質 疑
- 日程第19 討 論
- 日程第20 採 決
- 日程第21 議会運営委員会・特別委員会中間報告について
議会運営委員会
環境保全対策特別委員会
東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会
- 日程第22 質 疑
議会運営委員会・特別委員会中間報告について
- 日程第23 委員会閉会中の所管事務調査報告について
産業建設常任委員会
文教厚生常任委員会
- 日程第24 質 疑
委員会閉会中の所管事務調査報告について
- 日程第25 委員会閉会中の継続審査について
議会運営委員会
総務常任委員会

環境保全対策特別委員会

東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会

○出席議員（ 21名）

1 番	吉 田 茂 広 君	2 番	尾 関 律 子 君
3 番	横 山 哲 夫 君	4 番	宮 田 軍 作 君
5 番	田 垣 隆 司 君	6 番	村 瀬 隆 彦 君
7 番	武 藤 孝 成 君	8 番	河 口 國 昭 君
9 番	影 山 春 男 君	10 番	後 藤 利 弘 君
11 番	谷 村 松 男 君	12 番	横 山 善 道 君
13 番	寺 町 知 正 君	14 番	渡 辺 政 勝 君
15 番	中 田 静 枝 君	16 番	藤 根 圓 六 君
17 番	村 橋 安 治 君	18 番	藤 垣 邦 成 君
19 番	小 森 英 明 君	20 番	村 瀬 伊 織 君
21 番	大 西 克 巳 君		

○欠席議員（ 1名）

22 番	久保田 均 君
------	---------

○説明のため出席した者の職氏名

市 長	平 野 元 君	助 役	嶋 井 勉 君
収入役職務代理者 会計課長	遠 山 治 彦 君	教 育 長	小 林 園 之 君
総務部長	垣ヶ原 正 仁 君	企画部長	舩 戸 時 夫 君
市民部長	長 屋 義 明 君	保健福祉 部 長	土 井 誠 司 君
産業経済 部 長	松 影 康 司 君	基盤整備 部 長	長 野 昌 秋 君
水道部長	梅 田 修 一 君	消 防 長	高 橋 信 夫 君
教育次長	室 戸 弘 全 君	総務部次長兼 企画部次長	和 田 真 吾 君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	林 宏 優	書 記	棚 橋 和 良
------	-------	-----	---------

午前10時00分開議

- 議長（小森英明君） ただいまの出席議員数は21名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 常任委員会委員長報告

- 議長（小森英明君） 日程第1、常任委員会委員長報告の件を議題とします。

本件について、常任委員会委員長の報告を求めます。

初めに、総務委員会委員長 村瀬伊織君。

- 総務常任委員会委員長（村瀬伊織君） 議長より御指名をいただきましたので、委員長報告を申し上げます。

本委員会は、9月13日午前10時より、付託されました案件等について委員会を開催し、審査をいたしました。出席者は、委員全員が出席、執行部側より所管する部長、課長の出席を求めました。

最初に、審査を付託されました所管に属する6案件について委員会に質疑を求め、その後、討論、採決を行いました。採決の結果、承第3号 平成17年度山県市一般会計補正予算（第3号）の専決処分について（総務関係）は原案どおり承認すべきと、議第66号 山県市火災予防条例の一部を改正する条例について、議第67号 岐阜県市町村退職手当組合理約の一部を改正する規約について、議第68号 岐阜地域広域市町村圏議会を設ける市町数の減少等に関する協議について、議第71号 平成17年度山県市一般会計補正予算（第4号）（総務関係）の4議案は原案どおり可決すべきと、認第1号 平成16年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について（総務関係）は原案どおり認定すべきと決定をいたしました。

続いて、地方議会制度の充実強化に関する意見書については、前回の委員会から継続審査となり、論点について精査した結果、意見書を提出することにいたしました。

続いて、閉会中の継続調査において、委員の派遣について審議をいたしました。研修日程や場所、目的について説明後、委員会として所管の事務調査が必要であることから委員会を派遣することに決定をいたしましたので、本議会に閉会中の継続審査について申し出をいたします。

以上、総務委員会からの審査及び調査報告とさせていただきます。

- 議長（小森英明君） 御苦労さまでした。

続きまして、産業建設委員長 藤垣邦成君。

- 産業建設常任委員会委員長（藤垣邦成君） 産業建設委員会より委員長報告を申し上げます。

本委員会は、9月14日、委員全員の出席のもと開催をいたしました。執行者側からは、所管する部長、課長の出席を求めました。

審査を付託されました認第1号 平成16年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について（産業建設関係）、認第2号 平成16年度山県市水道事業会計決算の認定について、議第71号 平成17年度山県市一般会計補正予算（第4号）（産業建設関係）、議第74号 平成17年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、議第75号 平成17年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議第76号 平成17年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）、議第78号 市道路線の認定について、議第79号 市道路線の変更について、議第80号 市道路線の廃止について審査をいたしました。いずれの案件も原案どおり認定及び可決すべきと全会一致をもって決定をいたしましたので、報告といたします。

以上。

- 議長（小森英明君） 御苦労さまでした。

続きまして、文教厚生委員長 横山善道君。

- 文教厚生常任委員会委員長（横山善道君） 文教厚生委員会の委員長報告をいたします。

本委員会は、9月15日午前10時より、委員全員の出席のもと委員会を開催いたしました。執行者側からは、所管する部長、課長の出席を求めました。

最初に、審査を付託されました承第3号 平成17年度山県市一般会計補正予算（第3号）の専決処分について（文教厚生関係）、議第69号 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について、議第70号 岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合規約の一部を改正する規約について、承第1号 平成16年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について（文教厚生関係）、議第71号 平成17年度山県市一般会計補正予算（第4号）（文教厚生関係）について、議第72号 平成17年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、議第73号 平成17年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）についての7議案を一括議題とし、委員に質疑を求め、公共施設のアスベスト調査、遺族会の補助金、社会体育施設の利用者の割合などについての質疑応答の後、討論、採決の結果、各案件につき原案のとおり承認及び可決、認定すべきと決定しました。

続いて、米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める意見書について調査をいたしました結果、全会一致で意見書を提出することにいたしました。

以上、文教厚生委員会の審査及び調査報告とさせていただきます。

- 議長（小森英明君） 御苦労さまでした。

各常任委員会委員長報告が終わりました。

日程第2 委員長報告に対する質疑

- 議長（小森英明君） 日程第2、委員長報告に対する質疑。

ただいまから、各常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

中田静枝君。

- 15番（中田静枝君） 自分の常任委員会で恐縮なのでございますけれども、ただいま最後に御報告がありました文教厚生常任委員会の報告のうち、議員発議以外の付託案件についての採決の内容、BSEの意見書については全会一致だというふうに御報告がありましたけど、それ以外の案件についての採決の内容について御報告がなかったと思いますのでお尋ねをします。

- 議長（小森英明君） 横山善道君。

- 文教厚生常任委員会委員長（横山善道君） ただいまの中田さんの質問にお答えします。報告しましたとおり承認及び可決、認定すべきと決定しましたということでございますけど、内容につきましては、反対の意見がありましたので起立を求め、起立多数ということで決定をいたしました。以上でございます。

- 議長（小森英明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小森英明君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、質疑を終結いたします。
-

日程第3 討論

- 議長（小森英明君） 日程第3、討論。

ただいまから、承第3号から議第80号までの17議案に対する討論を行います。

討論の発言通告はありませんでした。

寺町知正君。

- 13番（寺町知正君） 私、承第3号、資料の3について反対の立場で討論いたします。通告しなかったと、今、議長のことですけど、私もこの議案についてこの議場でも質疑し市長の答弁もいただきましたし、それ以外にも執行者や部長とも随分話し合って、

本も読んで勉強しましたが、最終的にきょうまで結論が定まらなかったので通告しました。今、これから反対討論を行います。

それは、まず、骨子としては、今回の国の総選挙費用、国から出るという前提ですけれども、自治体職員の通常勤務時間の給与が出ていないということは明らかに法律違反であるということで、議員の議場での議案採決としては反対せざるを得ないという結論です。ただ、これを山県市の職員の人件・給与費の損害と見れるかどうかが明確ではないところがあります。そこでちょっと迷いがありました。

資料の専決の予算書を見ますと5ページから一部6ページについてもろもろ明細が説明されています。この中に、議場で総務部長はおよそ100万円ぐらい、非常に漠然とした数字ですけど、100万円程度の山県市の職員が平常の昼の勤務時間中に国政選挙のために費やした人件費が計算されてくると。しかし、それは出ていないのではないかという私の質問には、入ってくるところは見当たらないということでした。私は市長にはその分を国に請求するべきではないかと尋ねたところ、市長は請求しないという答えがありました。ということで、補てんされない限り損害が続くと私は基本的には判断しています。

それで、他の自治体の議員たちとも話し合ったりしましたが、山県は、市の言い分では、国から来る総額の中でやりくりしていくと最終的には黒字状態であるから全体で見ればいいんじゃないかという考えのようですが、実際に他の自治体では、うちは明らかに赤字なので本当は国に請求したいというところもあるようです。ですが今までの慣例として請求していないという自治体も実際にあると聞きました。ということはやはり、この国政選挙の費用を国が市町村、県にも払うという法律上の定めがあるにもかかわらず払っていない、それはもう違法だということは明確なんですね。ですけれども、流れの中で、過去の流れの中でこれが見過ごされてきたというふうに理解いたしました。しかも、この5年来、地方分権というものが法律で明確になりまして、従来の、国が言うことは、まあ、いいんじゃない、全体で見ればいいんじゃないという考えはもう通用しない時代だということははっきりしています。そこで、私は、この議会でこのことを知りましたので、一応ここで制度は間違いであるということを明確にするためにこの議案には反対いたします。

それから、山県市にとって損害があるかどうか、これは住民監査請求とか住民訴訟で裁判所が判断するというふうに考えざるを得ないでしょうが、先ほど例示しましたように山県は最終的にトータルで見ると損ではないという考え、他の自治体では実際に全体を見ても損だという自治体もあるという状況の中では、やはり各自治体が国にきちっとした基準を設けて適用してくれと言うしかない。特にこれが職員の給与費ですから、他

の物品ならやりくりもあっていいと思うんですが、自治体の職員、公務員の給与というのは、給与条例主義といって、国家公務員もそうです、きちっと法令に従って手当てされなければならない、それを越えてはならないということは明確な部分ですので、そういった意味で、この選挙費用の専決内容、これについては私は反対ということで討論いたします。

なお、当然、今回の決算に出ている16年度の決算の中でも、参議院選挙ですか、ありました。それからこれについても同じことは言えるはずですし、実際そうです。ですが、昨年当時、私もこういう視点はなかったし、当然執行者の人もそういう視点もなかったということで、決算上の認定という制度ですから、16年度決算については全体としては承認するというので、そちらは反対討論はいたしません。

以上です。

- 議長（小森英明君） ほかに反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小森英明君） 次に、賛成討論を行います。どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小森英明君） 討論はないものと認めます。

中田静枝君。

- 15番（中田静枝君） 私は、平成16年度の一般会計歳入歳出決算及び国保特別会計の決算、介護保険また簡易水道の事業の決算、農業集落排水の決算、地域情報化事業の特別会計の決算及び水道会計の決算の認定に反対討論を行います。

〔発言する者あり〕

- 議長（小森英明君） 討論でございます。

〔発言する者あり〕

- 議長（小森英明君） 今、反対討論を行っておりますので、お願いします。

- 15番（中田静枝君） 一般会計の16年度の決算の問題ですけれども、広大な面積を持つ市北部の支所に職員が6名ということで、初年度に続きさらに大幅に削減をされました。北部地域の住民は将来に見通しが持てず、不安は募るばかりであります。同じ合併で支所になった隣の旧根尾村の役場では、支所として現在も25名が配置をされているというふうに伺っております。職員を増やし、総合的な職員配置で北部地域住民の不安を解消し、福祉向上を図る必要があります。

財政のモラルハザードとも言えるような合併振興基金の積み立て、本当に問題であります。また、町村合併絡みの高富中学校全面改築の事業、住民基本台帳ネットワークシ

システムの事業、公共施設使用に消費税の上乗せ、効率化による保健福祉施策の切り捨ての後退など、認めることはできません。膨大な借金を積み上げて、必要性また優先性という問題で非常に疑問のある事業に膨大な税金をつぎ込む反面、市民の生活に密着した行政サービスへの負担は受益者負担とひとくくりにして、税の二重取りをやめようとしておりません。子育て支援策としての各種施策への負担も同様であります。きめ細かい施策により生活しやすい山県市として、またそうすることによって愛される山県市政へと転換が行われる必要があるというふうに思います。

国民健康保険特別会計につきましては、国保税の税率の引き上げは行われなかったものの国保基金は5億7,000万円余りになっております。当年度の資格書発行が57人、短期証の発行が114人、こうした発行というのは、決算書の滞納額に具体的になっているように、市民の生活の厳しさをあらわしているものであります。国保につきましては、税の引き下げと減免制度の整備、そして保険証は無条件の発行を行うべきで、そうしたことによって市の市民への健康福祉を守る責任を果たすべきであるというふうに考えます。

同じように、介護保険の特別会計、また、簡水、農業集落、地域情報化事業の各特別会計につきましても同じように住民にきめ細かい温かい施策が必要だということ、税金の二重取りとしての分担金、また、事業を急ぎ過ぎての地域情報化事業の問題など、認めることはできません。水道事業の会計につきましても、消費税についての、生活の命の水に消費税をずっと課しているわけでありますけれども、これもほんとに地域住民に一番身近な市政として再検討を強く求め、以上、反対討論といたします。

○議長（小森英明君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小森英明君） 討論はないものと認めます。

これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第4 採決

○議長（小森英明君） 日程第4、採決。

ただいまから、承第3号から議第80号までの採決を行います。

最初に、承第3号 平成17年度山県市一般会計補正予算（第3号）の専決処分について。

お諮りします。本案に対する委員長報告は承認であります。本案を原案のとおり承認することに異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小森英明君） 異議なしと認めます。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小森英明君） 異議がありますので、本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（小森英明君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり承認されました。

議第66号 山県市火災予防条例の一部を改正する条例について。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第67号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約について。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第68号 岐阜地域広域市町村圏協議会を設ける市町数の減少等に関する協議について。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第69号 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第70号 岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合理約の一部を改正する規約について。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可

決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

認第1号 平成16年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案を原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小森英明君） 異議がありますので、本案を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（小森英明君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。

認第2号 平成16年度山県市水道事業会計決算の認定について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案を原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小森英明君） 異議がありますので、本案を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（小森英明君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。

議第71号 平成17年度山県市一般会計補正予算（第4号）。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第72号 平成17年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第73号 平成17年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第74号 平成17年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第75号 平成17年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第76号 平成17年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第78号 市道路線の認定について。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第79号 市道路線の変更について。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第80号 市道路線の廃止について。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第5 発議第4号 地方議会制度の充実強化に関する意見書について

- 議長（小森英明君） 日程第5、発議第4号 地方議会制度の充実強化に関する意見書について議題といたします。

事務局、朗読を願います。

（事務局朗読）

- 議長（小森英明君） 提案者であります村瀬伊織君に提案説明を求めます。
- 20番（村瀬伊織君） 議長よりお許しをいただきましたので、地方議会制度充実強化に関する意見書の提案理由の説明をいたします。

平成5年、衆参両議院における地方分権推進決議以降、地方分権一括法の施行や市町村合併に伴う地方自治に係る地勢図の変化など、地方議会を取り巻く環境は近時大きく変化をしている。また、今日、三位一体改革などが進められる中で税財政面での自己決定権が強まれば、それに伴い議会の執行機関に対する監視機能を強化し、自ら住民のための政策を発信していかなければならないのは必然であります。

このような中、二元代表制の下での地方議会の役割は一層その重要性を増していることから、住民自治の代表機関である議会の機能のさらなる充実とその活性化を図ることが強く求められている一方、各議会においては自らの議会改革等を積極的に行っているところであるが、これらの環境に対応した、議会の機能を十分発揮するためには解決すべきさまざまな制度的な課題がある。こうした課題は、現行の地方自治法が制定後60年経過し、議会と首長との関係等にかかわる状況が変化しているにもかかわらずほとんど見直されておらず、議会に係る制度が実態にそぐわなくなっていることから、議会制度全般にわたる見直しが急務である。21世紀における地方自治制度を考えると住民自治の合議体である議会が自主性、自律性を発揮して初めて地方自治の本旨が実現するものであり、時代の趨勢に対応した議会改革なくして地方分権改革は完成しないと考えております。

よって、国におかれては、現在、第28次地方制度調査会において、議会のあり方を審議項目として取り上げ、活発な審議が行われているところであるが、地方議会制度の規制緩和、弾力化はもとより、議長に議会招集権を付与すること、委員会にも議案提出権を認めること、第3、議会に附属機関の設置を可能とすることなど、地方議会の権能強化及びその活性化のため抜本的な制度改正が図られるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年 9 月26日

岐阜県山県市議会

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣殿。

以上であります。十分な御審議を賜り決定をいただきますよう、よろしくお願いをいたします。

- 議長（小森英明君） 御苦労さまでした。提案者の説明が終わりました。

日程第 6 質疑

- 議長（小森英明君） 日程第 6、質疑。

ただいまから、発議第 4 号 地方議会制度の充実強化に関する意見書についての質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小森英明君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、発議第 4 号 地方議会制度の充実強化に関する意見書についての質疑を終結いたします。

日程第 7 討論

- 議長（小森英明君） 日程第 7、討論。

ただいまから、発議第 4 号 地方議会制度の充実強化に関する意見書についての討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小森英明君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小森英明君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第 8 採決

- 議長（小森英明君） 日程第 8、採決。

ただいまから採決を行います。

発議第 4 号 地方議会制度の充実強化に関する意見書について、本案を原案のとおり

可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第9 発議第5号 道路特定財源制度の堅持に関する意見書について

- 議長（小森英明君） 日程第9、発議第5号 道路特定財源制度の堅持に関する意見書について議題といたします。

事務局、朗読願います。

（事務局朗読）

- 議長（小森英明君） 提案者であります藤垣邦成君に提案説明を求めます。

藤垣邦成君。

- 18番（藤垣邦成君） 提案の説明を申し上げたいと思いますが、まず、産業建設委員会に御協議を諮りましたところ、全会の一致が得られず一部御賛同、御賛成をいただけなかったということでもまことに残念でございますが、5名の賛成者を賜りましたので提出することにいたしました。

お手元の意見書の文面をよく御精読いただいておりますけれども、特にこの意見書、県下市町村議会の道路整備促進期成同盟会というものがございまして、岐阜県の連合協議会の会長であります可児市長の山田豊氏から道路特定財源制度を堅持する意見書の議決を求めるということで山県市の議長あてに御案内がございました。市町村内の道路整備あるいは広域的道路網の整備を推進し、自治体の産業振興、地域の活性化を目指したものであります。

山県市におきましても、東海環状自動車道の西回りの建設計画があり、この道路は市周辺の東海北陸自動車道を初め各高速道路へのアクセス道路であり、市民からは早期の完成が望まれているところでございます。また、東海環状自動車道が整備されることにより、生活道路となっている国道256、国道418並びに主要地方道、一般県道の整備にも拍車がかかるものと信じるわけでございまして、この意見書は市民生活に密着する道路整備の財源の確保を強い決意で意見書としていたしたものでございます。どうぞひとつ御慎重に御判断をいただきまして適切な御決定を賜りたいと。

特に、山県市、合併して3年になりますか、特に交通網として鉄道を持たない我が市としてはほんとに車に対する生活の依存度が非常に高いわけでございまして、こういった意味からも積極的にこういった意見書を御採択いただきまして国に提出したいと思っておりますので、御賛同のほどをよろしくお願い申し上げまして説明といたします。

以上です。

- 議長（小森英明君） 御苦労さまでした。提案者の説明が終わりました。

日程第10 質疑

- 議長（小森英明君） 日程第10、質疑。

ただいまから、発議第5号 道路特定財源制度の堅持に関する意見書についての質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

寺町知正君。

- 13番（寺町知正君） それでは、提案者に質問いたしますけれども、この文面を見ますと5行目から6、7行目に東海北陸自動車道及び東海環状自動車道の高規格路線道路を基軸としてというふうにあり、さらに道路ネットワークの整備が重要な課題という基本認識が示されていますけど、これに対して、政府だとかいろんな報道機関がこの数年発表している国民の道路に対する希望、これは高速道路等よりも身近な生活道路にあるということが、はっきりしたデータが出ているわけですね。そういう意味では、市民も含めてですけれども国民の願いとはずれた立脚点である。そういうところから出る意見書というのはいかがなものかというふうに考えますが、提案者はそのあたりをいかが説明されますか。

- 議長（小森英明君） 藤垣邦成君。

- 18番（藤垣邦成君） 寺町議員さん、質問の議員さん、産業建設委員の委員さんでございまして、そのことも御協議いただくと前に御発言をいただいておりますけれども、それぞれの文言よりもこの意見書そのものには賛成の御意向であろうと、こういうふうに私は認識いたしております。したがって、この道路特定財源を特に求めるという意見を出すということは、国においてこの道路の特定財源を一般財源化の議論がなされていると、こういったことを地方としては非常に危惧するわけでございまして、まだまだ未整備の地方の切り捨てにつながるような一般財源化は何か何でも避けていただきたい、こういう強い決意が込められておりますのでどうぞよろしく御理解のほどをお願いいたします。

- 議長（小森英明君） 寺町知正君。

- 13番（寺町知正君） お尋ねしたことに答えていただきたいわけですね、質問したわけですから。

- 議長（小森英明君） 藤垣邦成君。

○ 18番（藤垣邦成君） 質問の趣旨がよくわかりませんが、私が申し上げているのは、先ほども申しましたように、本市において地理的な条件ということを含めてこういった道路が必要だということを申し上げているわけでございます。それぞれの、一々一本一本の木を見るより、議員でしたら全体の森を見るように、ひとつ今後も心がけていただきたい。

○ 議長（小森英明君） 寺町知正君。

○ 13番（寺町知正君） いろいろな調査で高速道路等よりも身近な道路の整備をまず急いでほしいというデータが出ているということについて、そういう前提にこの意見書の立場はおかしいのではないかというのが私の当初の質問なんですが、答えていただけませんか。

それから、もう一点ですが、最初の人に私がどうも文言のところにこだわっていて全体は賛成ではないかというようなニュアンスのことをされましたが、私は一切そんなことは触れておりませんので。そもそも、こういう立場です意見書は結果として間違った意見書であろうということを考えているわけです。もちろんそれは、こういう観点からこうであるということが筋道が立っていれば私も納得すれば賛成しますが、委員会でもここでも全くこの部分の説明がないし、あるいは修正もされていない。修正されればもちろん賛成したかもしれませんがということを含めておきます。

○ 議長（小森英明君） 藤垣邦成君。

○ 18番（藤垣邦成君） 21世紀の今日は、いわゆる高規格道路、高速道路、幹線道路というものがまさに生活道路でございます。どうぞその辺を御理解いただきたいと思います。

○ 議長（小森英明君） ほかに質疑はありませんか。

中田静枝君。

○ 15番（中田静枝君） 提案者に質問いたします。この意見書の文面で今も問題になっておりましたけども、一般国道、県道とのいうふうなことで載っておりますが、山県市内におきましては、一般国道とか県道についての、それこそ生活にほんとに大事な道路としてもう随分前から計画がされている国道256号線のバイパス、また関・本巣線のバイパス、この工事が、関・本巣線については着工がようやくされてもうじき完成というところに来ておりますけども、256号線の延長についてはまだ見通しが立っていないというような状況で、市民の生活に最も求められてきたその計画がそのように遅々として進まなかったことについて提案者の方はどのような感想をお持ちでしょうか。

○ 議長（小森英明君） 藤垣邦成君。

○ 18 番（藤垣邦成君） 私は国交省の整備局の人間でもございませんし、大臣でもございませんので、そのようなお答えはできません。

○ 議長（小森英明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（小森英明君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、発議第 5 号 道路特定財源制度の堅持に関する意見書についての質疑を終結いたします。

日程第11 討論

○ 議長（小森英明君） 日程第11、討論。

ただいまから、発議第 5 号 道路特定財源制度の堅持に関する意見書についての討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

寺町知正君。

○ 13 番（寺町知正君） 反対の立場で討論いたします。

先ほど質疑でも触れましたけれども、委員会の方でも議論をされました。そういった中で、東海北陸自動車道及び東海環状自動車道の高規格幹線道路等、こういったものを基軸としてのネットワークという立場での意見書、これは、国民や市民の願いというのがまず身近な生活道路を整備してほしいと、それは高速道路等にまさっているというアンケート結果などがある、それに対してどう考えるかということについて、最終的に提案者は21世紀は高規格道路が生活道路だというまさにすりかえの詭弁の論理を答弁としている。全く納得できるものではないし、それからこの意見書自体がそういう観点であるということも明確になりました。ということは、私はもう到底賛成できない。もちろん、これは、道路整備が必要だという認識は私は持っておりますので、しかるべき立場の論点から論理を積み立てて、組み立てて、国に継承する、それが筋道があれば賛成することもやぶさかではありませんけど、この内容あるいは提案者の答弁では全く逆であると言うしかないということで反対いたします。

○ 議長（小森英明君） ほかに反対討論はありませんか。

中田静枝君。

〔発言する者あり〕

○ 議長（小森英明君） 賛成討論はありませんか。

吉田茂広君。

○ 1 番（吉田茂広君） ただいまの道路特定財源制度の堅持に関する意見書につきまして

賛成の立場で討論をさせていただきます。

そもそも道路特定財源というものには、国税、地方税、さまざまなものがございますけれども、それぞれがこの国の道路整備に非常に役に立っています。それは衆目の一致するところでありまして、皆さんもお認めのことと思います。この意見書の中にありますとおり、本市の近々の課題は、やはり東海北陸自動車道また東海環状自動車道の高規格幹線道路を基軸としてその道路整備網を整備するということが、これから21世紀の山県市づくりに向けて一番大事な課題だというふうに私は思っております。

また、生活道路の整備というような観点から反対の討論をされましたが、そもそも山県市で生活道路を整備してほしいというようなお話は、私は残念ながら多くの方から聞いたことはございません。いろいろお話を伺う限り、とにかく東海環状を早く整備してくれ、そういうお話が、また国道256号、国道418号を早期に整備してくれという声が、私は一番多く聞いております。

したがって、そういった立場から、この意見書を提出するということに関しまして賛成をいたします。

以上です。

○議長（小森英明君） 反対討論はありませんか。

中田静枝君。

○15番（中田静枝君） 道路特定財源制度の堅持に関する意見書、本意見書につきましてですけれども、道路特定財源というのは1年間に6兆円にも及ばんとする巨大な財源であります。特定財源制度はやめて一般財源化をし、道路のみに偏らない他の交通方法も含めての総合的な交通体系として整備をし直し、そのための特別会計を設けて道路問題の解決を図るべきだと私は考えます。

自動車道路は交通事故や大気汚染など各種の社会問題を生み出しており、一般財源化により国民福祉の向上に有効活用することも可能となります。山県市において生活道路としても重要な都市計画道路や国道整備が遅れていること、これも、特定財源制度の堅持による高速道路、高規格道路建設の優先ということで地方の生活道路が後回しになるという特定財源制度の影響が大きいと考えられます。実際に256号のバイパスが途中でとまっているという状況につきましては、行政関係者から県の方でお金がないということでは言われているんだというようなことも私は直接伺っておりますけれども、そのように制度の堅持というのは問題の根本的な解決にならず、問題を長引かせることにつながるようになります。

よって、この意見書案に、反対討論といたします。

- 議長（小森英明君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小森英明君） 討論はないものと認めます。これもちまして、討論を終結いたします。

日程第12 採決

- 議長（小森英明君） 日程第12、採決。

ただいまから採決を行います。

発議第5号 道路特定財源制度の堅持に関する意見書について、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小森英明君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（小森英明君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 発議第6号 東海環状自動車道早期着工を求める意見書について

- 議長（小森英明君） 日程第13、発議第6号 東海環状自動車道早期着工を求める意見書について議題といたします。

事務局、朗読願います。

（事務局朗読）

- 議長（小森英明君） 提案者であります藤垣邦成君に提案説明を求めます。

藤垣邦成君。

- 18番（藤垣邦成君） 提案理由の説明を申し上げます。

東海環状自動車道は愛知、岐阜、三重の3県を結ぶ高規格道路で、東名、名神高速道路、第2東名、第2名神高速道路、中央自動車道、東名阪自動車道及び東海北陸自動車道の各高速道路と一体となって有機的な高速道路ネットワークを図る上で極めて重要な役割を果たすものでございます。

本路線の東回りルートについては、豊田東JCTから美濃関JCT間、約73キロが平成17年3月開通により、沿線一般道路の交通の円滑化と周辺施設へのアクセスにより身近なものとなり、その利便性が飛躍的に向上したところでございます。しかし、引き続

き建設が計画されている西回りルートの西関インターチェンジ以西は一部区間の用地買収が進められている状況であり、全線供用による環状道路の効果を発揮するためにも早期の事業促進が待たれているところでございます。

特に本市にとっては、東海環状自動車道に予定されているインターチェンジの開通はまさに高速自動車交通の幕あけというべきものであり、山県市の玄関口として役割を担うものとして市民の期待は非常に大きいものであります。よって、本市の活力の発展と市民の東海環状自動車道の利用による生活環境及び産業施策の向上を図るため、さきの事項について強く要望いたすところでございます。

１．東海環状自動車道の効果を最大限活用できるよう、山県市を含めた未整備区間を早期着工すること。東海環状自動車道の建設促進と早期完成を図るため事業費を増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するつもりでございます。

以上でございます。

- 議長（小森英明君） 御苦労さまでした。提案者の説明が終わりました。

日程第14 質疑

- 議長（小森英明君） 日程第14、質疑。

ただいまから、発議第6号 東海環状自動車道早期着工を求める意見書についての質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

寺町知正君。

- 13番（寺町知正君） 提案者に2点質問しますが、まず1つ目は、提案者は、この山県市議会に、現在、東海環状とか道路に関しての特別委員会が設置されているかどうか承知していますか。設置されているなら、その名称を教えてください。

それから、これは先ほどの特定財源と同じで、常任委員会の方でも相談された件ですが、その質疑、審査、採決の過程で討論は行いましたか。議会のルールでは、質疑は構成委員の承認があるときは省略してもいい、しかし討論、採決は省略できないというのが大原則ですが、委員会では討論は行ったのでしょうか。

- 議長（小森英明君） 藤垣邦成君。

- 18番（藤垣邦成君） ちょっとなめられた質問をされたように思うんだけど。名称が、特別委員会ではきちっとした名称が僕に言えるかどうかというような質問、失礼な質問やないかね。質問ですから一応申し上げますけど。東海環状及び幹線道路整備促進特別

委員会というものがございます。よろしいですか。

委員会で討論を省略したのは、委員会でこの意見書を委員の皆さんにいわゆる賛成していただく、御賛同いただく、委員の皆さんに御協議をいたしました。したがって、御協議の結果、こうやって議題とさせていただいたわけで、議題とさせていただいた議題は質疑、討論は必要でしょうが、議題となる生まれる前の協議の前の問題ですので、協議中のことで質疑、討論はないものと思います。

以上です。

○議長（小森英明君） 寺町知正君。

○13番（寺町知正君） まず、後ろの方の討論に関してですけど、それがこの春まで山県市の議会議長をされた人の答えかと思いますよ。もう信じられない。議会の根本ルールをそんなふうにごまかすなんて信じられません。

それから、もう一点ですが、特別委員会、私は別にあなたを試したわけじゃない。この市議会に、東海環状と名を打った委員会、道路の委員会があるかどうかを答えてほしかったわけですけどね。その理由をこれから質問を兼ねて言いますが、地方自治法の110条3項には、特別委員会は議会の議決によって付議された事件について審査すると定めてあります。さらに、付議された特定の事件というふうになっています。ですから、先ほど答えられた東海環状及び幹線道路、市内の関係のこと、これが特別委員会に与えられた所管事項であると、これ、明確ですね。

それから、他方、地方自治法の109条では常任委員会が定められています。常任委員会、あなたの委員会、私も所属していますが、ここは産業建設ですか、この所管事項については、山県市の委員会条例6条で、特別委員会は……。ごめんなさい。まず、常任委員会の所管事項、すべて定めてあります。一般的に建設関係は入っています。続いて、委員会条例の6条に、特別委員会は必要があるときは議会の議決で置くというふうになっております。それに従って先ほどの特別委員会が設置されているわけです。ということは、山県市の場合に、今の特別委員会がなければ常任委員会が広く道路関係を所管する。それはいいでしょう。だけど、山県市は、東海環状の委員会を設置しているわけですね、明確に。法律、市の条例、これに基づいて行っているのに、なぜあなたが委員長を務める委員会でこういう意見書を相談し、ここで提案者をその委員で並べるのか、明らかに法令で定めた所管事務を逸脱する違法な行為だとあなたは考えませんか。

○議長（小森英明君） 藤垣邦成君。

○18番（藤垣邦成君） 法律論で来られちゃかなわんけども、全く質問の意味がわかりません。私は、このとおり、書いてあるとおり、私が発案し提出をさせていただいて、

この5名の方の御賛同、賛成者を得たわけですから、発議として正当なものであり、どのような議員、山県市の市議会の議員であれば、どなたが発案者、発議者になっても結構であります。全く議会からも委員会からも付託された案件ではございませんので、問題の趣旨等全く違います。

○議長（小森英明君） 寺町知正君。

○13番（寺町知正君） あなたは、先ほどの特定財源のことですけども、それでも常任委員会とってそこで説明されたんですよ。議会の委員会の記録を見てごらんない。休憩中の話じゃないんですよ。それを、委員会でやっていないから関係ないと、そんな詭弁が通るわけじゃないですよ。私は、ほんとに、提案者の法律に対する考え方、これはもう全く信じられません。この議場でそんなことが通っていいのかどうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○13番（寺町知正君） 私の発言が終わってからでいいですね、質問中ですから。

○議長（小森英明君） はい、どうぞ。

○13番（寺町知正君） 最後に聞きますけど、提案者として、山県市の市会議員として、あなたは、自治法や委員会条例、これに定めてあるそれぞれの委員会、特別委員会の所管事務、この線引きについて越権行為であると、そういうふうに考えないかということ、もう一点、討論を省いていいとあなたは考えているのかどうか。お答えください。

○議長（小森英明君） 藤垣邦成君。

○18番（藤垣邦成君） 委員会が始まりますときには必ずレジュメというものが事務局から出ておりますが、本委員会、産業建設委員会に付託されました案件についてはきっちと質疑、討論を行います。

本意見書については協議事項でございます。議題ではございません。地方自治法に照らし合わせても、会議規則に照らし合わせても、何ら間違ったことはいたしておりません。

○議長（小森英明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小森英明君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、発議第6号 東海環状自動車道早期着工を求める意見書についての質疑を終結いたします。

日程第15 討論

○議長（小森英明君） 日程第15、討論。

ただいまから、発議第6号 東海環状自動車道早期着工を求める意見書についての討

論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

寺町知正君。

- 13番（寺町知正君） ただいま質疑でも述べましたけれども、提案者の考え方によりますと、中身の前に、地方自治法上あるいは市の条例上、定められている所管事務を越えている指摘に対して、全くその観点を持たないということが明確な答弁でありました。

そういった立場から出ている意見書であるということ、それから、委員会の審議の経過の中でも、協議事項であるから議会ルールをとらなくてもいいんだという。全く信じられない。私は、そういった意味で、この意見書の中身、そこの審査に入る前に、形式論として全くこの議会の議場に出すべきものではないという立場で、これについての反対をいたします。

- 議長（小森英明君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小森英明君） 反対討論はありませんか。

中田静枝君。

- 15番（中田静枝君） 東海環状自動車道早期着工を求める意見書案についてですけれども、仮称高富インターチェンジの予定地の周辺の住民の多くの方たちが、この道路建設に関して、軟弱な基盤による被害や、また排気ガスによる公害などの不安からルート変更を求められております。この問題が現在解決されていない中で国会や政府関係大臣に意見書を出すことには非常に無理があると私は考えます。地域住民の不安解消の方を優先すべきであり、この意見書発議に賛成することはできません。

- 議長（小森英明君） 次に、賛成討論ありませんか。

村瀬伊織君。

- 20番（村瀬伊織君） 私はこの東海環状自動車の促進についての賛成の立場から討論いたします。

昨今、8月28日ですか、東深瀬の東海環状の推進の委員会の中で、総会の中でも、もうとにかく早く促進をしてくれというような決議を出され、今後まだまだ県なり、あるいは国の方へ、うちの地域の方、東の深瀬地域でも地権者及び一般の方からも早期着工してほしいというような決議をされましたので、そういう立場からでも、ほんとにこの東海環状はやはり山県市のまちづくりにおいては絶対に必要な道路でありますので、今後こういうことは積極的に促進を進めていかなければならないと思いますので、賛成の討論といたします。

- 議長（小森英明君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小森英明君） 討論はないものと認めます。これもちまして、討論を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時05分休憩

午前11時05分再開

- 議長（小森英明君） 休憩前に引き続きまして再開いたします。

日程第16 採決

- 議長（小森英明君） 日程第16、採決。

ただいまから採決を行います。

発議第6号 東海環状自動車道早期着工を求める意見書について、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小森英明君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（小森英明君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。11時30分までです。

午前11時05分休憩

午前11時30分再開

- 議長（小森英明君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第17 発議第7号 米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める意見書について

- 議長（小森英明君） 日程第17、発議第7号 米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める意見書についてを議題といたします。

事務局、朗読願います。

(事務局朗読)

- 議長(小森英明君) 提案者であります横山善道君に提案説明を求めます。

横山善道君。

- 12番(横山善道君) では、提案説明を、意見書の朗読をもって説明としたいと思います。

米国産牛肉の拙速な輸入再開に対し、BSEの万全な対策を求める意見書。

BSE、牛海綿状脳症は、その発生原因も科学的に十分解明されておらず、国内でも変異型クロイツフェルト・ヤコブ病を原因とする死者が発生するなど、依然としてBSEに対する国民の不安が続いている。国内でBSE感染牛が確認されて以来、政府は諸対策を講じて牛肉に対する信頼回復に努めてきました。また、2003年に米国でBSEの発生が確認されてからは、米国産の牛肉及び牛肉加工品の輸入を禁止している。

しかし、政府は、20カ月齢以下の牛を全頭検査の対象から除外する新基準を適用し、さらに、今、米国産牛肉等の輸入再開に向けた動きを進めている。米国産の牛肉等に対するBSE対策については、1、米国では屠畜される牛でBSE検査を行っているのは全体の1%にすぎないこと、2、生産、流通、履歴をたどるトレーサビリティ制度が整っていないため、月齢判定が正確にできず、現在検討されている目視による骨格や肉質の状況での月齢判定は誤差を生じさせること、3、特定危険部位の除去では、日本は既に月齢の牛の脳などの危険部位を除去し焼却処分を行っているのに対し、米国産は30カ月齢以下の牛に限られていること、4、米国では除去された特定危険部位は処分されず、肉骨粉の原料とされ、豚や鶏の飼料として流通している、このため、飼料の製造段階での混入、交差汚染や使用時に誤って牛に与える危険性があることなどの問題点がある。

私たちは、米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対するとともに、引き続きBSE問題への万全な対策を求める。

1. 米国産牛肉等に対するBSE対策については、検査体制や特定危険部位の除去、飼料規制、生産流通履歴が不明確など、日本に比べて不十分な対策であることから、拙速な輸入再開を行わないこと。

2. 国内において特定危険部位の除去に関する監視体制の構築、牛を屠畜する際のピッシングの廃止、飼料対策を含めた対策強化を行うとともに、検査感度を改良する技術開発を一層進めること。

3. 各自治体で行う全頭検査に対して、財政措置を継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

- 議長（小森英明君） 御苦労さまでした。提案者の説明が終わりました。
-

日程第18 質疑

- 議長（小森英明君） 日程第18、質疑。

ただいまから、発議第7号 米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める意見書についての質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

〔発言する者あり〕

- 議長（小森英明君） 暫時休憩いたします。

午前11時36分休憩

午前11時37分再開

- 議長（小森英明君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

発言を許します。どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小森英明君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、質疑を終結いたします。
-

日程第19 討論

- 議長（小森英明君） 日程第19、討論。

ただいまから、発議第7号 米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める意見書についての討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小森英明君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小森英明君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。
-

日程第20 採決

- 議長（小森英明君） 日程第20、採決。

ただいまから採決を行います。

発議第7号 米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める意見書について、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第21 議会運営委員会・特別委員会中間報告について

- 議長（小森英明君） 日程第21、議会運営委員会・特別委員会中間報告についての議題といたします。

議会運営委員会、環境保全対策特別委員会、東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会に付託中の案件について、中間報告をしたいとの申し出がありますので、お諮りいたします。本件は、申し出のとおり報告を受けることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、それぞれの委員長から報告を受けることに決定いたしました。

初めに、議会運営委員長の発言を許します。

議会運営委員長 村橋安治君。

- 議会運営委員会委員長（村橋安治君） 議長の御指名をいただきましたので、議会運営委員会の委員長報告をいたします。

本委員会は、閉会中に3回開催をいたしました。

第1回は、平成17年6月23日午前11時46分より第1委員会室において、委員5名と助役、総務部長出席のもとに委員会を開催いたしました。審議事項は、平成17年度第3回定例会の日程を審議いたしました。9月5日開会、9月26日閉会の22日間として定例会を開催していただくことといたしました。

第2回は、平成17年8月4日午前10時より第1委員会室において、委員5名と助役、総務部長、企画部長の出席を求め、平成17年第2回臨時会の提出予定議案及び会期日程、要望書について審議をいたしました。予定議案は、報告案件の専決処分2件、予算案件2件、契約案件4件でありました。会期は8月9日の1日といたしました。

また、第3回は、平成17年8月25日午前10時より第1委員会室において、委員4名と助役、総務部長、企画部長の出席を求め、平成17年第3回定例会提出予定議案及び発言通告書について審議をいたしました。

審議内容については、報告案件の専決処分2件、補正予算の専決処分1件、条例案件

5件、決算認定案件2件、補正予算案件6件、契約案件1件、市道の認定、変更、廃止案件3件、意見書2件、委員会閉会中の継続審査1件について審議をいたしました。

議案は所轄の常任委員会に付託をし、意見書については、道路特定財源制度の堅持に関する意見書は東海環状自動車道の早期着工を求める意見書もあわせて産業建設委員会で、米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める意見書は文教厚生委員会で審議をすることといたしました。

発言通告書の提出期限については、質疑の発言通告は土日祭日を除く2日前の正午までといたしまして、討論の発言通告は土日祭日を除く1日前の正午までとすることを8月30日の全員協議会で確認、決定することになりました。

以上、議会運営委員会委員長報告といたします。

- 議長（小森英明君） 御苦労さまでした。議会運営委員長の間接報告が終わりました。

次に、環境保全対策特別委員長の発言を許します。

環境保全対策特別委員長 大西克巳君。

- 環境保全対策特別委員会委員長（大西克巳君） 御指名を受けましたので、環境保全対策特別委員会の報告をいたします。

本委員会は、去る8月26日、議長初め委員11名、所管部署の長屋市民部長、松影産業経済部長、梅田環境衛生課長、高橋農林水産課長、桑原クリーンセンター所長、大山環境衛生課長補佐、林事務局長、棚橋課長の20名が養鶏堆肥場及びごみ処理施設の視察研修を行いました。

8時45分、山県市役所を出発し、最初に伊自良地域の岩橋養鶏堆肥場で堆肥場消臭試験の現場視察をいたしました。加湿調湿スプレーユニットによる薬液の超微細噴霧による作業実験でございました。

その後、滋賀県栗東市環境センターを視察いたしました。平成15年3月に完成した最新式の灰溶融施設で、ごみ処理能力は38トン、2炉／1日、燃料式溶融方式10トン／1日という施設、それにつきまして、管理棟、リサイクルショップ、ストックヤード等が一体化し、ダスト、スラグまでを行う工程でございました。山県市の事業計画規模に比較しながら視察研修をまいりました。

帰庁後、16時55分まで委員会を開き、今後においてもごみ処理畜産公害等環境保全対策の継続調査が必要でありますので、本特別委員会といたしまして閉会中の継続審査について本会議に申し出をすることに決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

- 議長（小森英明君） 御苦労さまでした。環境保全対策特別委員長の間接報告が終わり

ました。

次に、東海環状及び幹線道路整備促進特別委員長の発言を許します。

東海環状及び幹線道路整備促進特別委員長 藤根圓六君。

- 東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会委員長（藤根圓六君） ただいま議長の指名をいただきましたので、東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会報告を行います。

去る7月11日、東海環状及び幹線道路整備促進特別委員10名、助役、所管の部長、課長等で計18名により、東海環状自動車道周辺整備による施設の視察調査を行いました。

市役所を午前9時に出発、関インターから一宮ジャンクション、清洲ジャンクション、四日市ジャンクション、大府インターチェンジ、そして半田中央ジャンクション、セントレア東インター経由で中部国際空港セントレアを見学して、ハイウェイオアシス鞍ヶ池公園を視察、土岐プレミアムアウトレットを視察調査して、午後5時に市役所に帰着の日程でした。

以下、それぞれ施設調査の概要を報告します。

鞍ヶ池公園事業については、豊田市東部地区にあり、かんがい池を中心に魅力的な観光施設が点在し、見事な赤松林に包まれた自然に憩うファミリーパークでした。一帯は愛知高原国定公園に指定され、起伏に富んだ地形を生かした施設であります。鞍ヶ池、水辺テラス、水辺デッキ、芝生広場、プレイハウス、植物園、桜園、トヨタ鞍ヶ池記念館、MAGロード館等の12施設が整備されています。この目的は、当公園に隣接して東海環状自動車道の鞍ヶ池パーキングが整備されるのを契機に、パーキングを一体的にハイウェイオアシスとして整備し、豊田市の目指す、人、物、情報が行き交う活発な交流の町にふさわしい広域レクリエーションの拠点の形成を図るためです。環境に配慮した施設が豊田市単独で完成されたことに感心しました。

土岐プレミアムアウトレットについては、2005年3月4日、風光明媚で眺望にすぐれたこの地にふさわしい、雄大なロッキー山脈に抱かれていた米国コロラドの美しい町並みをイメージした85のショップが入っていました。運営はチェルシージャパン株式会社、これは米国のアウトレット事業チェルシープロパティグループで、三菱地所、双日の3社の合併会社で、日本にアウトレットセンターの開発運営を業務としてつくった会社です。ちなみに、アウトレット事業とは、非日常的な空間で一日中ショッピングが楽しめる、そしてしかも有名なブランド商品のきずものを安く売る工場直売店。これはアメリカで始まった新型の形態事業です。若者が集まるまちづくりに参考になると認識しました。

東海環状自動車道東回りルートの完成により、愛知万博、中部国際空港へのアクセス

は非常に短縮され、東海地区の景気に大変な貢献をしたということは皆様御存じのとおりです。よって、本市においては、西回りルート早期着工、促進を図る必要があり、帰着後の特別委員会においては閉会中の継続審査をすることを今議会に申し出ることを決定しました。

以上をもって本委員会の報告とします。

以上です。

- 議長（小森英明君） 御苦労さまでした。東海環状及び幹線道路整備促進特別委員長の中間報告が終わりました。

日程第22 質疑

- 議長（小森英明君） 日程第22、質疑。

議会運営委員長、特別委員会委員長報告についての質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小森英明君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして質疑を終結いたします。

日程第23 委員会閉会中の所管事務調査報告について

- 議長（小森英明君） 日程第23、委員会閉会中の所管事務調査報告についてを議題といたします。

最初に、産業建設常任委員会委員長から、閉会中の所管事務調査報告を求めます。

産業建設委員長 藤垣邦成君。

- 産業建設常任委員会委員長（藤垣邦成君） 産業建設委員会より、議会閉会中の継続審査、調査について報告を申し上げます。

産業建設常任委員会の委員は、去る7月4日から6日まで調査に参りました。公共下水事業と、それから産業振興策についてをテーマに、宮城県の桶谷町並びに岩手県の衣川村に視察に出かけたわけでございます。

最初に、公共下水事業について、宮城県の桶谷町に参りました。視察したセンターは、公共下水事業については全体事業費が108億円で、平成5年に事業に着手し、平成11年3月に第1工事を完成し、一部供用を開始されているところでございます。供用を開始して6年が経過した現在も供用率が43%と低く、供用率を高めることが今後の課題だと

というような御説明がございました。桶谷町においても全国的な傾向で少子化の影響を受け人口が減少しており、今年度、17年度から下水事業の計画の見直しをするというようなことでもございました。

同センターは、処理方法がオキシデーションディッチ方式で、計画区域421ヘクタール、まさに、計画人口1万4,000人、それから最大日の汚水量6,700立方メートルというのは、高富の浄化センターと処理方法も同じ、規模も全く類似しております。汚泥脱水設備についても高富浄化センターと同じ建設費。まさに維持管理コストの低減と運転管理の容易な設備が導入されており、施設の明細な説明を受けたわけでございます。

また、浄化センター建設工事を日本下水事業団に委託しており、工事の発注についても全く同じ方法でございました。いろいろ勉強させていただく中で、なぜこの工事を日本下水事業団に委託したかという点については、御町に公共下水道業に関する技術者がいないと、このような御答弁をいただいております。また、工事を日本下水事業団に委託し、現在までの状況についてはどうかという点については、窓口が一本化されており迅速かつ的確な対応がされ、工事が円滑に進んでいるとのことでございます。また、施設完成後の維持管理についても、技術援助及び技能診断などのサービスが行われ、トラブルもなく順調に施設が稼働しているとのことでございます。高富浄化センター建設工事についても日本下水事業団に委託し行うわけではありますが、本視察を通じ、施設の確実な建設及び稼働を確信した次第でございます。

次に、産業振興対策として、岩手県の衣川村、とうほくニュージールランド村を視察いたしました。とうほくニュージールランド村は株式会社ファームにより施設の建設、運営がされている農業公園で、面積が67万平方メートル、東京ドーム14個分ということですが、広大な敷地の中で自然や動物と触れ合いながら、パンやソーセージなどの手づくり体験教室、ボートやゴーカートなどのレジャー施設、レストラン、デイキャンプ場など数多くの施設があり、1日ゆっくり家族が過ごすところでございました。この施設を正規の職員15名、パート職員13名で運営しており、連休時の忙しいときには学生アルバイトを使っていると。年間の入場者は16万1,000人で、売り上げは通常時で月2,000万円、ゴールデンウィーク時には1億2,000万円とのことでございました。

この施設を視察いたしましたのは、このファームという会社、全国に同様な施設を24カ所も建設し運営をしていると。特に岐阜県では日本昭和村の建設、運営に携わっているという会社でございまして、そういった点から、山県市内には、開発公社等の所有する土地を今後どのように有効利用していくかという観点から、また、市内観光施設の連帯を含め産業振興対策として活用を図ることも今日的な市政の課題ではなかろうかと、

この点についてこの視察は大変に参考になったわけでございます。

今後、山県市におきましても、大事業である公共下水事業の着実な建設、特に研修いたしました供用率、加入率、こういったものを高め健全な運営がなされるよう希望するところでございます。また、産業政策対策としては、市内の土地の有効利用を望むとともに、私どもは今後も視察を生かし、所管の課題について鋭意取り組んでまいりたいと思いますことを申し添え、産業建設委員長の報告とさせていただきます。

また、同僚の吉田委員より議会報の紙上にて研修報告をさせていただく予定でございます。何とぞ御一読いただければ幸いかと存じます。ありがとうございました。

- 議長（小森英明君） 御苦労さまでした。産業建設委員長の報告が終わりました。

次に、文教厚生常任委員会委員長から、閉会中の所管事務調査報告を求めます。

横山善道君。

- 文教厚生常任委員会委員長（横山善道君） 文教厚生委員会の閉会中の所掌事務の調査を受けましたので、その研修・視察報告をさせていただきます。

去る6月29日から7月1日の2泊3日にて、委員5名で大分県別府市社会福祉法人太陽の家別府本部と福岡県大野城市大野城まどかぴあを視察研修いたしました。

初日の日、6月29日は別府市議会事務局に表敬訪問をし、別府市の概要の説明を受け、その後研修目的地である社会福祉法人太陽の家別府本部を訪問しました。

太陽の家では広報情報室長より説明を受けました。この施設の基本理念は、世に身心障害者、身心障害児はあっても仕事に障害はあり得ない、創業者、故中村裕博士の「保護より機会を」をモットーに、身体障害者の働く場づくりを進めてきました。創立以来多くの企業から御支援、御協力をいただき、愛知太陽の家、京都太陽の家、サン・コミュニティ・大神と事業を拡大してきました。障害者が働くためには社会人としての自覚と意欲が必要であり、たとえ身体に障害があっても就労能力には関係がありません。太陽の家の工場などでは身体的障害者を科学で補い、コマーシャルベースで運営をしています。さまざまな企業と提携して近代的な工場を設立し、さらにはサービス産業にも進出しています。また、日常生活で常に介助を要する人が、地域と交流を深めながら、働く障害者とともに生活をするコミュニティを運営しています。太陽の家はこれからも障害者の雇用を拡大し、だれでもが心豊かな生活を送れる社会を目指して活動を続けていきますとのことでした。

太陽の家の特徴は、安定した仕事を確保するために、太陽の家と企業が資本金を出し合って設立した共同出資会社が現在8社あり、多くの身体障害者が働いています。これらの会社では、企業が生産の技術や運営、管理を、太陽の家が健康管理や日常生活など

を支援する、ユニークなシステムを採用しています。ISO9000シリーズ、品質管理及び品質保証システムや、ISO14000シリーズ、環境マネジメントシステムの認証を取得している会社もあり、品質管理や環境保全にも努められています。そのほかに7社から授産訓練のためにさまざまな仕事を提供していただいたり、収益事業としてスーパーマーケットサンプラザを運営しておられます。また、地域に開かれた施設としてさまざまな設備、サービスを提供し、多くの地域の方々に利用されています。コミュニティセンター、スポーツセンター、体育館、プール、研修宿泊施設などがあります。現在太陽の家では在籍者数は1,600人で、うち健常者が500人とのことでした。

山県市障害者計画の中にありますノーマライゼーションの理念に相応した施設ではないかと思いました。今現在、障害者に対する考え方がやはり地域でともに育っていく、暮らしていくという部分を考えますと、大変大いに身になる研修でありました。

2日目は、大野城市議会事務局に表敬訪問し、大野城市の概要説明を受け、その後に研修目的である大野城まどかぴあを訪問しました。大野城まどかぴあでは、財団法人大野城市都市施設管理公社管理課長より施設概要の説明を受けました。

多目的総合施設大野城まどかぴあは、市制施行20周年の記念事業の一環として計画され、地域住民の学習、文化活動及び男女自立と共同参画都市づくりの拠点施設になることを願って建設されたもので、SRCづくり一部RCづくり、地上4階地下1階、建築面積5,997平方メートル、延べ床面積1万2,894平方メートル、事業費総額79億円、うち起債64億、一般財源14億であります。施設の概要は、大ホール798席、小ホール118席、多目的ホール、楽屋、リハーサル室、練習室、楽屋事務室、展示コーナー、視聴覚室、美術室、工作室、調理実習室、茶室、和会議室、パソコン実習室、研修室、会議室、その他無料の施設としてまどかぴあ図書館、ビデオプラザ、ラウンドコーナーを備えています。

施設の特徴は、だれにでも利用ができ制限がないこと、また、減免の制度もなく、市が利用するときも料金を取るとのことでした。16年度より指定管理者制度を導入、また、公社は、職員3名、契約職員1名、嘱託職員39名、合計で43名で、施設の利用率は84.6%、1日平均来館者は1,876人で多くの市民の利用と参加がうかがわれます。利用料金制度も財団の運営で、受益者負担の考えを取り入れ、障害者学習センター事業では年間1,000万の黒字になると言っておみえになりました。また、運営の基本方針で、複合施設としてのメリットを生かした運用に努めると、また、個性豊かな地域文化の創造を図るために、美術、芸術、文化等に関する調査、研究に努め、その成果や情報を広く市民に提供しますと、利用者の希望を考慮した事業運営を行いますと、施設ごとの目的意識を持つ

とともに、運営面では企業経営感覚重視で取り組みますというようなことを挙げてみえます。

行政も我々議員も、非常に参考になることではないかなというようなことを痛感しました。この山県市にも各施設があるわけでありますけど、一つの考えとしまして、運営審議会等の会を設置し、より住民の意見を反映させ、使いよいものにしていくということが今後の課題となるのではなかろうかというふうに思います。

以上をもちまして視察研修の報告とさせていただきます。

- 議長（小森英明君） 御苦労さまでした。文教厚生委員長の報告が終わりました。

12時を過ぎておりますが、最後まで行いますのでよろしくお願いします。

日程第24 質疑

- 議長（小森英明君） 日程第24、質疑。

産業建設委員長、文教厚生委員長報告についての質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小森英明君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、質疑を終結いたします。

日程第25 委員会閉会中の継続審査について

- 議長（小森英明君） 日程第25、委員会閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、目下委員会において審査中の事件について、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申し出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

総務常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申し出書のとおり、所管事務調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

環境保全対策特別委員長から、目下委員会において審査中の事件について、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申し出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

東海環状及び幹線道路整備特別委員長から、目下委員会において審査中の事件について、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申し出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

-
- 議長（小森英明君） これをもちまして、本日の議事日程はすべて議了いたしました。

これにて会議を閉じます。

会期中、皆様の格別の御協力に対し、心から感謝申し上げます。提案されました全議案につきまして、慎重御審議、御決定を賜り、まことにありがとうございました。

これにて平成17年度第3回山県市議会定例会を閉会といたします。長期間、大変御苦労さまでした。

午後0時13分閉会

地方自治法第129条の規定によりここに署名する。

山県市議会議長 小 森 英 明

11 番 議 員 谷 村 松 男

15 番 議 員 中 田 静 枝